委託契約書

契約番号 1132030008

1 委託名　神奈川公会堂清掃等委託

2 履行場所　神奈川公会堂

3 履行期間　平成２３年　4月　1日　から　平成２４年　3月　31日　まで

4 委託代金額　¥7495404

□課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）　¥356924

□ 免税業者

5 契約区分　■ 確定契約　□ 概算契約

6 前金払　□ する　■ しない

7 部分払　■ する　（12回以内）　□ しない

8 部分払の基準　□ 以下のとおり　☑設計図書のとおり

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額

9 委託代金の支払場所　横浜市指定金融機関（市庁内）

10 契約保証金　免除

11 特約条項

上記の委託について、委託者横浜市と受託者　株式会社大興　とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の約款の条項（特約条項がある場合、それを含む。）によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、当事者双方記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成２３年　4月　1日

委託者　横浜市中区港町１丁目１番地
横浜市
契約事務受任者
横浜市~~財政局長~~総務局長鈴木　隆

受託者
所在地　神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷4-29-37
商号又は名称　株式会社大興
代表者職氏名　代表取締役　保坂忠男　印

平成23年度一般会計歳出　第3款2項1目　個性ある区づくり推進費　第13節(1)清掃設備保守委託料			
受付番号	種目番号 301	連絡先	委託担当　　担当者　山口 神奈川区 地域振興課　　電話　411-7095

設　計　書

1 委　　託　　名　神奈川公会堂　清掃等委託

2 履　行　場　所　横浜市神奈川区富家町１－３　神奈川公会堂

3 履　行　期　間
又　は　期　限
■　期間　平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日まで
□　期限　平成　　年　　月　　日まで

4 契　約　区　分　■　確定契約　　□　概算契約

5 その他特約事項　なし

6 現　場　説　明　■　不要
□　要（平成　　年　　月　　日　　時　　分　　場所　　　　　　）

7 委　託　概　要　庁舎清掃業務
諸水槽清掃業務
設備管理（運転監視）業務

8 部分払い

■　する（　１２　回以内）

□　しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量 (概算数量)	単位	単価	金額
日常清掃	毎月	12	月		
定期清掃（事務室以外）	奇数月	6	回		
〃　　　（事務室内）	5,9,1,3月	4	回		
窓ガラス清掃	9	1	回		
照明器具清掃	12	1	回		
給水槽清掃	8	1	回		
排水槽清掃	9,3	2	回		
消火用水槽清掃	7	1	回		
設備管理（運転監視）業務	毎月	1	式		

※　単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※　概算数量の場合は、数量及び金額を（　　　　　）で囲む

委託代金額	￥　　　　　　　　　　　　.－
内訳	￥　　　　　　　　　　　　.－
	￥　　　　　　　　　　　　.－

内　訳　書

名称	形状寸法等		数量	単位	単価（円）	金額（円）	摘要
1　清掃業務							
日常清掃	866	㎡	12	月			
定期清掃（事務室以外）	1,335	㎡	6	回			
〃　　（事務室内）	45	㎡	4	回			
窓ガラス清掃	201	㎡	1	回			
照明器具清掃	757	本	1	回			
給水槽清掃	20	㎥	1	回			
排水槽清掃	10	㎥	2	回			
消火用水槽清掃	40	㎥	1	回			
小計							
2　設備管理（運転監視）業務							
(1) 直接業務費							
ア　直接人件費	技師補			人			12 月
	技術員			人			12 月
	技術員補			人			12 月
イ　直接物品費			1	式			
小計							
(2) 共通費							
ア　業務管理費			1	式			
イ　一般管理費			1	式			
小計							
計							
消費税及び地方消費税相当額							
委託代金額							

※概算数量の場合は、数量及び金額を（　　　　　　　）で囲む

神奈川公会堂　清掃等委託仕様書

（注）下記項目に○が付いている業務を適用すること。

業　務　内　容	適用	業　務　内　容	適用
日常清掃	○	雨水槽	
定期清掃（Ａ）	○	空調水（蓄熱槽）清掃	
定期清掃（Ｂ）		外構清掃	
ジュータン清掃（Ａ）		空調水槽	
ジュータン清掃（Ｂ）		噴水用水槽清掃	
窓ガラス清掃	○	消火水槽清掃	○
照明器具清掃	○	雨水貯留槽清掃	
給水槽清掃	○	設備管理業務	○
排水槽清掃	○	駐車場管理業務	

（※）定期清掃(A)：Ｐタイル、塩ビシート、石貼り床等
定期清掃(B)：ＯＡ床
ジュータン清掃(A)：手織絨毯、ウイルトンカーペット等
ジュータン清掃(B)：ＯＡ床

共通事項

1　作業員

委託契約約款（以下「約款」という）第９条に定める事項については、様式１により提出しなければならない。また、契約期間途中においても同様とする。

2　作業予定表の提出

乙は年間の作業予定表（様式２・１１）を４月１０日までに、また、毎月の作業予定表（様式３・４・５・１２）を前月２５日までに（４月にあっては４月３日までに）神奈川公会堂（以下「公会堂」という。）へ提出し、甲乙はこれについて協議するものとする。

3　その他

(1)　甲の指定する本市職員とは、契約書全般については神奈川区地域振興課の職員とし、本委託仕様の事務的事項については公会堂の職員とする。

(2)　作業員が一般事務室等に立ち入り作業を行う場合は、事前に公会堂に連絡してから行うものとする。

清掃管理業務

1　清掃内容　　　　　前記のとおり

2　清掃回数及び日時　別表Ａのとおり

3　清掃方法

(1) 共通事項

ア　作業の実施については、常に火災、盗難、その他事故の発生することの無いよう十分注意すること。

イ　作業の実施中に、乙の責に帰すべき事由により甲の建物・備品等を棄損した時は、直ちに甲の指定する者にその旨を通知して、その指示に従うこと。この場合において原形又は現状に復する必要がある場合には、乙の費用をもって行うこと。

ウ　清掃機具及び材料等は、作業内容に最も適したものを用いることとし、その使用前には必ず甲の指定する者に申し出ること。

エ　作業の実施により移動した椅子その他の物品は、必ず元の位置に戻しておくこと。

オ　作業員は作業中、作業服上下及び作業靴を正しく着用し、作業服胸部等に社名・氏名を明記したプレート等の証票をつけるものとする。

(2)日常清掃

作業箇所	作　業　要　領
ア　階段・廊下・待合ホール・エレベーター内部　等	(ｱ)マット等の備品は移動させ、砂・泥・ごみ等一切を掃き取り、マットを洗い乾かすこと。 (ｲ)待合い・廊下等のスタンド式灰皿の清掃及び洗浄を行うこと。 (ｳ)待合い用椅子の拭き掃除を行うこと。 (ｴ)階段手すり・自動ドア・扉・消火栓盤上の拭き掃除を行うこと。 (ｵ)人通りの多い場所については、特に注意を払って砂等を掃き取ること。 (ｶ)各階の紙くず入れ（ポリペール・コレクター等）の収集清掃を行うこと。 (ｷ)ジュータン部分については、電気掃除機で十分汚れを吸い取ること。 (ｸ)観葉植物に水をやること。
イ　便所	(ｱ) 床の掃き掃除をすること。 (ｲ)床の水拭きをすること。汚れの多い時は無リン系（LAS を含まない）等の適正洗剤で拭くこと。 (ｳ)汚物入れ、紙くず入れの清掃をすること。 (ｴ)洗面台を清掃し、鏡を拭き上げること。 (ｵ)衛生陶器類を無リン系（LAS を含まない）等の適正洗剤で清掃すること。 (ｶ)金属部分の拭き掃除をすること。 (ｷ)トイレットペーパー、石けん液の補充をすること。
ウ　湯沸室	(ｱ) 床の掃き掃除をすること。 (ｲ) 茶殻・生ごみ等の搬出処理及び容器等の洗浄をすること。
エ　ごみ集積所等	(ｱ) ごみ集積所を随時整理清掃すること。

(3)-1　定期清掃Ａ　(Ｐタイル、塩ビシート、石貼り床等)

作業箇所	作　業　要　領
床　　面	(ｱ)椅子等を机の上に上げ、床の汚れ、砂及びほこりを掃き取ること。 (ｲ)無リン系 (LAS を含まない) 等の適正洗剤を使用して表面洗浄を行うこと。 (ｳ)モップで水分を拭き取ること。 (ｴ)床面乾燥後、ワックス等を塗布し、ポリッシャーでつや出し仕上げを行うこと。 (ｵ)１年に１回、はく離剤等で洗浄し、新しく表面皮膜を再生すること。 (ｶ)その他床面の種類に応じて薬品・器具等は適宜変更して清掃すること。 (ｷ)稼働椅子を移動して清掃すること。 (ｸ)机の上の椅子を下げること。

(3)-2　定期清掃Ｂ（OA 床）

作業箇所	作　業　要　領
床　　面	(ｱ)椅子等を机の上に上げること。 (ｲ)床の汚れ、砂及びほこりを電気掃除機で十分吸い取り、汚れの目立つ箇所は無リン系（LAS を含まない）等の適正洗剤を使用して部分洗浄すること。 (ｳ)必要に応じて、適宜、カーペット床の補修をすること。 (ｴ)稼働椅子を移動して清掃すること。 (ｵ)机の上の椅子を下げること。

(4)-1　ジュータン清掃Ａ（手織絨毯、ウイルトンカーペット等）

作業箇所	作　業　要　領
ジュータン床部分	(ｱ)パウダー方式・シャンプー方式等、適正な方式で全面クリーニングを行うこと。 (ｱ) シミ等の汚れは、無リン系（LAS を含まない）等の適正洗剤で除去すること。 (ｲ) たばこの焦げ等は、補修ジュータンで切り貼り修理すること。

(4)-2　ジュータン清掃Ｂ（OA 床）

作業箇所	作　業　要　領
ジュータン床部分	(ｱ)パウダー方式・シャンプー方式等、適正な方式で全面クリーニングを行うこと。 (ｲ)シミ等の汚れは、無リン系（LAS を含まない）等の適正洗剤で除去すること。 (ｳ)たばこの焦げ等は、補修ジュータンで切り貼り修理すること。

(5)窓ガラス清掃

作業箇所	作　業　要　領
窓ガラス・サッシ	(ｱ)無リン系（LAS を含まない）等の適正洗剤で汚れを取り除き、仕上げること。 (ｲ)作業実施にあたっては静粛にかつ足下に十分注意し、また、掃除用水の取り扱いについては、事務室及び通行人等に飛散しないよう特に注意すること。 (ｳ)悪臭を放つ薬品、または、建物に悪影響を与える薬品・用具類を使用しないこと。また、ごみ粉等の飛散する雑巾を使用しないこと。

(6)照明器具清掃

作業箇所	作　業　要　領
照明器具	㈠ 無リン系（LAS を含まない）等の適正洗剤を使用して、反射板、ルーバー及び取り外したランプを拭き上げること。 ㈡ 作業着手前に電気室の係員と打ち合わせを行い、感電事故等の起きないようにすること。 ㈢ 作業実施にあたっては、ほこり、清掃用水等が飛散しないよう注意すること。

(7)給水に関する水槽清掃

作業箇所	作　業　要　領
受水槽・高架水槽	㈠次の項目を記載した水槽等清掃作業員及び使用機材一覧表を１週間前までに様式６により甲の指定したものに提出すること。 【記載事項】 ・作業責任者または監督者資格氏名 ・作業員名 ・前回の健康診断月日及び結果 ・使用機材名称 ・使用消毒薬品名・量・使用濃度 ㈡作業員の作業衣は消毒したものを作業直前に着用し、使用機材は消毒済みのものを使用すること。 ㈢水槽に出入りする際は、出入口に消毒薬を置き、不用意に槽外の異物等を持ち込まぬように洗浄と消毒を行うこと。 ㈣排水は完全に実施し、排水後槽内沈積物質、浮遊物質、壁面等の付着物質の除去を行うこと。 ㈤50～100ppm の次亜塩素酸水溶液で 15 分間隔で３回噴霧し、最後に 30 分間放置する。消毒後は十分に水洗いし、水槽満水後、残留塩素の測定(0.2ppm 以上)を行うとともに、色度・濁度・臭気等を確認すること。 ㈥漏水の有無、液面制御装置及び揚水ポンプ等の機能点検を行うこと。 ㈦清掃作業実施後、次の項目を記載した点検・整備・消毒結果報告書を様式７・８により甲の指定する者に提出すること。 【記載事項】 ・作業責任者または監督者氏名 ・使用消毒薬品名・量・使用濃度 ・槽内及び給水栓末端の残留塩素濃度 ㈧水槽の清掃に際しては、清掃前後の写真を撮り、甲の指定する者に提出すること。

(8) 排水に関する水槽清掃

作業箇所	作　業　要　領
雑排水槽・汚水槽	㈠ 槽内全体を清掃し、槽内沈積物質・浮遊物質・壁面等の付着物質を除去すること。 (イ) 槽内除去物質搬出の際には消毒を完全に行い、搬出経路及び槽出入口周辺の消毒も行うこと。 (ウ) 漏水の有無、液面制御装置及び汚水ポンプ、排水ポンプ等の機能点検を行うこと。 (エ) 清掃作業実施後、次の項目を記載した点検、整備消毒結果報告書を様式８により甲の指定する者に提出すること。 【記載事項】 ・作業責任者または監督者氏名 ・槽内外の点検結果及び改善事項 ・汚水ポンプ・排水ポンプ等の点検結果 (オ) 水槽の清掃に際しては、清掃前後の写真を撮り、甲の指定する者に提出すること。

(9) 空調に関する水槽清掃

作業箇所	作　業　要　領
蓄熱槽・空調水槽	(ア) 槽内沈積物質、浮遊物質、壁面等の付着物質の除去を行うこと。 (イ) 漏水の有無、ポンプ等の機能点検を行うこと。 (ウ) 清掃作業実施後、次の項目を記載した点検・整備等作業結果報告書を様式８により甲の指定するものに提出すること。 【記載事項】 ・作業責任者または監督者氏名 ・槽内外の点検結果及び改善報告 ・汚水ポンプ、排水ポンプ等の点検結果 (エ) 水槽の清掃に際しては、清掃前後の写真を撮り、甲の指定する者に提出すること。 (オ) 作業従事者がエアロゾルを吸引しないよう安全対策を講じること。

(10)消火用水に関する水槽清掃

作業箇所	作　業　要　領
消火水槽	(ｱ)槽内沈積物質、浮遊物質、壁面等の付着物質の除去を行うこと。 (ｲ)漏水の有無、ポンプ等の機能点検を行うこと。 (ｳ)清掃作業実施後、次の項目を記載した点検・整備等作業結果報告書を様式８により甲の指定する者に提出すること。 (ｴ)防火対策に努めて短期間に行うこと。 【記載事項】 ・作業責任者または監督者氏名 ・槽内外の点検結果及び改善事項 ・汚水ポンプ・排水ポンプ等の点検結果 (ｴ)水槽の清掃に際しては、清掃前後の写真を撮り、甲の指定する者に提出すること。

(11)噴水に関する清掃

作業箇所	作　業　要　領
噴水流下面、噴水槽	(ｱ)噴水槽は循環に支障の無いよう、浮遊物質、付着物質を除去し、給排水管等を簡単に点検すること。 (ｲ)流下面の沈積物、付着物質を除去し、流水の落下に支障が無いように、壁・床面の清掃を行うこと。 (ｳ)水槽の清掃に際しては、清掃前後の写真を撮り、甲の指定する者に提出すること。

(12)外構清掃

作業箇所	作　業　要　領
前庭及び庁舎外構部	(ｱ)ごみ・落ち葉等を除去し、設置物の整理をすること。 (ｲ)植栽等に水をやること。

(13)雨水貯留槽及び雨水槽清掃

作業箇所	作　業　要　領
雨水貯留槽・沈砂槽・移送ポンプ槽及び雨水槽	(ｱ)清掃作業実施前に、次の項目を記載した雨水貯留槽清掃作業報告書（事前報告書）を様式９により甲の指定する者に提出すること。 【記載事項】 ・作業年月日、社名及び作業責任者または監督者氏名 ・使用機器材 (ｲ)槽内、側面・床面・槽内機器（ポンプ・配管・電極）の高圧洗浄機による洗浄をすること。 (ｳ)槽内洗浄時、酸欠防止・漏電防止対策等、安全管理を行うこと。 (ｴ)清掃作業実施後、次の項目を記載した雨水貯留槽清掃作業報告書（事後報告書）を様式 10 により甲の指定する者に提出すること。 【記載事項】 ・社名及び作業責任者または監督者氏名 ・内部状況及び内装設備状況 (ｵ)雨水貯留槽清掃に関しては、清掃前後の写真を撮り、甲の指定する者に提出すること。

別　表　A

項　　目	実　施　日	作業時間	備　考
日常清掃	毎日とする。	甲乙協議する	なし
定期清掃 (A)(B)	事務室内年４回、それ以外を年６回とする。	同上	同上
ｼﾞｭｳﾀﾝ清掃(A)	年２回（６か月に１回）とする。	同上	同上
ｼﾞｭｳﾀﾝ清掃(B)	年１回とする。	同上	同上
窓ガラス清掃	年１回（窓枠サッシを含む）とする。	同上	同上
照明器具清掃	年１回とする。	同上	同上
給水に関する水槽清掃	年１回とする。	同上	同上
空調に関する水槽清掃	同上	同上	同上
排水に関する水槽清掃	年２回（６か月に１回）とする。	同上	同上
上記以外の清掃	内訳書記載の回数を実施する。実施時期については甲乙で協議する。	同上	同上

（注）上記表は一つの基準であるから、実施する月によって多少変更してもよい。

日常清掃

神奈川公会堂　各階平面図

所在地／横浜市神奈川区富家町１－３

昭和53年３月竣工／ＲＣ造地上２階・地下１階（延床面積：2,000㎡）

１階平面図

２階平面図

地下１階平面図

（様式１）

現場責任者

電気技術者　選 定 通 知 書

機械技術者

平成　　年　　月　　日

様

所在地

受託者

氏名　　　　　　　　　印

現場責任者

次のとおり　電気技術者　を定めたので，横浜市委託契約約款第９条１項及び第３

機械技術者

項の規定により提出します。

技術者等の氏名			
生年月日	年　　月　　日生　（　　）才		
最終学校学科名		卒業年月日	年　月　日
業務に関する実務経験年数			
資格等		取得年月日	年　月　日

（様式2）

年間作業予定表

施　設　名

請負会社名

清掃の種類	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	日	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20
定期清掃													
窓ガラス清掃													
ジュータン清掃													
照明器具清掃													
給水に関する水槽清掃	高架水槽												
	受水槽												
排水に関する水槽清掃	汚水槽												
	雑排水槽												
空調に関する水槽（蓄熱槽）清掃													
外構清掃													
噴水用水槽清掃													
消火水槽清掃													
雨水貯留槽清掃	雨水貯留槽												
	沈砂槽												
	移送ポンプ槽												

（様式４）

月間作業予定表

施　設　名

請負会社名

区分		作業責任者 住所	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
定期清掃																																	
窓ガラス清掃																																	
ジュータン清掃																																	
照明器具清掃																																	
給水に関する水槽清掃	高架水槽																																
	受水槽																																
排水に関する水槽清掃	汚水槽																																
	雑排水槽																																
空調に関する水槽（蓄熱槽）清掃																																	
外構清掃																																	
噴水用水槽清掃																																	
消火水槽清掃																																	
雨水貯留槽清掃	雨水貯留槽																																
	沈砂槽																																
	移送ポンプ槽																																

（様式5）

月　　　勤務予定表

施　設　名

請負会社名

氏　名					
日	曜　日				
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
特記					

（様式６）

給水に関する清掃作業報告書

１　作業責任者
　　氏　　名
　　住　　所
　　生年月日
　　資　　格

２　作業員氏名

３　健康診断月日及び結果

４　使用機器材名称

５　使用薬剤及び使用量
（１）消毒剤
　　　商品名
　　　有効成分
　　　原　　液　　　　ﾐﾘﾘｯﾄﾙ　　希釈倍率　　　倍　　使用量　　　ﾘｯﾄﾙ
（２）その他

上記報告いたします。

平成　　年　　月　　日
　　　社　　名
　　　作業責任者
　　　氏　　名

（様式７）

給水に関する清掃作業後報告書

1　実施日時　　平成　年　月　日　曜日（　時　分）から
　　　　　　　平成　年　月　日　曜日（　時　分）まで

2　立会者及び作業人数
（１）立会者
（２）作業員

3　使用機器材名称

4　使用薬剤及び使用量
（１）消毒剤
　　商品名
　　有効成分
　　原液　　ﾐﾘﾘｯﾄﾙ　希釈倍率　　倍　使用量　　ﾘｯﾄﾙ
（２）その他

5　残留塩素測定
（１）作業前
　　平成　年　月　日　時　分・濃度　　ppm
　　測定場所
（２）作業後
　　平成　年　月　日　時　分・濃度　　ppm
　　測定場所

6　異物の搬出
（１）汚泥搬出量
（２）その他

7　特記事項

上記報告いたします。

平成　年　月　日
　　社名
　　作業責任者
　　氏名

（様式８）

水槽点検報告書

1	外観程度	良　　　　普通	劣
2	内部状態		
	（１）錆	有	無
	（２）水垢	多	少
	（３）異物	有	無
	（４）クラック	有	無
3	雨・汚水の浸入	有	無
4	自動給水装置の作動状況	良	不良
5	揚水ポンプ		
	（１）作動状態	良	不良
	（２）錆	多	少
6	排水管		
	（１）過水	良	不良
	（２）錆	多	少
7	自動運転装置		
	（１）自動運転時作動	良	不良
	（２）手動運転時作動	良	不良
8	配線関係	良	不良
9	接点関係	良	不良
10	逆流防止	良	不良
11	モーター類		
	（１）外観	良	不良
	（２）作動	良	不良
12	マンホール		
	（１）錆	有	無

上記点検結果に伴う作業内容を報告いたします。

平成　　年　　月　　日

点検者

（様式９）

雨水貯留槽清掃作業報告書（事前報告書）

１　作業日時

（１）作業年月日　　年　月　日　曜日から　年　月　日　曜日

（２）作業時間　　午前　時から午後　時まで

２　作業責任者

（１）氏　　名

（２）住　　所

（３）資　　格

３　作業員氏名

３　使用機器材

（１）汚泥吸引車	（　　t車）		（　　台）
	（　　t車）		（　　台）
（２）高圧洗浄車	（　　t車）		（　　台）
	（　　t車）		（　　台）
（３）換　気　扇	（　　V	W）	（　　台）
	（　　V	W）	（　　台）
	（　　V	W）	（　　台）
（４）作　業　灯	（　　V	W）	（　　台）
（防水型）	（　　V	W）	（　　台）
（５）酸素濃度計	（　　台）		
（６）その他			

上記報告いたします。

平成　年　月　日

社　　名

作業責任者

氏　　名

（様式10）

雨水貯留槽清掃作業報告書（事後報告書）

1　内部状況　　（写真等を添付して報告すること）

（１）沈砂槽

異物	有（	m³）	無
水垢	有		無
クラック	有		無
湧水の浸入	有		無

（２）雨水貯留槽

異物	有（	m³）	無
水垢	有		無
クラック	有		無
湧水の浸入	有		無

2　内装設備状況

（１）電極棒	（損傷）（接触）（脱落）	有	無	場所
（２）槽内部配管	（損傷）（腐食）	有	無	場所
（３）槽内ポンプ外観	（腐食）	有	無	場所
（４）マンホール	（損傷）	有	無	場所

3　特記事項

上記報告いたします。

平成　　年　　月　　日

社　　名

作業責任者

氏　　名

（様式11）

年 間 作 業 予 定 表

施　設　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

請負会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

平成　　　年度　　　　電気・機械		
月	作　業　内　容	備　考
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		

（様式12）

月間作業予定表

施　設　名
請負会社名

平成　　年度　　電気・機械			
日	曜日	作　業　内　容	備　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
特記			

運転・監視及び日常点検・保守業務委託仕様書

（平成２３年度版）

第１編　一般事項

第１章 一般事項

第１節　一般事項

１．１．１　業務目的

１　本業務は、建築設備について、中央監視制御装置等を活用し、エネルギー使用の適正化、温室効果ガス排出の削減を図りつつ正常で効率的な運転を行うことにより建築物の用途に応じた利用と施設運営に資するとともに、目視等の簡易な方法により建築物の劣化及び不具合の状況を把握し、保守等の措置を適切に講ずることにより所定の機能を維持し、事故・故障等の未然の防止に資することを目的とする。

１．１．２　適用

１　本仕様書は、建物に常駐して実施する運転・監視及び日常点検・保守に適用する。

２　本仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。

３　すべての契約図書は、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次の（１）から（３）の順番とする。

（１）委託契約書、委託契約約款

（２）特記仕様書（図面、機器リストを含む）

（３）本仕様書

４　本仕様書に規定しない建築保全業務全般にかかわる技術基準については、国土交通省大臣官房営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」平成２０年版を参考にする。

１．１．３　用語の定義

本仕様書における用語の定義は次による。

(１)「施設管理担当者」とは、建築物等の管理に携わる者で、保全業務の監督を行うことを発注者が指定した者をいう。
(２)「受注者等」とは、当該業務契約の受注者又は受注者側の業務責任者をいう。
(３)「業務責任者」とは、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために施設管理担当者との連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。
(４)「業務担当者」とは、業務責任者の指揮により業務を実施する者で、現場における受注者側の担当者をいう。
(５)「業務関係者」とは、業務責任者及び業務担当者を総称していう。
(６)「施設管理担当者の承諾」とは、受注者等が施設管理担当者に対し書面で通知した事項について、施設管理担当者が書面をもって了解することをいう。
(７)「施設管理担当者の指示」とは、施設管理担当者が受注者等に対し業務の実施上必要な事項を、書面によって示すことをいう。
(８)「施設管理担当者と協議」とは、協議事項について、施設管理担当者と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
(９)「施設管理担当者の検査」とは、業務の各段階で、受注者が実施した結果等について提出した資料に基づき、施設管理担当者が業務仕様書との適否を確認することをいう。
(10)「施設管理担当者の立会い」とは、業務の実施上必要な指示、承諾、協議及び検査を行うため、施設管理担当者がその場に臨むことをいう。
(11)「特記」とは、特記仕様書に指定された事項をいう。
(12)「業務検査」とは、すべての業務の完了の確認、又は、毎月の支払の請求に関わる業務の終了の確認をするために、発注者が指定した者が行う検査をいう。
　なお、年度内に必要に応じて、技術的事項に係る検査を行う。この検査は、「業務検査」の一部をなすものとする。
(13)「作業」とは、本仕様書で定める建築物等の運転・監視、点検、保守、に当たることをいう。
(14)「必要に応じて」とは、これに続く事項について、受注者等が作業の実施を判断すべき場合においては、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けて対処すべきことをいう。
(15)「原則として」とは、これに続く事項について、受注者等が遵守すべきことをいう。ただし、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けた場合は他の手段によることができる。

(16)「運転・監視」とは、施設運営条件に基づき、建築設備を稼動させ、その状況を監視し、制御することをいう。

(17)「点検」とは、建築物等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査することをいい、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。

(18)「定期点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が定期的に行う点検をいい、性能点検、月例点検、シーズンイン点検、シーズンオン点検及びシーズンオフ点検を含めていう。

(19)「臨時点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が、台風、暴風雨、地震等の災害発生直後及び不具合発生時等に臨時に行う点検をいう。

(20)「日常点検」とは、目視、聴音、触接等の簡易な方法により、巡回しながら日常的に行う点検をいう。

(21)「保守」とは、点検の結果に基づき建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う、消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。

１．１．４　受注者の負担の範囲

１　業務の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。

２　点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

３　保守に必要な消耗部品、材料、油脂等は、受注者の負担とする。ただし、第２編に定める支給材料を除く。

１．１．５　報告書の書式等

報告書の書式は、別に定めがある場合を除き、施設管理担当者の指示による。

１．１．６　関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

第２節　業務関係図書

１．２．１　業務計画書

１　業務責任者は、業務の実施に先立ち、実施体制、全体工程、業務担当者が有する資格等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、施設管理担当者の承諾を受ける。

２　受注者は業務関係者の労務管理について適切に行うよう計画する。

１．２．２　作業計画書

業務責任者は、業務計画書に基づき作業別に、実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、業務責任者名、業務担当者名、安全管理等を具体的に定めた作業計画書を作成して、作業開始前に施設管理担当者の承諾を受ける。

１．２．３　貸与資料

点検対象の設備機器等に備え付けの図面、取扱説明書等は使用することができる。ただし、作業終了後は、原状に復するものとする。

１．２．４　業務の記録

１　施設管理担当者と協議した結果についての記録を整備する。

２　業務の全般的な経過を記載した書面を作成する。ただし、同一業務内容を連続して行う場合は、施設管理担当者と協議の上、省略することができる。

３　一業務が終了した場合には、その内容を記載した書面を作成する。

４　１から３の記録について、施設管理担当者に提出又は提示する。

第３節　業務現場管理

１．３．１　業務管理

契約図書に適合する業務を完了させるために、業務管理体制を確立し、品質、工程、安全等の業務管理を行う。

１．３．２　業務責任者

１　受注者は、業務責任者を定め施設管理担当者に届け出る。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。

２　業務責任者は、業務担当者に作業内容及び施設管理担当者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図る。

３　業務責任者は、業務担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。なお、業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。

１．３．３　業務の安全衛生管理

業務担当者の労働安全衛生に関する労務管理については、業務責任者がその責任者となり、関係法令に従って行う。

１．３．４　火気の取扱い

作業等に際し、原則として火気は使用しない。火気を使用する場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意する。

１．３．５　危険物等の取扱い

業務で使用するガソリン、薬品、その他の危険物は、関係法令等に準拠し、十分な安全対策のもとに取り扱う。

１．３．６　喫煙場所

公共的空間での喫煙は禁止とし、業務関係者の喫煙は施設管理担当者の指定した場所においてのみ行い、喫煙後は消火を確認する。

１．３．７　出入り禁止箇所

業務に関係のない場所及び室への出入りは禁止する。

第４節　業務の実施

１．４．１　業務担当者

１　業務担当者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。

２　法令により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が当該作業等を行う。

１．４．２　代替要員

　業務内容により代替要員を必要とする場合には、あらかじめ施設管理担当者に報告し、承諾を得るものとする。

１．４．３　服装等

１　業務関係者は、業務及び作業に適した服装、履物で業務を実施する。
２　業務関係者は、名札又は腕章を着けて業務を行う。

１．４．４　別契約の業務等

　業務関係者は、施設管理担当者の監督下において、他業務責任者との調整を図り、円滑に業務を実施する。

１．４．５　施設管理担当者の立会い

　作業等に際して施設管理担当者の立会いを必要とする場合は、あらかじめ通知する。

１．４．６　業務の報告

　業務責任者は、作業等の結果を記載した業務報告書を作成し、施設管理担当者に、あらかじめ定められた日に報告する。

第５節　業務の検査

１．５．１　業務の検査

　受注者は、委託契約書等に基づき、その支払いに係る請求を行うときは次の書類を提出し、発注者の指定した者が行う業務の検査を受けるものとする。
（１）委託契約書等、業務仕様書
（２）業務計画書、作業計画書、業務報告書
（３）出勤・退勤確認簿
なお､必要に応じて年度内に技術的事項に係る検査を受ける。

第２章　施設等の利用

第１節　建物内施設等の利用

２．１．１　居室等の利用

１　常駐業務室、控室、倉庫等及びその付帯設備並びに什器、ロッカー等の使用については、施設管理者の承諾を得る。

２　供用室及び供用物は、業務責任者の管理のもと、これらを使用する。

２．１．２　共用施設の利用

１　建物内の便所、エレベーター、食堂等の一般共用施設は、利用することができる。

２　建物内の浴室、シャワー室、休憩室等は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けて使用することができる。

第２編　業務の条件、範囲、及び点検内容

第１章　一般事項

第１節　一般事項

１．１．１　業務の条件

１　年間における業務日及び開庁・開館日は、特記による。

２　施設の冷暖房の時期及び始業終業時間又は設備運転時間は、特記による。

３　電算室等特別な空調を必要とする室は、その条件を含めて特記による。

４　契約図書に定められた業務時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。

１．１．２　施設情報の把握

第１編　第１章　１．２．１「業務計画書」、同１．２．２「作業計画書」の作成及び業務の実施は、次の事項を十分把握して行うものとする。

（１）施設の運営に関すること

（２）設備機器の設置年及び運転時間に関すること

（３）施設の行事に関すること

（４）過去の記録や完成図書に関すること

１．１．３　運転・監視の範囲

運転・監視の範囲は、次による。ただし、業務における運転・監視の対象設備等は、別紙「業務対象数量表」による。

（１）設備機器の起動・停止の操作
（２）設備運転状況の監視又は計測・記録
（３）室内温湿度管理と最適化のための機器の制御、設定値調整
（４）エネルギー使用の適正化
（５）季節運転切替え、本予備機運転切替え
（６）運転時間に基づく設備計画保全の把握
（７）その他特記で定めた事項

１．１．４　点検の範囲

１　日常点検の対象部分、数量等は別紙「業務対象数量表」による。
２　電気室、機械室等の主要な設備機器の設置場所は、１日１回巡視して機器等の異常の有無を点検する。なお、定められた対象部分以外であっても、異常を発見した場合には施設管理担当者に報告する。

１．１．５　保守の範囲

運転・監視及び日常点検の結果に応じ、実施する保守の範囲は、次のとおりとする。

（１）汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
（２）取り付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
（３）ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め
（４）次に示す消耗部品の交換及び補充
　ア　潤滑油、グリス、充填油等
　イ　ランプ類（天井高さ３．５ｍ以下に限る)、ヒューズ類
　ウ　パッキン、Ｏリング類
　エ　蓄電池用精製水の補充
　オ　フィルター類
　カ　Ｖベルト類
（５）接触部分、回転部分等への注油
（６）軽微な損傷がある部分の補修
（７）塗料、その他の部品補修（タッチペイント)、その他これらに類する作業

（８）消耗品の在庫管理
（９）その他特記で定めた事項

１．１．６　支給材料

保守に用いる次の消耗品、付属品等は特記がある場合を除き受注者の負担外とする。

（１）ランプ類（照明用ランプ、表示灯を含む）
（２）ヒューズ類
（３）パッキン、Ｏリング類
（４）蓄電池用精製水
（５）発電機用燃料（オイルを含む）
（６）フィルター類
（７）Ｖベルト類
（８）乾電池類
（９）塗料（タッチペイント）、接着剤等、補修材料
(10) 記録、報告書に使用する紙
(11) 機器用油脂類

１．１．７　業務の記録及び報告

１　日常業務における業務日誌及び１．１．３運転監視の範囲、１．１．４点検の範囲、１．１．５保守の範囲についての記録を整理のうえ施設管理担当者に提出する。
２　運転・監視の業務の記録には、次の事項を記載する。
（１）記録者
（２）機器の運転開始時刻及び終了時刻
（３）熱源機器運転中の外気温湿度
（４）電気、ガス、油、水道、下水道等の光熱水の使用量
（５）その他本仕様書に定める項目
３　業務の報告は、施設管理担当者との協議による。なお、業務において正常でないことが認められた場合は、直ちに施設管理担当者に報告する。
４　業務責任者は施設の状況を把握し、施設管理担当者に対し、修繕、更新等に関わる情報を提供する。
５　提出書類は原則として電子データとする。

１．１．８　臨機の措置等

１　災害発生に対する措置について、施設管理担当者と協議の上，次の事項をまとめた防災マニュアルを作成し、施設管理担当者の承諾を受ける。

（１）緊急事態への準備

（２）緊急事態発生後の対応

（３）業務の早期復旧

２　災害発生に伴う重大な危険が認められる場合は、直ちに必要な措置を講じるものとする。この場合は、直ちに施設管理担当者に連絡するとともに、防災センター等との連絡調整を行う。

１．１．９　機器等に異常を認めた場合の措置

業務責任者は、機器等に異常が認められた場合の連絡体制、対応法について、施設管理担当者とあらかじめ協議して定めておく。なお、緊急を要する場合は、業務関係者は必要な措置を直ちに講じる。

１．１．１０　定期点検時の立ち会い

業務関係者は、別契約の関連業者が行う定期点検に立ち会う。

１．１．１１　電気工作物の保安業務

１　「電気事業法」による事業用電気工作物の維持及び運用の保安に関する事項に係る業務は、特記による。

１．１．１２　環境衛生管理体制

１　「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」による建築物環境衛生管理技術者の適用は、特記による。

２　別契約業務等で建築物環境衛生管理技術者が定められている場合は、その監督下において、衛生的環境の確保に努める。

１．１．１３　資料等の整理、保管

業務期間中は、次に示すものの整理及び保管を行う。

（１）機器の取扱説明書等

（２）機器台帳等

（３）工具、器具等の備品、消耗品、及びその台帳

１．１．１４　設備室の清掃

電気室、機械室等の設備室は、整理整頓及びはき掃除程度の清掃を行う。

１．１．１５　障害等の排除

設備の運転中、点検及び操作、使用上の障害となるものの有無を点検する。

１．１．１６　業者間の引継ぎ

当該業務契約期間終了に際しては、次期業務受託者等に対して業務の引継ぎを確実に行い、施設の適正な運転・監視及び点検・保守を問題なく継続できるように努めなければならない。

１．１．１７　周期の表記

運転・監視及び日常点検・保守の周期の表記は次による。

（１）２Hは、２時間に１回行うものとする。
（２）１Dは、１日に１回行うものとする。
（３）４／Dは、１日に４回行うものとする。
（４）２／Dは、１日に２回行うものとする。
（５）１Wは、１週に１回行うものとする。
（６）２／Mは、１月に２回行うものとする。
（７）１Mは、１月に１回行うものとする。
（８）３Mは、３月に１回行うものとする。

第２章　建築関係の点検項目・点検内容・周期

第１節　建築

２．１．１　建築

点検項目	点検内容	周期
（１）陸屋根	（ア）排水状態の良否を点検する。	１M
	（イ）堆積物及びごみの有無を点検する。	１M
	（ウ）植物の有無を点検する。	１M
（２）ルーフドレン及びとい	（ア）排水状態の良否を点検する。	１M
	（イ）さび及び腐食の有無を点検する。	１M
	（ウ）破損及び漏水の有無を点検する。	１M

（３）トップライト	（ア）傷、割れ、変形及び破損の有無を点検する。	３Ｍ
	（イ）さび及び腐食の有無を点検する。	３Ｍ
（４）外壁	仕上げ材の異常の有無を点検する。	３Ｍ
（５）屋外階段	（ア）排水状態の良否を点検する。	３Ｍ
	（イ）通行の妨げになる物品の有無を点検する。	３Ｍ
（６）バルコニー	排水状態の良否を点検する。	３Ｍ
（７）視覚障害者誘導用ブロック	廊下等における誘導路の妨げになる障害物の有無を点検する。	１Ｄ
（８）建具	ア　扉枠及びシャッター	
	（ア）建具及びその周囲からの漏水の有無を点検する。	３Ｍ
	（イ）異常音の有無を点検する。	３Ｍ
	（ウ）施錠状況の良否を点検する。	３Ｍ
	（エ）ガラス部分の傷、破損等の有無を点検する。 ※　ガラスがはめ込まれている場合に限る。	３Ｍ
	（オ）避難扉及びシャッターの開閉の妨げになる障害物の有無を点検する。	１Ｄ
	イ　窓及び枠	
	（ア）建具及びその周囲からの漏水の有無を点検する。	３Ｍ
	（イ）異常音の有無を点検する。	３Ｍ
	（ウ）施錠状況の良否を点検する。	３Ｍ
	（エ）有害な影響を与える結露の有無を点検する。	３Ｍ
	（オ）開閉動作状況の良否を点検する。	３Ｍ
	（カ）ガラスの傷及びひび割れの有無を点検する。	３Ｍ
（９）エキスパンションジョイント金物	建物間の隙間の変位追従状態を点検する。	３Ｍ
（10）車いす用駐車スペース	障害物の有無を確認する。	１Ｄ

第３章　電気設備の点検項目・点検内容・周期

第１節　適用

３．１．１　適用

１　電気設備は、保安規程を遵守して、その日常運転・監視及び測定・記録を行うものとする。

第２節　電灯・動力設備

３．２．１　電灯・動力設備

点検項目	点検内容	周期
（１）照明器具	共用部分の点灯状態の確認を行う。	１Ｍ
（２）分電盤、照明制御盤等	（ア）異常なうなり音の有無を確認する。	１Ｍ
	（イ）各開閉器等の開閉状態を点検する。	１Ｍ
（３）制御盤	（ア）異常なうなり音、発熱、異臭、変色等の有無を点検する。	１Ｍ
	（イ）コンデンサの液漏れ、ふくらみ等の有無を点検する。	１Ｍ

第３節　受変電設備

３．３．１　受変電設備

１　受変電設備の運転・監視は、あらかじめ電気設備の配置図、結線図等を基に電気主任技術者と協議し、巡視経路を定めて点検する。なお、異常がある場合は速やかに、施設管理担当者又は電気主任技術者に報告する。

点検項目	点検内容	周期
(1) 盤類【配電盤、パイプフレーム、さく等】	（ア）扉の開閉の良否及び施錠の有無を点検する。	１Ｍ
	（イ）汚損、損傷、変形、亀裂、塗装の剥離及びさびの有無を点検する。	１Ｍ
	（ウ）ボルトの緩みの有無を点検する。	１Ｍ
	(エ)雨水浸入、ほこり等の堆積状態を点検する。	１Ｍ
	（オ）標識の汚損及び取付け状態を点検する。	１Ｍ

(2) 特別高圧機器、変圧器 モールド変圧器、油入変圧器	温度の適否を温度計の指示値により確認し、異常な高温となっている場合は、負荷電流の状態を確認する。	1 D
(3) 高圧機器	ア　変圧器【乾式変圧器、モールド変圧器、油入変圧器】	
	異常音、異臭、異常振動等の有無を点検する。	1 W
	イ　交流遮断器、負荷開閉器、電磁接触器 異常音、異臭、漏油等の有無を点検する。	1 D
	ウ　計器用変成器	1 W
	（ア）汚れ、損傷、亀裂、過熱、変色、漏油等の有無を点検する。	1 W
	（イ）接続部の変色の有無を点検する。	1 W
	（ウ）接地線の外れ、断線等の有無を点検する。	
	エ　指示計器、表示操作類	1 D
	（ア）各計器の表示値の適否を点検する。	1 M
	（イ）配電盤等の信号灯、表示灯類をランプチェックで確認する。	
	オ　高圧進相コンデンサ 異常音、異臭、変形、ふくらみ等の有無を点検する。	1 W
（４）低圧機器	ア　開閉器類【配線用遮断器、漏電遮断器、電磁接触器、双投電磁接触器】	1 M
	（ア）異常音、異臭、損傷、過熱、変色等の有無を点検する。	1 M
	（イ）開閉表示状態(指示、点灯)を確認する。	
	イ　指示計器、表示操作類	1 D
	（ア）各計器の表示値の適否を点検する。	1 M
	（イ）配電盤等の信号灯、表示灯類をランプチェックで確認する。	
	ウ　低圧進相コンデンサ 異常音、異臭、変形、ふくらみ等の有無を点検する。	1 W

第４節　自家発電設備

３．４．１　自家発電設備

１　自家発電設備の運転・監視は、システムの安定的及び効率的な運転並びに緊急時に迅速な対応がなされるよう行う。

点検項目	点検内容	周期
(1) 自家発電装置	（ア）燃料油及び潤滑油の漏れの有無を点検する。	１Ｄ
	（イ）冷却水の量及び漏れの有無を点検する。	１Ｄ
(2) 配電盤	（ア）配電盤等の信号灯、表示灯類の点灯状態をランプチェック等により点検する。 ※　装置に搭載された盤を含む。	１Ｍ
	（イ）自家発電装置が始動及び自動運転待機状態(切替スイッチの自動側位置等)にあることを確認する。 ※　装置に搭載された盤を含む。	１Ｗ
(3) 補機付属装置	ア　始動用蓄電池装置 整流装置	
	（ア）表示灯類の点灯状態を点検する。	１Ｄ
	（イ）操作、切替スイッチ等の状態を点検する。	１Ｗ
	始動用蓄電池	
	（ア）蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検する。	１Ｗ
	（イ）蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることを確認する。	１Ｗ
	（ウ）蓄電池の総出力電圧を確認する。	１Ｗ
	イ　始動用空気圧縮装置	
	（ア）充気された空気を圧力計指示値により確認する。	１Ｗ
	（イ）空気槽内の水抜きを行う。	１Ｗ
	ウ　燃料タンク、燃料移送ポンプ等	
	（ア）タンク、ポンプ及び配管の油漏れ、変形、損傷等の有無を点検する。	１Ｗ
	（イ）油量を点検する。	１Ｗ
	エ　冷却水タンク	

	（ア）タンク、機器及び配管の水漏れ、変形、損傷等の有無を点検する。	1W
	（イ）冷却水の水量等を点検する。	1W
	オ　ラジエータ	
	（ア）ラジエータ排風口周りの障害物の有無を点検する。	1W
	（イ）ラジエータの水漏れ、変形、損傷等の有無を点検する。	1W
	カ　換気装置	
	（ア）自然換気口の開口部の状況又は機械換気装置の運転が適正であることを手動運転により確認する。	1M
	（イ）給・排気ファンが、自家発電装置の運転と連動して運転できることを確認する。	1M
	キ　排気管、消音器	
	（ア）排気管等の過熱部周囲に可燃物が置かれていないことを確認する。	1M
	（イ）排気管等の支持金具の緩み、排気の漏れの有無を点検する。	1M
	ク　バルブ 各種バルブの開閉状態を点検する。	1M
（4）試運転	（ア）試験スイッチを投入して、試運転を行い、始動時間を確認する。	1M
	（イ）運転中、電圧計、周波数計等の計器の指示値が適正であることを確認する。	1M
	（ウ）回転数、温度、圧力等を付属の各計器により始動前及び運転時の指示値を確認する。	1M
	（エ）試運転終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等を自動始動側に切り替えて、運転待機状態にあることを確認する。	1M

第５節　直流電源設備

３．５．１　直流電源設備

３．５．２

点検項目	点検内容	周期
(1) 整流装置	(ア) 表示灯類の点灯状態を点検する。	１D
	(イ) 操作、切替スイッチ等の状態を点検する。	１W
(2) 蓄電池	(ア) 蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検する。	１W
	(イ) 蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることを確認する。	１W
	(ウ) 蓄電池の総出力電圧を確認する。	１W

第６節　交流無停電電源設備

３．６．１　交流無停電電源設備

点検項	点検内容	周期
(1) 整流装置、逆変換装置	(ア) 汚れ、損傷、過熱等の温度上昇、変形、異常音、異臭、腐食等の有無を点検する。	１W
	(イ) 各計器の指示値を確認する。	１D
	(ウ) 表示灯類の点灯状態をランプチェック等により点検する。	１M
(2) 蓄電池	(ア) 蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検する。	１W
	(イ) 蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることを確認する。 ※ 計器のあるものに限る。	１W
	(ウ) 蓄電池の総出力電圧を確認する。	１W

第７節　太陽光発電設備

３．７．１　太陽光発電設備

点検項目	点検内容	周期
(1) 太陽電池アレイ	（ア）表面の汚れ、破損、変色、落葉等の有無を点検する。	１M
	（イ）外部配線の損傷の有無を点検する。	１M
(2) 中継端子箱	外部配線の損傷の有無を点検する。	１M
(3) パワーコンディショナー【インバーター、系統連携保護装置、絶縁変圧器等】	（ア）外部配線の損傷の有無を点検する。	１M
	（イ)動作時の異常音､異臭等の有無を点検する。	１M
（４）蓄電池	（ア）蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検する。	１M
	（イ）蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることを確認する。	１M
(5) 発電状況	指示計器又は表示により正常に発電していることを点検する。	１D

第８節　風力発電設備

３．８．１　風力発電設備

１　風力発電設備は、風車発電装置、電力制御装置、蓄電池等で構成され、発電機出力が 10kW 未満のものに適用する。

点検項目	点検内容	周期
（１）風車発電装置	風車回転時の異常振動､異常音等の状態を確認する。	１D
（２）監視制御装置及び計測・保護装置	各指示計器の指示値により正常に発電していることを確認する。	１D
（３）諸装置	外観の異常の有無を確認する。	１D

第９節　構内配電線路・通信線路

３．９．１　構内配電線路・通信線路

点検項目	点検内容	周期
（１）構内配電線路・通信線路	（ア）架空線、引込線及びちょう架線と植物との離隔距離及びたるみ、損傷等の有無を点検する。	１Ｍ
	（イ）電柱、支持物等の損傷、傾斜、腐朽、脱落等の有無を点検する。	１Ｍ
	（ウ）引き込みケーブル及び端末部の損傷、汚損、コンパウンド漏れ等の有無を点検する。	１Ｍ
	（エ）マンホール及びハンドホールのふたの損傷の有無、湧水の有無を点検する。	１Ｍ

第１０節　外灯

３．１０．１　外灯

点検項目	点検内容	周期
（１）外灯	（ア）点灯状態を点検する。	１Ｄ
	（イ）灯具、ポール等の損傷、破損、さび、腐食等の有無を点検する。	１Ｍ

第１１節　航空障害灯

３．１１．１　航空障害灯

点検項目	点検内容	周期
（１）航空障害灯	灯具点灯状態を点検する。	１Ｄ
（２）制御盤	（ア）異常音、発熱、異臭、変色等の有無を点検する。	１Ｍ
	（イ）警報作動状態を試験用押しボタン等により点検する。	１Ｍ

第１２節　避雷設備

３．１２．１　避雷設備

点検項目	点検内容	周期
（１）避雷設備	（ア）突針支持管の取付け状態を点検する。	１M
	（イ）突針等の支持管の固定状態を点検する。	１M
	（ウ）棟上げ導体の取付け状態及び損傷等の有無を点検する。	１M

第４章　機械設備の点検項目・点検内容・周期

第１節　温熱源機器

４．１．１　適用基準及び記録

１　「労働安全衛生法」及び「同法施行令」並びに「ボイラー及び圧力容器安全規則」に定めるところによるほか、燃焼装置としてバーナーを使用する蒸気ボイラー（単管式貫流ボイラーを除く。）は、「ボイラーの低水位による事故防止に関する技術上の指針（昭和 51 年 8 月 6 日労働省公示第 7 号)」による。

２　次に該当するボイラーは、「ボイラーの遠隔制御基準等について」（平成 15 年 3 月 31 日基発 0331001 号）による。

（１）遠隔監視室においてボイラーの監視及び制御が行われるボイラー。

（２）ボイラー設置場所又は遠隔監視室以外の場所において監視装置による監視が行われるボイラー。

３　労働基準監督署長又は検査代行機関が行う性能検査に立合う。

運転・監視記録の項目及び周期は次表による。

機器の種別	項目	周期
鋳鉄製ボイラー及び鋼製ボイラー	ボイラー蒸気圧力又は温水温度、ボイラー及び給水タンク水位、給水温度、圧力及び流量、循環ポンプの吐出及び吸込圧力、燃料温度、圧力及び流量、燃焼空気温度及び風圧、排ガス温度、炉内及び煙道ドラフト、排ガス濃度分析及びばい煙濃度、天候、ボイラー室温度	２H
無圧式温水発生機及び真空式温水発生機	真空度(真空式のものに限る)、缶内水位、燃料保有量又はガス供給圧力、供給温度及び設定温水温度、天候、機械室温度	２H
温風暖房機	ばい煙濃度、油ポンプ圧力、天候、機械室温度	１D

４．１．２　鋳鉄製ボイラー及び鋼製ボイラー

鋳鉄製ボイラー・鋼製ボイラーの点検項目及び点検内容は、次表による。

「ボイラー運転時」の点検周期は、１Dとする。

点検項目	点検内容	備考
(1) 起動前	ア　圧力計、水高温度計及び温度計 （ア）指針に異常のないことを確認する。 （イ）ガラス及び文字板に汚れ及び損傷のないことを確認する。 イ　水面計及び連絡配管並びに水位検出器用連絡配管 （ア）コック又は弁の開閉状態が正常であることを確認する。 （イ）水面計、低水位遮断装置及び水面制御装置の機能に異常のないことを確認する。 ウ　ボイラー水位 水面計の水位が安全低水位以上の位置にあることを確認する。 エ　燃料及び給水系統 （ア）弁の開閉状態が正常であることを確認する。	

	（イ）燃料又は水漏れがないことを確認する。 オ　バーナー （ア）燃料噴射ノズルから燃料漏れがないことを確認する。 （イ）炎口部にすす、未燃物等による汚れがないことを確認する。 （ウ）バーナーの装着状態が正常であることを確認する。 カ　ボイラー燃焼室 耐火材の脱落、カーボンの付着等がないことを確認する。 キ　煙道ダンパー ダンパーの開き具合及びその固定状態に異常のないことを確認する。 ク　ボイラー室の換気 換気状態が良好に維持されていることを確認する。 ケ　吹出し作業　（鋼製ボイラーに限る） （ア）ボイラー水の濃縮状態に応じて吹出しを行う。 （イ）吹出し作業終了後、吹出し弁の閉止状態に異常がなく、弁及び配管から漏れがないことを確認する。 コ　給水軟化装置　（鋼製ボイラーに限る） （ア）装置出口の水に硬度リークがないことを確認する。 （イ）再生用食塩の保有量が適切であることを確認する。 サ　燃料 （ア）油だきボイラーは、燃料タンクの保有量が適切であることを確認する。 （イ）ガスだきボイラーは、一次側ガス圧力が正常であることを確認する。 （ウ）パイロットバーナーを付属するボイラーは、点火用燃料源の状態に異常のないことを確認する。	

(2) 起蒸時	シ　給水タンク （ア）水位が常用水位以上にあることを確認する。 （イ）入口及び出口弁が確実に開いていることを確認する。 ス　薬液タンク　（鋼製ボイラーに限る） 清缶剤等の薬液タンク内の保有量が適切であることを確認する。 ア　プレパージ動作 （ア）動作時間に異常のないことを確認する。 （イ）比例制御又は Hi-Low-Off 制御方式のボイラーにあっては、プレパージ中に空気ダンパーが十分な開度まで開いていることを確認する。 イ　バーナー （ア）点火スパーク及びパイロットバーナーの火炎の色及び大きさに異常のないことを確認する。 （イ）主バーナーの点火時に、バックファイヤー、著しい黒煙の発生、異常な燃焼音、振動等がなくスムーズに点火することを確認する。 ウ　燃焼安全装置 （ア）主バーナーの燃焼中に火炎検出器の受光面を遮蔽した場合に、直ちに安全遮断弁が閉止し、バーナーが消火することを確認する。 （イ）バーナー消炎後制御盤の警報が鳴り、断火表示灯が点灯することを確認する。 エ　低水位遮断装置 バーナーの燃焼中に水位検出器下部の吹出し弁又はコックを開き、検出器内の水位を一時低下させ、弁又はコックを閉止した場合に、安全遮断弁が閉止し、バーナーが消炎すること及び同時に制御盤の警報が鳴り、低水位表示灯が点灯することを確認する。 オ　水面計　（鋼製ボイラーに限る） （ア）水面計の水側、蒸気側及び吹出し側コック	

(3) ボイラー運転中	の開・閉操作をした場合に、水及び蒸気側の流通状態に異常がないことを確認する。 （イ）2本の水面計の指示水位に著しい誤差がないことを確認する。 カ　水面計取付水柱管及び水位検出用連絡配管（鋼製ボイラーに限る） （ア）連絡配管、弁及びコック等から水又は蒸気の漏れがないことを確認する。 （イ）水柱管及び水位検出器下部の吹出し弁を開き、内部に付着するスケールその他の異物の清掃を行う。また、清掃終了後は、水側及び蒸気側の弁が開き、吹出し弁が閉止し、漏れがないことを確認する。 キ　吹出し装置　（鋼製ボイラーに限る） 吹出し弁及びその接続配管からの漏れがないことを確認する。 ア　常時監視 ボイラーの圧力(温水ボイラーにあっては温度)、水位及び燃焼状態を常時監視する。 イ　水位制御装置 給水装置及び自動水位制御装置の機能が正常で、ボイラー水位が規定の位置に保持されていることを確認する。 ウ　バーナーの自動発停動作 ボイラー圧力又は温度が変化するとき、規定の圧力又は温度でバーナーが自動的に停止又は起動することを確認する。 エ　バーナー燃焼量制御動作　（鋼製ボイラーに限る） 比例制御又はHi-Low-Off燃焼量制御を行うボイラーは、ボイラーの圧力又は温度の変化によりバーナーが規定の燃焼量で制御されることを確認する。 オ　安全弁、逃し弁及び逃し管 （ア）安全弁に漏れがないことを確認する。 （イ）取付け部等に漏れがないことを確認する。	

（4）運転終了時の作業	（ウ）逃し管に漏れ及び凍結のおそれがないことを確認する。 カ　燃焼用空気及び燃焼ガス （ア）風道、風箱等から燃焼空気の漏れがないことを確認する。 （イ）ボイラー外周部及び煙道から燃焼ガスの漏れがないことを確認する。 キ　水質試験　（鋼製ボイラーに限る） ボイラー用水の硬度・ｐＨ・伝導率等を測定する。 （ア）制御盤の操作スイッチでバーナーの燃焼を停止させ、燃焼手動弁を閉止する （イ）給水装置を運転し、ボイラー水位を常用水位より少し上げた位置で止め、給水止弁を閉止する。 （ウ）主蒸気弁又は温水供給弁を閉止する。 （エ）ボイラー燃焼室内がある程度冷却するのを待ってバーナーを開いた場合に、ノズルからの燃料漏れがないことを確認する。また、炎口部等の掃除を行う。 （オ）煙道ダンパーを閉止する。 （カ）電源スイッチを遮断する。 （キ）吹出し弁及び配管に漏れがないことを確認する。 （ク）燃料、給水及び蒸気又は温水の各系統に漏れがないことを確認する。 （ケ）ボイラー周辺部に損傷等がないことを確認する。	

４．１．３　真空式温水発生機及び無圧式温水発生機

真空式温水発生機・無圧式温水発生機の点検項目及び点検内容は、次表による。「温水発生機運転時」の点検周期は、１Ｄとする。

点検項目	点検内容	備考
(1) 起動前	ア　連成計　（真空式に限る） （ア）指針に異常のないことを確認する。	

	（イ）ガラス及び文字板に汚れ及び損傷のないことを確認する。 イ　水面計 　水面が規定の水位にあることを確認する。 ウ　燃料及び給水系統 （ア）弁の開閉状態が正常であることを確認する。 （イ）配管接続部から燃料又は水漏れがないことを確認する。 エ　機械室の換気 　換気状態が良好に維持されていることを確認する。 オ　煙道ダンパー 　全開の状態にあることを確認する。 カ　燃料 （ア）油だきボイラーは、燃料タンクの保有量が適切であることを確認する。 （イ）ガスだきボイラーは、一次側ガス圧力が正常であることを確認する。	
(2)　起動及び運転中	ア　起動動作 （ア）起動時のプレパージ及び点火動作が正常であることを確認する。 （イ）停止時の消火動作が正常であることを確認する。 イ　供給及び設定温水温度 　規定の許容範囲内にあることを確認する。（正常な運転時と指針位置に変化がないこと） ウ　燃焼状態 　燃焼音、火炎の形状及び色が正常であることを確認する。 エ　給水及び燃料系統 　水又は燃料漏れがないことを確認する。 オ　燃焼ガス 　煙室、爆発扉、掃除口扉、煙道等からの漏れがないことを確認する。	

(3) 運転終了時の作業	(ア) 燃料元弁を閉止する。 (イ) 電源スイッチを遮断する。	

４．１．４　温風暖房機

点検項目	点検内容	周期
（１）温風暖房機	(ア) 燃焼室内部に汚れ及び変形がないことを確認する。 (イ) バーナーに異常音及び異常振動がないことを確認する。 (ウ) 附属配管及び弁に損傷及び漏れがないことを確認する。 (エ) 燃焼状態に異常がないことを確認する。 (オ) コンビネーションコントロールの設定温度に異常がないことを確認する。 (カ) 燃焼安全制御器の作動が良好であることを確認する。	１Ｄ １Ｄ １Ｄ １Ｄ １Ｄ １Ｄ

第２節　冷熱源機器

４．２．１　運転・監視記録

機器の種別及び記録項目

機器の種別	記録項目	周期
チリングユニット	冷水入口及び出口温度並びに圧力、冷却水入口及び出口温度及び圧力、蒸発及び凝縮圧力、潤滑油圧力、電源電圧及び圧縮機電流、機械室温度	1D
空気熱源ヒートポンプユニット	冷温水入口及び出口温度並びに圧力、潤滑油圧力及び温度、圧縮機吸込及び吐出圧力、電源電圧、圧縮機電流、機械室温度	1D
遠心冷凍機	冷水入口及び出口温度、冷却水入口及び出口温度、蒸発及び凝縮圧力、凝縮冷媒	4／D

	温度、圧縮機吸込及び吐出温度、吸込ベーン開度、潤滑油圧力、潤滑油冷却器入口及び出口温度、電源電圧、主電動機電流、機械室温度	
吸収冷凍機	冷水入口及び出口温度、冷却水入口及び出口温度、高・低圧再生器圧力、本体真空度、凝縮冷媒温度、供給蒸気圧力及び温度、再生器、吸収器及び蒸発器液面、機械室温度	4／D
直だき吸収冷温水機及び小型吸収冷温水機ユニット	冷温水入口及び出口温度、冷却水入口及び出口温度、排ガス温度、高温再生器温度及び圧力、高温再生器、吸収器及び蒸発器液面、本体真空度（計器があるもの）、機械室温度、燃料使用量（専用計器があるもの）	4／D (小型吸収冷温水機ユニットにあっては１Ｄ)
パッケージ形空気調和機(電気駆動形)及びガスエンジン式パッケージ形空気調和機	冷却水入口及び出口温度並びに圧力、蒸発及び凝縮圧力、還気並びに給気温度、潤滑油圧力、電源電圧、圧縮機及び送風機電流、機械室温度	1D
氷蓄熱ユニット	冷温水入口及び出力温度並びに圧力、ブライン入口及び出口温度並びに圧力、圧縮機蒸発圧力及び凝縮圧力、潤滑油圧力、電源電圧、圧縮機電流、機械室温度	1D

４．２．２　冷熱源機器

冷熱源機器の点検項目及び点検内容は、次表による。「冷熱源機器機運転時」の点検周期は、１Ｄとする。

点検項目	点検内容	備考
(1) 起動前	ア　圧力計及び温度計 ガラス及び文字板に汚れのないことを確認する。	

	イ　冷水及び冷却水配管系統 （ア）各種弁の開閉状況を確認する。 （イ）配管接続部・機器水室部等より水漏れがないことを確認する。 ウ　電源 電圧が規定の許容範囲内にあることを確認する。 エ　燃料 燃料を必要とする機器にあっては、燃料タンクの保有量が適切であることを確認する。	
(2) 運転中	（ア）各部の圧力及び温度が規定の許容範囲内にあることを確認する。 （イ）配管に、漏れ、振動等の異常がないことを確認する。 （ウ）運転時に音及び振動に異常がないことを確認する。 （エ）運転記録から系内に空気の侵入が認められる場合は抽気装置の運転を行う。	
(3) 運転終了時	（ア）運転を停止する場合は、関連機器の所定の停止順序に従って行う。 （イ）弁類を所定の開閉位置にする。 （ウ）電源開閉器を規定の位置にする。	

第３節　空気調和等関連機器

４．３．１　適用基準

熱交換器、貯湯槽又はヘッダーで第１種圧力容器に該当するものは、「ボイラー及び圧力容器安全規則」に定めるところによる。

４．３．２　空気調和等関連機器

機械室等の主要な設備機器の設置場所は巡視して、機器等の異常の有無を点検する。なお、定められた対象部分以外であっても、異常を発見した場合には施設管理担当者に報告する。

点検項目	点検内容	周期
(1) オイルタンク	(ア) 漏洩検知管に変形、損傷及び土砂等の堆積物がないことを確認する。	1M
	(イ) 遠隔油量計に損傷がなく指示に異常がないことを確認する。	1M
(2) オイルサービスタンク	(ア) 油の供給及び戻し機能に異常がないことを確認する。	1M
	(イ) 油漏れの有無を点検する。	1M
(3) 熱交換器・ヘッダー	(ア) 異常音及び異常振動の有無を点検する。	1M
	(イ) 蒸気トラップからドレンが速やかに排除されていることを確認する。	1M
	(ウ) 温水又は給湯温度、水頭圧及び蒸気圧力に異常がないことを確認する。	1M
(4) 冷却塔	(ア) ケーシングに異常振動がないことを確認する。	1M
	(イ) 水槽に水漏れがなく、水位に異常がないことを確認する。	1W
	(ウ) 送風機の各部に異常音又は異常振動がなく、羽根車の回転が円滑であることを確認する。	1W
	(エ) 凍結防止装置のヒーターの作動電流が定格電流値以下にあることを確認する。	1W
	(オ) 冷却水の汚れの有無を点検する。	1W
	(カ) 塔内部の汚れ状況、異物が無いことを確認する。	1W
	(キ) 電導度計、逆洗ろ過装置、薬液注入装置の運転状況を確認する。	1W
(5) ユニット形空気調和機及びコンパクト型空気調和機	(ア) 各部の異常音、及び異常振動等の有無を点検する。	1M
	(イ) 還気、給気及び冷温水入口、出口温度差の異常の有無を点検する。	1M
	(ウ) 加湿器の汚れの有無を点検する。	1M
	(エ) 排水の良否を点検する。	1M
(6) 空気清浄装置	(ア) 圧力損失が規定値以下であることを確認する。	1M
	(イ) 自動巻取形エアフィルターは、終了表示灯	1M

	が点灯していないことを確認する。	
	(ウ) ろ材誘電形エアフィルター及び電気集じん器は、巻取完了表示灯及び荷電表示灯が点灯していることを確認する。 ※　フィルターの交換を行う。	1 M
	(エ) コンパクト形空気調和機用電気集じん器は荷電表示灯が点灯していることを確認する。	1 M 1 M
(7) ファンコイルユニット及びパッケージ形空調機室内機	(ア) 異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 M
	(イ) ドレン排水に支障のないことを確認する。	1 M
	(ウ) 汚れの状況を確認する。	1 M
	(エ) フィルターの清掃を行う。	1 M
(8) ポンプ	(ア) 各部の異常音、異常振動等の有無を点検する。	1 W
	(イ) 軸封部からの水漏れが適当であることを確認する。	1 W
	(ウ) 電動機に異常発熱がないことを確認する。	1 W
	(エ) 計器の指示値を確認する。	1 W
	(オ) ポンプ周辺の異常の有無を点検する。	1 W
(9) 送風機	(ア) 各部の異常音、異常振動等の有無を点検する。	1 W
	(イ) 計器の指示値を確認する。	1 W
(10) 全熱交換器	(ア) 各部の異常音、異常振動等の有無を点検する。	1 W
	(イ) 計器の指示値を確認する。	1 W
(11) 氷蓄熱ユニット	(ア) 異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 W
	(イ) フランジ、パッキン等からの水漏れの有無を点検する。	1 W
	(ウ) 各部において結露の有無を点検する。	1 W
(12) 蓄熱槽	(ア) 内部の状況及び水位を確認する。	1 M
	(イ) マンホール蓋の損傷及び異常の有無を点検する。	1 M

第４節　給排水衛生機器

４．４．１　給排水衛生機器

機械室等の主要な設備機器の設置場所は巡視して、機器等の異常の有無を点検する。なお、定められた対象部分以外であっても、異常を発見した場合には施設管理担当者に報告する。

特に日常使用の多い、洗面器、便器等の衛生器具及び周囲の配管の異常の有無を点検する。

点検項目	点検内容	周期
(1) ポンプ	ア　陸上ポンプ	
	（ア）各部の異常音、異常振動等の有無を点検する。	１W
	（イ）計器の指示値を確認する。	１W
	（ウ）軸封部からの水漏れが適当であることを確認する。	１W
	（エ）電動機に異常発熱がないことを確認する。	１W
	（オ）ポンプ周辺の異常の有無を点検する。	１W
	（カ）逆止弁の機能を確認する。	１M
	イ　水中ポンプ	
	（ア）揚水機能を確認する。	１M
	（イ）計器の指示値を確認する。	１W
	（ウ）絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	１M
	（エ）逆止弁の機能を確認する。	１M
(2) 水槽	ア　飲料用水槽	
	（ア）マンホール蓋の異常の有無及び施錠状態を確認する。	１M
	（イ）内部の錆、汚れ、沈殿物、劣化の状況及び水位を確認する。	１M
	（ウ）周囲の状況及び上部の状況から汚染等を受ける恐れがないことを確認する。	１M
	（エ）本体(6 面)の状態を点検する。	１M
	（オ）オーバーフロー管の異常の有無を確認する。	１M
	（カ）通気管の異常の有無を確認する。	１M
	（キ）水抜き管の異常の有無を確認する。	１M

	（ク）防虫網の異常の有無を確認する。	1Ｍ
	（ケ）警報機能を確認する。	1Ｍ
	イ　貯湯槽	
	（ア）異常音及び異常振動の有無を点検する。	1Ｍ
	（イ）蒸気トラップからドレンが速やかに排除されていることを確認する。	1Ｍ
	（ウ）温水又は給湯温度、水頭圧及び蒸気圧力に異常がないことを確認する。	1Ｍ
	（エ）貯湯槽に外部電源方式の防食装置を設けている場合にあっては、電源ランプ及び電流計に異常がなく、スイッチを切った場合に電圧計の指針がゼロ点に戻ることを確認する。	1Ｍ 1Ｍ
	ウ　雑排水槽、汚水槽（中水槽を含む）	
	（ア）マンホール蓋の異常の有無及び施錠を確認する。	1Ｍ
	（イ）内部の状況及び水位を確認する。レベル計の作動状況、汚物の付着の状況を確認する。	1Ｍ
	（ウ）病害虫発生の有無を確認する。	1Ｍ
	（エ）異臭の有無を確認する。	1Ｍ
(3) 水質の維持	ア　飲料水、中央式給湯設備による給湯水	
	（ア）外観検査(臭気、味、色、濁り)を行う。	1Ｄ
	（イ）残留塩素の測定を行う。	1Ｗ
	イ　雑用水	
	（ア）pH 値、残留塩素、臭気及び外観の検査を行う。	1Ｗ
	（イ）大腸菌群及び濁度の検査を行う。	2Ｍ

４．４．２　循環ろ過装置

1　浴槽水の水質は「公衆浴場法」に定めるところによる。

2　本項は循環ろ過装置に適用する。

点検項目	点検内容	周期
(1) 本体	（ア）ろ過圧力が正常であることを確認する。	1Ｄ
	（イ）逆洗浄が行われていることを確認する。	1Ｄ
(2) 薬注装置	（ア）正常に稼動していることを確認する。	1Ｄ

(3) ろ過ポンプ (4) 水温及び水質の管理	（イ）薬液が十分であることを確認する。 正常に稼動していることを確認する。 （ア）温水の温度が設定値となっていることを確認する。 （イ）浴槽水の汚れ、異物の有無等を確認する。 （ウ）遊離残留塩素が規定値にあることを確認する。	1Ｄ 1Ｄ 1Ｄ 1Ｄ 2Ｈ

第５章　監視制御設備の点検項目・点検内容・周期

第１節　中央監視制御設備

５．１．１　中央監視制御装置

点検項目	点検内容	周期
(1) 監視制御機器	（ア）腐食、浸水等の有無を点検する。	1Ｄ
	（イ）異常音、異臭、異常振動等の有無を点検する。	1Ｄ
	（ウ）ディスプレイ装置・キーボード等の画面の異常、異臭、異常音等の有無を点検し、異常な温度上昇及び作動の確認を行う。	1Ｄ
	（エ）プリンタの用紙量・印字確認、オンラインスイッチ等の点検を行う。	1Ｄ
(2) 電源装置【UPS 装置に限る】	（ア）汚れ、損傷、過熱等の温度上昇及び変形、異常音、異臭、腐食等の有無を点検する。	1Ｗ
	（イ）各計器の指示値を確認する。 ※　計器のあるものに限る。	1Ｗ
	（ウ）表示灯類の点灯状態を確認する。	1Ｗ
(3) 蓄電池	（ア）蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検する。	1Ｗ
	（イ）蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることを確認する。	1Ｗ
	（ウ）蓄電池の総出力電圧を確認する。	1Ｗ

第６章　搬送設備

第１節　昇降機の点検項目・点検内容・周期

６．１．１　昇降機

点検項目	点検内容	周期
(1) エレベーター	（ア）戸の開閉は円滑で異常音及び異常振動のないことを確認する。	１Ｄ
	（イ）各階の乗り場敷居溝及びかご敷居溝にゴミ、異物が入っていないか確認する。	１Ｄ
	（ウ）かご内照明等の球切れの有無を確認する。	１Ｄ
	（エ）加速、走行、減速時の異常音、異常振動及び異臭の有無を確認する。	１Ｄ
	（オ）着床時のショック及びかごと乗場のレベルに著しい大きな段差がないか確認すること。	１Ｄ
(2) エスカレーター	（ア）くしの折損及び異物の挟まりの有無を確認する。	１Ｄ
	（イ）起動及び停止時の操作に異常がないことを確認する。踏面の欠損等の有無を点検する。	１Ｄ
	（ウ）走行中の異常音、異常振動及び異臭の有無を確認する。	１Ｄ
	（エ）固定保護板及び可動警告板、侵入防止柵、登り防止仕切り板の損傷の有無を確認する。	１Ｄ
	（オ）欄干照明、コムライト及び段差照明の球切れの有無を確認する。	１Ｄ
	（カ）踏み段クリート、ライザーの欠損及び異常磨耗の有無を確認する。	２/M
(3) 小荷物専用昇降機	起動、走行・停止時の異常音、異常振動及び異臭の有無を確認する。	１Ｄ

運転・監視及び日常点検・保守業務委託
特記仕様書

1　業務日及び時間

（１）　平日：午前　８時３０分～　午後１０時３０分

（２）　土曜：午前　８時３０分～　午後１０時３０分

（３）　日曜祭日等：午前　８時３０分～　午後１０時３０分

（４）　業務を行わない日の説明
　　１２月２９日～１月３日（６日間）

［補足説明］

２　開庁・開館日及び時間

（１）　平日：午前　９時００分～　（午後・翌日午前）１０時００分

（２）　土曜：午前　９時００分～　（午後・翌日午前）１０時００分

（３）　日曜祭日等：午前　９時００分～（午後・翌日午前）１０時００分

（４）　施設を開かない日の説明
　　毎月第４月曜日、年末年始（１２月２９日～１月３日）

［補足説明］

3　施設の冷暖房の運転日及び運転時間
　適宜
　　　　冷房　　月　　日　～　　　月　　日の開庁日
　　　　　　　　時　　分　～　　　時　　分
　　　　暖房　　月　　日　～　　　月　　日の開庁日
　　　　　　　　時　　分　～　　　時　　分

　電算機室等の特別な空調を必要とする部屋と条件
　｛　なし　　　　　　　　　　　　　　　　　　　｝

4　運転・監視及び日常点検・保守業務の対象設備等
　別表－１　業務対象数量表による。

5　業務関係者は業務を次の資格等を有する者を配置する。
　（ □内にレ点印のあるもの ）

設　備	必　要　資　格			規 定 法 令	備　考
自家用電気工作物	電気主任技術者	第１種	□	電気事業法	
		第２種	□		
		第３種	□		
電気設備	電気工事士	第１種または認定電気工事従事者	□	電気工事士法	
		第２種	☑		
機械設備	ボイラー技士	特級	□	労働安全衛生法	
		１級	□		
		２級	☑		
		技能講習終了	□		
	ビル管理技能士	１級	□	職業能力開発促進法	
		２級	□		
冷凍設備	冷凍機械責任者	第１種	□	高圧ガス保安法 冷凍保安規則	
		第２種	□		
		第３種	□		
危険物	危険物取扱者		□	消防法	

建築物環境衛生管理	建築物環境衛生管理技術者	□	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	

6　特別業務

□内にレ点印の項目のみ対象とする。

□（１）電気主任技術者業務

ア　「電気事業法」による自家用電気工作物の維持及び運用の保安業務を行うため、電気主任技術者を選任し、所轄官庁に届出をするものとする。

イ　当該施設の電気工作物保安規程（以下「保安規程」という）を定め、自家用電気工作物の維持及び運用の保安業務を実施する場合には、保安規程に従うものとする。

ウ　電気主任技術者が行う職務の保安上重要な事項については，当該施設の施設管理担当者と協議、連絡、報告及び調整を行うものとする。ただし，緊急の場合は，応急処置をする。

エ　設備の改修、修繕その他、管理物件の保安上重要な措置については、電気主任技術者の意見を尊重し、施設管理者等が行うものとする。

オ　電気主任技術者の業務について、この仕様書に定めのない事項及び疑義については、施設管理担当者と協議する。

□（２）環境衛生管理技術者業務

ア　「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」における建築物環境衛生管理技術者を選任する。

イ　建築物環境衛生管理技術者は、管理対象特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるよう監督すること。

ウ　建築物環境衛生管理技術者の業務について、この仕様書に定めのない事項及び疑義については、施設管理担当者と協議する。

□（３）危険物取扱者業務

ア　危険物取扱者等を選任し、発注者が所轄官庁に届出をするものとする。

イ　危険物取扱者の業務は、危険物取扱作業及び危険物取扱作業の立会い監督

とする。
ウ　危険物取扱者の業務について、この仕様書に定めのない事項及び疑義については、施設管理担当者と協議する。

□（４）執務環境測定業務

ア　空気環境測定は,「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（以下「ビル管法」という。）施行規則第２６条第２項に定める者が行う。
イ　測定結果は、速やかに施設管理者に報告する。測定の結果が管理基準値に適合していない場合は、その原因を推定し施設管理者に報告する。
ウ　測定周期は、２か月ごとに１回測定する。
エ　測定方法等は、「ビル管法」施行規則第３条による。
オ　測定点数は、次により算出する。

延べ床面積（㎡）	測定を要する延べ床面積に対し１測定点当たりの床面積（㎡）
３，０００未満	300
３，０００以上５，０００未満	400
５，０００以上１０，０００未満	500
１０，０００以上２０，０００未満	800
２０，０００以上３０，０００未満	1000
３０，０００以上	2000

※　小数点以下は切りあげる。

カ　比較のための外気を２点測定する。
キ　執務環境測定業務について、この仕様書に定めのない事項及び疑義については、施設管理担当者と協議する。

□（５）電気設備定期点検時の負荷設備点検

（電気設備点検を別途発注している施設のみ）

別契約業者が行う電気設備定期点検に併せて、次の業務を実施する。
ア　分電盤、制御盤について、主幹開閉器以降の絶縁抵抗測定、清掃を行う。
イ　全停電時の非常灯、誘導灯の点灯状況確認を行う。

ウ　停電中、別契約業者が行う幹線絶縁測定のために、分電盤主幹開閉器を開放、復旧を行う。

エ　停電前の昇降機、給排水等各設備の停止、及び復電後の、電灯回路、空調、昇降機等の正常動作確認を行う。

オ　避雷針の接地抵抗測定を行う。

カ　不良を発見した場合、その原因調査を行う。

2．空気調和設備、給排水衛生設備及び昇降機設備 神奈川公会堂

管理対象設備		設備概要			
設備名称	数量・単位	項目	形状	単位	数量
1. 温熱源機器		(1)ボイラー	ボイラー	基	0
			小型ボイラー及び簡易ボイラー	基	0
		(2)無圧式＆真空式温水発生機	加熱能力150,000Kcal／h以上	基	0
			加熱能力150,000Kcal／h未満	基	0
		(3)温風暖房機	熱風炉	台	0
2. 冷房熱源機器	1式	チリングユニット	冷凍能力 60 USRT以上	台	0
			冷凍能力 60 USRT未満	台	0
		空気熱源ヒートポンプ	冷凍能力 60 USRT以上	台	0
			冷凍能力 60 USRT未満	台	6
		ターボ冷凍機		台	0
		吸収式冷凍機		台	0
		吸収式冷温水発生機	冷凍能力 100 USRT以上	台	0
		小型吸収式冷温水機ユニット	冷凍能力 100 USRT未満	台	0
		パッケージ型＆ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ	冷凍能力 3 USRT以上	台	2
		ﾕﾆｯﾄ(ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝを含む)	冷凍能力 3 USRT未満	台	0
		氷蓄熱ユニット		台	0
3. 空気調和関連設備	1式	空気調和関連機械室		室	1
		オイルタンク		基	0
		オイルサービスタンク		基	0
		熱交換器、貯湯槽,	第一種圧力容器	基	0
		又はヘッダー	第二種府圧力容器、小型圧力容器	基	0
		冷却塔		基	2
		ユニット型空調機	自動巻取フィルター	台	0
		(エアハンドリングユニット)	パネル、折込みフィルター	台	2
		空気清浄装置		台	0
		冷暖房用ポンプ		台	2
		送風機、排風機		台	8
		全熱交換機		台	0
		蓄熱ユニット		台	0
		蓄熱水槽	点検蓋(：の数量	個	0
		ファンコイルユニット	露出型(床、天井)	台	10
			隠ぺい型	台	0
4. 給排水衛生設備	1式	陸上ポンプ		台	4
		水中ポンプ		台	4
		飲料用水槽		槽	2
		雑用・汚水槽		槽	1
		飲料水及び中央式給湯水の外観検査、残留塩素測定		式	1
		雑用水のPH値、残留塩素、臭気、外観の検査		式	1
5. 昇降機設備	1式	**エレベーター設置場所・例 3箇所**(正面玄関2基、裏口2基、駐車場1基)		箇所	1
		エレベーター		基	1
		エスカレーター設置場所・例 2箇所(正面玄関2基、駐車場1基)		箇所	0
		エスカレーター		基	0

3．建築

管理対象設備		設備概要			
設備名	数量・単	項目	形状	単位	数量
1. 建築	1式	(1) 陸屋根		m^2	1,205
		(2) トップライト		箇所	5
		(3) 外壁		m^2	1,920
		(4) 屋外階段	階数のトータル	階	3
		(5) バルコニー		m^2	0
		(6) 建具	ア. 扉及び枠	箇所	29
			イ. 窓及び枠 窓面積	m^2	417
			可動部分	箇所	0
		(7) エキスパンションジョイント金物		箇所	1

別表- 業務対象数量表

管理対象建築物概要

施設名	神奈川公会堂	【延床面積 2,000 ㎡】

特別業務委託内容

電気主任技術者業務	ビル管理技術者業務及び室内環境測定	危険物取扱い主任者業務
委託しない	委託しない	委託しない

管理対象設備

1．電気設備

管理対象設備		設備概要			
設備名称	数量・単位	項目	形状	単位	数量
1. 電灯・電力設備	1式	(1)分電盤	800×1,000H程度以上のもの	面	0
		(2)照明制御盤		面	2
		(3)動力制御盤	800×1,000H程度以上のもの	面	1
2. 受変電設備	1式	高圧盤類 （閉鎖型、低圧盤を含む。）	配電盤1面とは800W×2,000H程度のものとする。	面	2
		高圧・変圧器		台	3
		高圧・交流遮断器		台	4
		高圧・計器用変成器		台	2
		高圧・指示計器、表示操作類		面	1
				個	5
		高圧・進相コンデンサー		台	2
		低圧・指示計器、表示操作類		面	3
				個	6
		低圧・進相コンデンサー		台	0
		受変電設備・定期点検		式	1
3. 自家発電設備	1式	(1)自家発電装置		組	1
		(2)配電盤		面	1
		始動用蓄電池装置用整流装置		組	1
		始動用蓄電池装置用蓄電池		組	1
		始動用空気圧縮装置		組	0
		燃料タンク等		台	1
		冷却水タンク		台	1
		ラジエター		台	0
		換気装置		組	1
		排気管		組	1
		バルブ		個	16
		試運転		式	1
4. 直流電源装置	1式	整流装置		組	1
		蓄電池		組	1
5. 交流無停電電源装		2組以上の電源装置の並列運転の有無（有＝1、無＝0）		有無	0
		整流装置		組	0
		蓄電池		組	0
6. 太陽光発電装置		太陽光アレイ	公称出力	kW	0
				組	0
		中継端子箱		組	0
		パワーコンディショナー		組	0
		蓄電池		組	0
		発電状況		式	0
8. 構内配電線路、通信		(1)引込柱		本	0
		(2)ハンドホール		メートル	0
9.外灯設備	1式	外灯		基	4
10. 航空障害灯		(1)灯具		灯	0
		(2)制御盤		面	0
11. 避雷設備		(1)突針		基	0
		(2)棟上導体		メートル	0
12. 中央監視制御	1式	監視制御機器		組	1
		電源装置・・・整流装置		組	0
		電源装置・・・蓄電池		組	0

冷却塔に関する設備管理業務委託仕様書への特記事項

1　清掃回数

原則、月１回。冷却塔内の水が汚れていた場合には月２回以上清掃のこと。また、シーズン前に配管内の冷却水を排水し、新たな水と入れ替えてから適量の抗レジオネラ剤（除菌剤）を投入すること。

2　清掃内容

(1) 冷却塔の清掃は高圧洗浄機（貸与）を使用すること。

(2) １年のうち、冷却塔運転開始前及び運転終了後には、物理的洗浄及び化学的洗浄（過酸化水素、グルタールアルデヒド、酸等の殺菌用薬剤を冷却水系に循環させる）を実施すること。

3　薬剤投入

抗レジオネラ剤として効果のある薬剤（抗レジオネラ用空調水処理剤協議会登録薬剤）を使用すること。薬注ポンプが設置されていないか、または施設を改造しなければ薬剤注入ができない場合にはパックまたはバッチ投入を行うこと。

＊（注）パックまたはバッチ投入は、メーカーが指定している効能が有効に働く周期を守って投与してください。

4　適用期間

冷却塔稼働期間中において適用する。

請　　　書

平成２３年　6月　２２日

横浜市契約事務受任者

所　在　地　東京　　　2番10号
商号又は名称　ﾊﾟﾅｿﾆｯｸ電工ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ㈱東京支店
代表者職氏名　取締　　　隆夫

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお請けします。

件　　名　　神奈川公会堂舞台照明・調光装置点検業務委託

契約区分　■ 確定契約　□ 概算契約（概算数量契約）

契約金額

	百	十	万	千	百	十	円
		2	8	3	5	0	0

■ 課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）

	万	千	百	十	円
	1	3	5	0	0

□ 免税業者

件　名　（品名：品質、形状等）	数　量	単　　価	金　　額
舞台照明器具点検費（年１回）	1式		￥１５４，０００
調光装置点検費（年１回）	1式		￥１１６，０００
消費税分	1式		￥１３，５００
合　　計			￥２８３，５００

納入場所（履行場所）　神奈川公会堂

納入期限（履行期間）　平成２４年１月３１日まで

前　金　払　■ しない　□ する

部　分　払　■ しない　□ する（　　回以内）

部分払の基準　□ 設計書のとおり　□

支払時期の特約の確認　適法な請求書を受理した日から起算して30日以内

契約約款の適用
□ 物品供給契約約款　□ 物品製造（印刷製本）契約約款
■ 委託契約約款　□ 修繕請負契約約款
□ 賃貸借契約約款　□

※　「横浜市契約規則」は、横浜市契約規則（昭和39年３月横浜市規則第59号。以下「契約規則」という。）（水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道局契約規程（平成20年３月水道局規程第７号）第２条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通局契約規程（平成20年３月交通局規程第11号）第２条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）

平成23年度　一般会計　歳出　第３款２項１目13節(1)清掃設備保守委託料								
受　付 番　号	種目 番号	連絡先	委託担当 神奈川区　　　　　　担当者：白井 地域振興課　公会堂担当　電　話：411－7087					
		区　長	部　長	課　長	係　長	係　員	設計者	

設　　計　　書

1　委　託　件　名　：　神奈川公会堂舞台照明装置点検業務委託

2　履　行　場　所　：　横浜市神奈川区富家町１－３
　　　　　　　　　　　　神奈川公会堂

3　履　行　期　限　：　平成24年１月31日

4　か　し　担　保　：　不要

5　その他特約事項　：　なし

6　現　場　説　明　：　■不要

　　　　　　　　　　　　□要（　月　日　時　分　場所　　　　　　　　）

7　委　託　概　要　：　舞台照明・調光装置等の点検業務

8　部　分　払

しない（　回以内）

部　分　払　い　の　基　準

業　務　内　容	履　行 予定月	数　　量 （概算数量）	単位	単　価	金　　額 （概算金額）

委託代金額

（概算金額）￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

内訳　業　務　価　格

（概　算　金　額）　￥＿＿＿＿＿＿＿＿

消費税相当額

（概　算　金　額）　￥＿＿＿＿＿＿＿＿

内　訳　書

名　　称	形状寸法等	数量	単位	単価（円）	金額（円）	摘　要
舞台照明器具点検		1	式			
調光装置点検		1	式			

神奈川公会堂 舞台照明装置点検業務委託 仕様書

1　件名
神奈川公会堂舞台照明装置点検業務委託

2　履行期限
平成24年1月31日

3　実施場所
横浜市神奈川区富家町１－３
神奈川公会堂

4　実施方法
神奈川公会堂ホールの舞台照明・調光装置の維持管理に必要な点検を行う。

（1）点検項目
別添表のとおり

（2）点検内容

【舞台照明】

＜ライト類＞
ア ケーブルの損傷・亀裂
イ ケーブルのモツレ
ウ 機具吊り下げ及び取り付け金具確認
エ 接続端子部の増締め
オ コンセント破損
カ 器具外部清掃
キ 球切れチェック（点灯チェック）
ク その他

＜フライダクト・コンセント類＞
ケ 各部品の損傷・亀裂
コ 各部品端子部の増締め
サ 器具外部清掃
シ コンセント破損
ス その他

【調光装置設備】

＜外観構造＞
ア 各部品の損傷亀裂
イ 各接続端子の増締め
ウ 配線、ハンダ付け確認
エ 表示灯の点灯確認
オ フェーダ動作確認
カ 内部清掃
キ その他

＜電気特性＞
ク 絶縁抵抗試験（調光装置～大地間）
ケ 入力電圧測定（各相電圧測定）
コ 直流電源測定（入力ＡＣ，制御ＤＣ）
サ 全ユニット特性測定（信号、出力特性）
シ フェーダー信号出力測定
ス その他

＜動作確認＞
セ 各機器の機能仕様

5　実施報告
実施後、30日以内に書面をもって報告すること

別添表

神奈川公会堂　舞台照明・調光装置点検項目

No	名　　称	仕　　　　様	数　量	備　　考
	(舞台照明設備)			
1	ボーダーライト	200W×45灯　4色配線　ｺﾝｾﾝﾄﾎﾞｯｸｽ付 L=9.0m	1　列	
2	同上用ｽﾎﾟｯﾄﾗｲﾄ	500W平凸ﾚﾝｽﾞｽﾎﾟｯﾄ　ﾊﾝｶﾞｰ付	6　台	
3	ｻｽﾍﾟﾝｼｮﾝﾌﾗｲﾀﾞｸﾄ	C型20Aｺﾝｾﾝﾄ×16ｹ　L=7.2m	1　列	
4	同上用ｽﾎﾟｯﾄﾗｲﾄ	1000W平凸ﾚﾝｽﾞｽﾎﾟｯﾄ　ﾊﾝｶﾞｰ付	8　台	
5	ｱｯﾊﾟｰﾎﾘｿﾞﾝﾄﾌﾗｲﾀﾞｸﾄ	引掛型20Aｺﾝｾﾝﾄ×26ｹ　L=6.3m	1　列	
6	同上用ﾗｲﾄ	300W	26　台	
7	ｼｰﾘﾝｸﾞｽﾎﾟｯﾄﾗｲﾄ	1000W平凸ﾚﾝｽﾞｽﾎﾟｯﾄ　ﾊﾝｶﾞｰ付	22　台	
8	ﾄｯﾌﾟｻｽﾍﾟﾝｼｮﾝﾌﾗｲﾀﾞｸﾄ	C型20Aｺﾝｾﾝﾄ×18ｹ　L=9.0m	1　列	
9	同上用ｽﾎﾟｯﾄﾗｲﾄ	1000W平凸ﾚﾝｽﾞｽﾎﾟｯﾄ　ﾊﾝｶﾞｰ付	8　台	
10	ﾌｯﾄﾗｲﾄ	60W×44灯　4色配線　L=7.2m	1　列	
11	ﾌﾛｱｰｺﾝｾﾝﾄ	A型30Aｺﾝｾﾝﾄ×3ケ口	5　台	
12		A型30Aｺﾝｾﾝﾄ×2ケ口	1　台	
13	ｼﾞｮｲﾝﾄﾎﾞｯｸｽ	4回路用	3　台	
14	ﾎﾞｰﾀﾞｰｹｰﾌﾞﾙ	5.5sq-9C	3　本	
15	ｹｰﾌﾞﾙﾘｰﾙ	5.5sq-9C	3　台	
	(調光装置設備)			
1	調光盤	主幹MCB 3P400AF/300AT	1　式	
		舞台用調光ﾕﾆｯﾄ　2KW　×　56台		
		客席用調光ﾕﾆｯﾄ　2KW　×　8台		
		調光制御部　×　1式		
2	調光操作卓	ｸﾛｽﾌｪｰﾀﾞ　×　1式	1　式	
		ﾌﾟﾘｾｯﾄﾌｪｰﾀﾞ　×　48本　×　2段		
		ﾒﾓﾘｰ操作部　×　1式		
		客席自動調光ｽｲｯﾁ　×　1式		
		直点灯ｽｲｯﾁ　×　1式		
3	舞台袖操作部	ﾒﾓﾘｰ操作部　×　1式	1　式	
		客席自動調光ｽｲｯﾁ　×　1式		

請　　書

平成 23 年 7 月 4 日

所　在　地　東京都世
商号又は名称　株式会社　綜合舞台サービス
代表者職

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお請けします。

件　　名　神奈川公会堂ホール音響設備保守点検業務委託

契約区分　☑ 確定契約　□ 概算契約（概算数量契約）

契約金額　¥231,000

☑ 課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）　¥11,000

□ 免税業者

件　名　（品名：品質、形状等）	数　量	単　価	金　額
神奈川公会堂ホール音響設備保守点検業務委託	1回		¥220,000.–
合　計			¥220,000.–

納入場所（履行場所）横浜市神奈川区富家1-3　神奈川公会堂

納入期限（履行期間）平成23年12月31日

前金払　☑ しない　□ する

部分払　☑ しない　□ する（　　回以内）

部分払の基準　□ 設計書のとおり　□

支払時期の特約の確認　適法な請求書を受理した日から起算して30日以内

契約約款の適用　□ 物品供給契約約款　□ 物品製造(印刷製本)契約約款
☑ 委託契約約款　□ 修繕請負契約約款
□ 賃貸借契約約款　□

※　「横浜市契約規則」は、横浜市契約規則（昭和39年３月横浜市規則第59号。以下「契約規則」という。）（水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道局契約規程（平成20年３月水道局規程第７号）第２条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通局契約規程（平成20年３月交通局規程第11号）第２条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）

平成23年度　一般会計　歳出　第３款２項１目13節(1)清掃設備保守委託料

受付番号	種目番号	連絡先	委託担当 神奈川区　　担当者：白井 地域振興課　公会堂担当　電　話：411－7087				
		区　長	部　長	課　長	係　長	係　員	設計者

設　　計　　書

1　委　託　件　名　：　神奈川公会堂　ホール音響設備点検業務委託

2　履　行　場　所　：　横浜市神奈川区富家町１－３
神奈川公会堂

3　履行期間（期限）　：　平成23年12月31日

4　か　し　担　保　：　不要

5　その他特約事項　：　なし

6　現　場　説　明　：　■不要

□要（　　月　　日　　時　　分　場所　　　　　　　）

7　委　託　概　要　：　ホール音響設備保守点検

8　部　分　払

しない（　回以内）

部　分　払　い　の　基　準

業　務　内　容	履　行 予定月	数　　量 （概算数量）	単位	単　価	金　　額 （概算金額）

委託代金額

（概算金額）￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

内訳　業　務　価　格

（概　算　金　額）　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

消費税相当額

（概　算　金　額）　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

内　訳　書

名　称	形状寸法等	数量	単位	単価（円）	金額（円）	摘　要
総合特性検査	音響調整卓 パワーアンプ プレーヤー	1	式			
動作点検	マイクロホン ワイヤレスマイク スピーカー イコライザー	1	式			
報告書作成		1	式			
諸経費		1	式			

神奈川公会堂 ホール音響設備点検業務委託 仕様書

1　件名

神奈川公会堂ホール音響設備点検業務委託

2　履行期限

平成 23 年 12 月 31 日

3　実施場所

横浜市神奈川区富家町１－３

神奈川公会堂

4　実施方法

神奈川公会堂ホールの音響設備の維持管理に必要な点検を行う

点検項目及び検査内容は別表のとおり

5　実施報告

実施後、30 日以内に書面をもって報告すること

＜別表＞神奈川公会堂　音響設備保守点検（検査内容・検査項目）

検査内容	項　　目	詳　　細	数量
総合特性検査	音響調整卓	HYFAX PALETTE	
	パワーアンプ	ﾜｲﾔﾚｽ受信機	1
		ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾌﾟﾛｾｯｻ	1
		パッチパネル A	1
		パッチパネル B	3
		メインスイッチ部	1
		出力スイッチ部	1 式
		電力増幅器①	1
		電力増幅器②	1
		電力増幅器③	1
		電力増幅器④	1
		出力パッチ部	1 式
	プレーヤー	カセットデッキ①	1
		カセットデッキ②	1
		CD プレーヤー①	1
		CD プレーヤー②	1
		MD レコーダー	1

動作検査	マイクロフォン	ダイナミック型①	9
		ダイナミック型②	3
		ダイナミック型③	1
		ダイナミック型④	2
		コンデンサ型	2
		マイクスタンド	1式
		ケーブル類	1式
		コンセント類	1式
	ワイヤレスマイク	受信機	1
		アンテナ	2
		ハンドマイク①	4
		ピン型マイク①	2
	スピーカー	プロセニアム下手	
		低域	1
		ホーン	2
		ドライバユニット	2
		ネットワーク	1
		プロセニアム上手	
		低域	1
		ホーン	2
		ドライバユニット	2
		ネットワーク	1
		ステージフロント	4
		移動型スピーカー	2
		ロビー系	5
		楽屋（2部屋）、運営系	1式
		調光室	1式
		ｺﾝﾄﾛｰﾙﾓﾆﾀｰｽﾋﾟｰｶｰ	2

請　　書

平成２３年６月２日

横浜市契約事務受任者　殿

所　在　地　東京都　　　　　　目１１番２号
商号又は名称　新 森 平 工 業 株 式 会 社
代表者職氏名　代表取　　　　　　健

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお請けします。

件　　　名　神奈川公会堂舞台吊物装置保守点検

契約区分　☑ 確定契約　　□ 概算契約（概算数量契約）

契約金額　¥336000

☑ 課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）

¥16000

□ 免税業者

件　名　（品名：品質、形状等）	数　量	単　価	金　額
舞台吊物装置保守点検	年２回	160,000	320,000
合　計			320,000

納入場所（履行場所）　神奈川公会堂

納入期限（履行期間）　契約締結日の翌日～平成２４年１月３１日

前　金　払　☑ しない　□ する

部　分　払　□ しない　☑ する（ 2 回以内）

部分払の基準　☑ 設計書のとおり　□

支払時期の特約の確認　適法な請求書を受理した日から起算して30日以内

契約約款の適用
□ 物品供給契約約款　□ 物品製造（印刷製本）契約約款
☑ 委託契約約款　□ 修繕請負契約約款
□ 賃貸借契約約款　□

平成23年度　一般会計　歳出　第３款２項１目13節(１)　清掃設備保守委託料								
受付番号	種目番号	連絡先	委託担当 神奈川区　担当者：白井 地域振興課　公会堂担当　電　話：411－7087					
		区　長	部　長	課　長	係　長	係　員	設計者	

設　　　計　　　書

1　委　託　件　名　：　神奈川公会堂　舞台吊物装置保守委託

2　履　行　場　所　：　横浜市神奈川区富家町１－３
　　　　　　　　　　　神奈川公会堂

3　履行期間（期限）　：　契約締結日の翌日から平成24年１月31日

4　か　し　担　保　：　不要

5　その他特約事項　：　なし

6　現　場　説　明　：　■不要

　　　　　　　　　　　□要（　　月　　日、　時　　分　場所　　　　　　　）

7　委　託　概　要　：　舞台吊物装置の保守点検

8　部　分　払

　する（２回以内）

部分払いの基準

業務内容	履行予定月	数量（概算数量）	単位	単価	金額（概算金額）
舞台吊物装置の保守点検	７月 １月	２	回		

委託代金額

（概算金額）￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

内訳　業務価格

（概算金額）￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

消費税相当額

（概算金額）￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

内　訳　書

名　称	形状寸法等	数量	単位	単価（円）	金額（円）	摘　要
舞台吊物装置の保守点検		1	式			

神奈川公会堂　舞台吊物装置保守点検業務委託仕様書

1　件名
　神奈川公会堂舞台吊物保守点検業務委託

2　実施時期
　契約締結日の翌日から平成24年1月31日までのうち年2回
（実施予定月＝7月・1月）

3　実施場所
　神奈川区富家町1－3
　神奈川公会堂

4　実施方法
　神奈川公会堂ホールの吊物装置の維持管理に必要な保守点検を行う
（1）点検項目
ア 緞帳
イ 第1－ 文字幕
ウ 第2－ 文字幕
エ ボーダーライト
オ サスペンションライト
カ 天井反射板（昇降・傾斜）
キ 中割幕
ク スクリーン
ケ ホリゾントライト
コ 第1吊物
サ 第2吊物
シ 第3吊物
ス 引割バック幕
セ 正面反射板兼ホリゾントライト
ソ 袖幕　3対（下手・上手）
タ 客席照明バトン
チ 操作制御盤

（2）作業内容
ア 全般にわたる外観目視点検
イ 機能点検
ウ 機械類の点検整備
エ 装置各部の点検整備
オ 各部取付状態の確認
カ ボルト類の締付状態確認
キ ワイヤロープの状態確認・調整
ク 引綱ロープの状態確認・調整
ケ 機械・ピット内・網元周辺の清掃
コ 異物の確認・除去
サ 給油・給脂
シ 安全装置類の作業試験
ス 負荷電流測定
セ 絶縁抵抗測定
ソ 制御盤、操作盤の点検・調整
タ 総合運転確認

5　実施報告
　実施後、30日以内に書面をもって報告すること

請　　　書

平成２３年４月１日

横浜市契約事務受任者

所　在　地　　横浜市■■■■町１１７１－６
商号又は名称　　テクノ矢崎株式会社横浜支■■
代表者職氏名　　支店長■■■秀幸

契約規則、契約内容に応じた契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお請けします。

件　　　名　　神奈川公会堂　冷温水発生機年間保守点検委託

契約区分　■ 確定契約　　□ 概算契約（概算数量契約）

契約金額	¥	十	万	千	百	十	円
	¥	9	2	6	1	0	0

■ 課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）

¥	万	千	百	十	円
¥	4	4	1	0	0

□ 免税業者

件　　名（品名：品質，形状等）	数　量	単　価	金　　額
冷房前切替点検調整	１式		３８７，５００
冷房中間点検	１式		１０７，０００
暖房前切替点検調整	１式		３８７，５００
合　　　計			８８２，０００

納入場所（履行場所）　横浜市神奈川区富家町１－３　神奈川公会堂

納入期限（履行期間）　平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日

前　金　払　■ しない　　□ する

部　分　払　□ しない　　■ する（３回以内）

部分払の基準　■　設計書のとおり　□

支払時期の特約の確認　適法な請求書を受理した日から起算して３０日以内

契約約款の摘要　□ 物品供給契約約款　□ 物品製造（印刷製本）契約約款
☑ 委託契約約款　□ 修繕請負契約約款

平成23年度一般会計歳出　第3款2項1目　個性ある区づくり推進費　第13節(1)清掃設備保守委託料			
受付番号	種目番号 301	連絡先	委託担当　　担当者　山口 神奈川区地域振興課　　電話　411-7095

設　計　書

1 委　　託　　名　神奈川公会堂　冷温水発生機保守点検委託

2 履　行　場　所　横浜市神奈川区富家町１－３　神奈川公会堂

3 履行期間又は期限
■　期間　平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日まで
□　期限　平成　　年　　月　　日まで

4 契　約　区　分　■　確定契約　　　　□　概算契約

5 その他特約事項　なし

6 現　場　説　明
■　不要
□　要（平成　　年　　月　　日　　時　　分　　場所　　　　　）

7 委　託　概　要　冷温水発生機の保守点検

8 部分払い

■　する（　３　回以内）

□　しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量（概算数量）	単位	単価	金額
冷温水発生機保守点検	４月	3	回		
	８月				
	１０月				

※　単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※　概算数量の場合は、数量及び金額を（　　　　　）で囲む

委託代金額	￥　　　　　　　　　　　　　　　.－
内訳	￥　　　　　　　　　　　　　　　.－
	￥　　　　　　　　　　　　　　　.－

内　訳　書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価（円）	金額（円）	摘要
冷温水発生機保守点検						
冷房前切替点検整備作業		1	式			
冷房中間点検		1	式			
暖房前切替点検整備作業		1	式			
				小計		
				消費税		
合　　計						

※概算数量の場合は、数量及び金額を（　　　　　　　）で囲む

神奈川公会堂　冷温水発生機保守点検委託　仕様書

1　件名

神奈川公会堂冷温水発生機保守点検委託

2　実施時期

平成２３年４月１日～平成２４年３月３１日のうち年３回（４月・８月・１０月）

3　実施場所

神奈川区富家町１－３

神奈川公会堂

4　実施方法

（１）対象機種

ア．冷却塔１体型冷温水発生機 CH-KX６０PS ２基

イ．冷却塔（一体型）２基

ウ．冷温水ポンプ（内蔵型）　２台

エ．冷却水ポンプ（内蔵型）　２台

（２）作業内容

ア．冷房前切替点検整備作業　４月

イ．冷房中間点検　８月

ウ．暖房前切替点検整備作業　１０月

（３）作業項目

ア．本体関係

イ．設置の確認

ウ．冷却水管理

エ．冷却塔関係

オ．電気関係

カ．燃焼管理

キ．冷温水・冷却水の確認

ク．各部の温度測定・運転時間

ケ．データ管理

5　実施報告

実施後、３０日以内に書面をもって報告すること

請　　　　　書

平成'23年6月2日

横浜市
契約事務受任者様

所　在　地　横浜市港北区大豆戸町60-1 F4
商号又は名称　株式会社コスモ環境調査研究所
代表者職氏名　代表取締役　篠塚継

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお請けします。

件　名　神奈川公会堂冷却水レジオネラ属菌及びスケール対策業務委託

契約区分　☐ 確定契約　☐ 概算契約（概算数量契約）

契約金額　¥179,500－

☑ 課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）　¥9,500

☐ 免税業者

件　名　（品名：品質、形状等）	数　量	単　価	金　額
レジオネラ属菌対策用処理剤	6	16,000	96000－
スケール防止パック型水処理剤	4	6,000	24,000－
水処理点検費	3	10,000－	30,000－
レジオネラ属菌検出検査	2	8,000	16,000－
諸経費等			24,000－
消費税			9,500－
合　計			¥179,500－

納入場所（履行場所）　神奈川公会堂

納入期限（履行期間）　'24．3．31のうち年3回

前　金　払　☑ しない　☐ する

部　分　払　☐ しない　☑ する（ 3 回以内）

部分払の基準　☑ 設計書のとおり　☐

支払時期の特約の確認　適法な請求書を受理した日から起算して30日以内

契約約款の適用　☐ 物品供給契約約款　☐ 物品製造(印刷製本)契約約款
☑ 委託契約約款　☐ 修繕請負契約約款
☐ 賃貸借契約約款　☐

※　「横浜市契約規則」は、横浜市契約規則（昭和39年３月横浜市規則第59号。以下「契約規則」という。）（水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道局契約規程（平成20年３月水道局規程第７号）第２条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通局契約規程（平成20年３月交通局規程第11号）第２条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）

平成23年度　一般会計　歳出　第３款２項１目13節(1)清掃設備保守委託料								
受付番号	種目番号	連絡先	委託担当 神奈川区　　　　　　担当者：白井 地域振興課　公会堂担当　電　話：411－7087					
		区　長	部　長	課　長	係　長	係　員	設計者	

設　　計　　書

1　委　託　件　名　：　神奈川公会堂
冷却水レジオネラ属菌及びスケール対策作業委託

2　履　行　場　所　：　横浜市神奈川区富家町１－３
神奈川公会堂

3　履行期間（期限）　：　契約締結日の翌日から平成24年３月31日

4　か　し　担　保　：　不要

5　その他特約事項　：　なし

6　現　場　説　明　：　■不要

□要（　月　日　時　分　場所　　　　　　　　）

7　委　託　概　要　：　冷却水の水質管理

8　部　分　払
　　する（３回以内）

部　分　払　い　の　基　準

業　務　内　容	履　行 予定月	数　　量 （概算数量）	単位	単　価	金　　額 （概算金額）
冷却水水質管理	１回目 （６月）	１	式		
〃	２回目 （７月）	１	式		
〃	３回目 （８月）	１	式		

委託代金額

（概算金額）　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

内訳　業　務　価　格
　　　（概　算　金　額）　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

　　　消費税相当額
　　　（概　算　金　額）　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

内　訳　書

名　　称	形状寸法等	数量	単位	単価（円）	金額（円）	摘　要
レジオネラ属菌対策用処理剤	ＪＯＳＯ－Ｐ－66（同等品可）	60	kg			1･2･3回目
スケール防止パック型水処理剤	スーパー浄素	4	個			1･2･3回目
水処理点検費		３	回			1･2･3回目
レジオネラ属菌検出検査		２	検体			２回目

神奈川公会堂 冷却水レジオネラ属菌及びスケール対策作業委託 仕様書

1　件名

神奈川公会堂冷却水レジオネラ属菌及びスケール対策作業委託

2　実施時期

契約締結日の翌日から平成24年3月31日のうち年３回
（実施予定月＝６月・７月・８月）

3　実施場所

神奈川区富家町１－３
神奈川公会堂

4　実施方法

(1) 対象

神奈川公会堂冷却塔（一体型）２基

(2) 作業内容

ア　水処理剤基礎投入
イ　薬注ポンプ（メモリ、動作、エアー抜き、タイマー設定値）
ウ　薬品タンク（残量、補充量、投入比、補充後容量）
エ　水処理薬品（使用量）
オ　自動ブロー（設定値、デファレンシャル、センサー清掃、導電率、導電率誤差）
カ　簡易ブロー
キ　採水（冷却水、冷水、温水、補給水）
ク　在庫チェック

(3) 作業工程

作業内容	１回目	２回目	３回目
薬品購入・投入	○		
水処理点検	○	○	○
レジオネラ属菌検出検査		○	

5　実施報告

実施後、３０日以内に書面をもって報告すること

請　　　書

平成２３年　４月　１日

横浜市契約事務受任者

所　在　地　東京都台東区上野３－４－９
商号又は名称　中央エレベーター工業株式会社
代表者職氏名　代

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお請けします。

件　　名　神奈川公会堂エレベーター保守点検委託

契約区分　■ 確定契約　□ 概算契約（概算数量契約）

契約金額　￥967680

■ 課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）　￥46080

□ 免税業者

件　名　（品名：品質、形状等）	数　量	単　価	金　額
乗用エレベーター保守（FM契約）	12回	７６，８００	９２１，６００
消費税			４６，０８０
合　計			９６７，６８０

納入場所（履行場所）　神奈川公会堂

納入期限（履行期間）　平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日まで

前金払　■ しない　□ する

部分払　□ しない　■ する（　１２　回以内）

部分払の基準　□ 設計書のとおり　□

支払時期の特約の確認　適法な請求書を受理した日から起算して30日以内

契約約款の適用　□ 物品供給契約約款　□ 物品製造(印刷製本)契約約款
■ 委託契約約款　□ 修繕請負契約約款
□ 賃貸借契約約款　□

※　「横浜市契約規則」は、横浜市契約規則（昭和39年３月横浜市規則第59号。以下「契約規則」という。）（水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道局契約規程（平成20年３月水道局規程第７号）第２条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通局契約規程（平成20年３月交通局規程第11号）第２条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）

平成23年度一般会計歳出　第3款2項1目　個性ある区づくり推進費　第13節(1)清掃設備保守委託料

受付番号	種目番号	連絡先	委託担当 神奈川区 地域振興課	担当者　山口 電話　411-7091

設　計　書

1 委　　託　　名　神奈川公会堂　エレベーター保守点検委託

2 履　行　場　所　横浜市神奈川区富家町１－３　神奈川公会堂

3 履　行　期　間　又　は　期　限
■　期間　平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日まで
□　期限　平成　　年　　月　　日まで

4 契　約　区　分　■　確定契約　　□　概算契約

5 その他特約事項　なし

6 現　場　説　明　■　不要
□　要（平成　　年　　月　　日　　時　　分　　場所　　　　　）

7 委　託　概　要　エレベーターの保守点検

8 部分払い

■　する（　１２　回以内）

□　しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量 (概算数量)	単位	単価	金額
エレベーター保守点検	毎月	12	回		

※　単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※　概算数量の場合は、数量及び金額を（　　　　　　）で囲む

委託代金額	￥　　　　　　　　　　　　　　　　　. −
内訳	￥　　　　　　　　　　　　　　　　　. −
	￥　　　　　　　　　　　　　　　　　. −

内　訳　書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価（円）	金額（円）	摘要
エレベーター保守点検	積載７５０Ｋｇ	12	回			
	車椅子仕様	12	回			
	地震時管制運転装置	12	回			
	火災時管制運転装置	12	回			
	停電時児童着床運転	12	回			
	音声合成装置	12	回			
合計						

※概算数量の場合は、数量及び金額を（　　　　　　　　　　）で囲む

昇 降 機 保 守 仕 様 書

昇降機が常に安全かつ良好な運転状態を維持するよう次の事項を実施する。

1．点検・調整

定期的に技術員を派遣し、点検・給油・調整を行い、点検報告書を提出する。機器の性能維持に必要と判断した場合は、機器並びに付属部品に対し修理又は取り替えをする。

2．点検・修理又は部品の取替え作業範囲は別紙の通りとする。

修理又は部品の取替えの範囲は、昇降機を通常使用する場合に生じる磨耗及び劣化に限るものとする。但し、次項の項目は除外とする。

3．費用除外項目

1） 意匠部品（昇降かご・かご床タイル・敷居・三方枠・外側板等）の塗装、メッキ直し、清掃又は修理・取替え。

2） 巻上機・電動機・駆動機等それぞれの一式取替え、及び昇降路・機械室等の改修等。インバータ並びにシーケンサ等制御機器の一式取替え。附加装置等の一式取替え。

3） 諸法規の改正又は、官公署の命令もしくは要求による設備の改修及び、新規付属物の追加工事。

4） 所有者・管理者又は、使用者の不注意又は不適当な管理・使用等により生じた修理・取替え等。

4．作業時間

定期点検・定期整備は、保守受託者の就業時間（通常勤務日の通常勤務時間）内に行い、整備に必要な作業時間中は、運転を休止する。

5．関連設備の点検

煙感知機・火災報知機・消火設備・防火区画の扉・シャッター・自動扉等昇降機関連設備の点検は含まれない。

6．昇降機の占有もしくは、管理に基づく責任は一切含まない。

点検・修理又は部品の取替え等の作業範囲は、下記の通りとする。

分　　類	機器又は装置
受　電　盤 制　御　盤	1．リレー、コイル、抵抗類、コンデンサ、電池類 2．調速機（軸受け及びその他の部品） 3．電気配線（但し、電源引き込み線を除く）
電　動　機	1．巻き線、軸受け、整流子、ベアリング類、メタル類
巻　上　機	1．ウォームギア、スラストベアリング 2．巻上機軸受け 3．ブレーキの巻線、シューライニング及びその他の部品 4．トラクションシーブ及びその他のシーブ及びそれらの軸受け
調　速　機	1．軸受けその他の部品
かご関係	1．ドアマシン関係（モーター、抵抗器、ドアロープ） 2．ドアハンガー及びガイドシュー、セフティーシュー 3．非常止め装置及びガイドシュー 4．各スィッチ類及び運転関係部品、カーライト及びランプ 5．連結装置及び部品（ケーブルを含む） 6．非常ベル、ブザー及び部品
乗り場関係	1．インジケータ、ボタン及び部品 2．インターロック及び部品、ドアスィッチ及び部品 3．ハンガー及びシュー、 4．戸クローザー及び部品
昇降路関係 I	1．主ワイヤーロープ、ガバナロープ、テールコード 2．リミットスィッチ及び部品 3．着床近接リレー及び部品
附加装置	車椅子仕様、地震管制運転装置、火災管制運転装置、音声合成装置 停電自動着床装置、

請　書

平成２３年　4月　1日

横浜市契約事務受任者様

所　在　地　横浜市西[redacted]１５０番地
商号又は名称　株式会社　神奈川ナブコ
代表者職氏名　代表取締役

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお請けします。

件　名　神奈川公会堂自動ドア保守点検委託

契約区分　■確定契約　□　概算契約（概算数量契約）

契約金額　¥68,670

■　課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）¥3,270

□　免税業者

件　名　（品名：品質、形状等）	数　量	単　価	金　額
自動ドア保守点検（１台）	6回	10，900	65，400
点検実施月			
4，6，8，10，12，2月			
合　計			65，400

納入場所（履行場所）　横浜市神奈川区富家町１－３

納入期限（履行期間）　平成２３年４月１日～平成２４年３月３１日

前金払　☑　しない　□　する

部分払　□　しない　☑　する（　6回以内）

部分払の基準　□　設計書のとおり　□

支払時期の特約の確認　適法な請求書を受理した日から起算して30日以内

契約約款の適用
□　物品供給契約約款　□　物品製造(印刷製本)契約約款
☑　委託契約約款　□　修繕請負契約約款
□　賃貸借契約約款　□

平成23年度一般会計歳出　第3款2項1目　個性ある区づくり推進費　第13節(1)清掃設備保守委託料			
受付番号	種目番号 301	連絡先	委託担当　担当者　山口 神奈川区地域振興課　電話　411-7095

設　計　書

1 委　　託　　名　神奈川公会堂　自動ドア保守点検委託

2 履　行　場　所　横浜市神奈川区富家町１－３　神奈川公会堂

3 履行期間又は期限
- ■　期間　平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日まで
- □　期限　平成　　年　　月　　日まで

4 契　約　区　分　■　確定契約　　　□　概算契約

5 その他特約事項　なし

6 現　場　説　明
- ■　不要
- □　要（平成　　年　　月　　日　　時　　分　　場所　　　　　　）

7 委　託　概　要　自動ドアの保守点検

8 部分払い

■　する（　６　回以内）

□　しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量 (概算数量)	単位	単価	金額
自動ドア保守点検	偶数月	6	回		

※　単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※　概算数量の場合は、数量及び金額を（　　　　　）で囲む

委託代金額	￥　　　　　　　　　　　. −
内訳	￥　　　　　　　　　　　. −
	￥　　　　　　　　　　　. −

内　訳　書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価（円）	金額（円）	摘要
自動ドア保守点検		6	回			
				小計		
				消費税		
合計						

※概算数量の場合は、数量及び金額を（　　　　　　　）で囲む

神奈川公会堂 自動ドア保守点検業務委託 仕様書

1　件名

神奈川公会堂自動ドア保守点検業務委託

2　実施時期

平成２３年４月１日～平成２４年３月３１日のうち年６回（偶数月）

3　実施場所

神奈川区富家町１－３
神奈川公会堂

4　実施方法

神奈川公会堂の自動ドアの維持管理に必要な保守点検を行う

（１）機種名
　　ナブコ製自動ドア開閉装置　ＤＳ－４１　１台

（２）点検項目
　ア　使用状況（開閉回数、号機番号）
　イ　サッシ部（無目点検カバー、ガードレール内、扉、フレ止め・扉ガイド、指詰防止、隙間）
　ウ　懸架部（ハンガーレール、吊車、踊り止の隙間、ストッパー）
　エ　動作作動部（手動開閉の動作・異音、エンジン取付、駆動軸、プーリー、ベルト・チェーン・ワイヤー）
　オ　制御装置（開閉速度、クッション作用、開き保持時間）
　カ　センサー部（外側、内側、補助センサー）
　キ　電気回路（総合動作、配線、電源電圧、絶縁抵抗）
　ク　その他

5　実施報告

実施後、３０日以内に書面をもって報告すること

請　　　書

平成23年4月1日

横浜市契約事務受任者

所　在　地　東京都　　　5番1号
商号又は名称　セ コ ム 株 式 会 社
代表者職氏名

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお請けします。

件　　　名　神奈川公会堂機械警備委託

契 約 区 分　■ 確定契約　　□ 概算契約（概算数量契約）

契 約 金 額

	百	十	万	千	百	十	円
	¥	3	0	2	4	0	0

■ 課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）

万	千	百	十	円
¥	1	4	4	0	0

□ 免税業者

件　名　（品名：品質、形状等）	数　量	単　価	金　額
平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日	12	24,000円	288,000円
消費税		1,200円	14,400円
合　計			302,400円

納入場所（履行場所）　神奈川公会堂

納入期限（履行期間）　平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

前　金　払　■ しない　　□ する

部　分　払　□ しない　　■ する（１２回以内）

部分払の基準　■ 設計書のとおり　　□

支払時期の特約の確認　適法な請求書を受理した日から起算して30日以内

契約約款の適用　□ 物品供給契約約款　□ 物品製造（印刷製本）契約約款
■ 委託契約約款　□ 修繕請負契約約款
□ 賃貸借契約約款　□

平成23年度一般会計歳出　第3款2項1目　個性ある区づくり推進費　第13節(1)清掃設備保守委託料			
受付番号	種目番号	連絡先	委託担当　　担当者　山口 神奈川区 地域振興課　　電話　411-7091

設　計　書

1 委　　託　　名　神奈川公会堂　機械警備委託

2 履　行　場　所　横浜市神奈川区富家町１－３　神奈川公会堂

3 履行期間又は期限
■　期間　平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日まで
□　期限　平成　　年　　月　　日まで

4 契　約　区　分　■　確定契約　　　　□　概算契約

5 その他特約事項　なし

6 現　場　説　明　■　不要
□　要（平成　　年　　月　　日　　時　　分　　場所　　　　　　）

7 委　託　概　要
１　公会堂の夜間・休館日において、館内に不審者が侵入した場合に直ちに対応が取れる警備体制の構築
２　公会堂の夜間・休館日において、設備異常・火災異常発生時の連絡体制の構築

8 部分払い

■　する（　１２　回以内）

□　しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量 (概算数量)	単位	単価	金額
機械警備	毎月	12	回		

※　単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※　概算数量の場合は、数量及び金額を（　　　　　　）で囲む

委託代金額	￥　　　　　　　　　　.－
内訳	￥　　　　　　　　　　.－
	￥　　　　　　　　　　.－

内　訳　書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価（円）	金額（円）	摘要
機械警備		12	月			
計						
消費税及び地方消費税相当額						
委託代金額						

※概算数量の場合は、数量及び金額を（　　　　　　　）で囲む

神奈川公会堂機械警備業務仕様書

１　業務目的

（１）公会堂の夜間・休館日において、館内に不審者が侵入した場合に直ちに対応がとれる警備体制の構築

（２）公会堂の夜間・休館日において、設備異常・火災異常発生時の連絡体制の構築

２　業務内容

（１）センサー・異常警報灯・各種設備の設置場所（別図のとおり）

ア　不審者が窓・出入口等を壊すことにより、館内に侵入した場合、直ちに適切な対応を図るため、１階・２階に人感センサー及びマグネットセンサーを設置し監視業務を行う。

イ　設備異常・火災異常等を感知するための設備を設置し監視業務を行う。

ウ　金庫の異常を感知するセンサーを設置し監視業務を行う。

エ　不審者が館内にいることを知らせる警報機を入口部に設置する。

オ　断線監視の機能を設置し監視業務を行う。

カ　機械警備のセット・解除を行う操作盤は、館内出口付近に設置し監視業務を行う。

（２）異常感知時の対応

ア　不審者異常・設備異常の感知時は、直ちに公会堂に急行し、異常の確認等の対応を取ることとし、必要に応じて緊急連絡先に通報する。

イ　火災異常の感知時は、直ちに公会堂に急行し、異常の確認・緊急対応等を取り必要に応じて消防機関・緊急連絡先に通報する。

３　その他

この仕様書に定めがない事項については、協議して決定する。

請　　　　書

平成23年7月6日

横浜市契約事務受任者

所　在　地　　横浜市保

商号又は名称　　株式会社　大日防災設備

代表者職氏名　　代表取締役

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお請けします。

件　　名　　神奈川公会堂消防用設備点検業務委託

契約区分　☑ 確定契約　　☐ 概算契約（概算数量契約）

契約金額　¥351,750

☑ 課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）　¥16,750

☐ 免税業者

件　名　（品名：品質、形状等）	数量	単　価	金　額
1　第1回目機能点検（8月）	1式		147,800
2　第2回目機能及び総合点検（2月）	1式		187,200
＊詳細は別途内訳書参照			
消費税（5%）			16,750
合　計			351,750

納入場所（履行場所）	神奈川公会堂	
納入期限（履行期間）	'24. 2. 29	
前金払	☑ しない	☐ する
部分払	☐ しない	☑ する（ 2 回以内）
部分払の基準	☑ 設計書のとおり	☐
支払時期の特約の確認	適法な請求書を受理した日から起算して30日以内	
契約約款の適用	☐ 物品供給契約約款	☐ 物品製造（印刷製本）契約約款
	☑ 委託契約約款	☐ 修繕請負契約約款
	☐ 賃貸借契約約款	

平成23年度　一般会計　歳出　第３款２項１目13節(1)清掃設備保守委託料								
受付番号	種目番号	連絡先	委託担当 神奈川区　　　　　　　担当者：白井 地域振興課　公会堂担当　電　話：411－7087					
		区　長	部　長	課　長	係　長	係　員	設計者	

設　　計　　書

1　委　託　件　名　：　神奈川公会堂　消防用設備点検委託

2　履　行　場　所　：　横浜市神奈川区富家町１－３
　　　　　　　　　　　神奈川公会堂

3　履行期間（期限）　：　平成23年８月１日から平成24年２月29日

4　か　し　担　保　：　不要

5　その他特約事項　：　なし

6　現　場　説　明　：　■不要

　　　　　　　　　　　□要（　月　日　時　分　場所　　　　　　）

7　委　託　概　要　：　消防用設備の点検

8　部　分　払
　　する（２回以内）

部　分　払　い　の　基　準

業　務　内　容	履　行 予定月	数　　量 （概算数量）	単位	単　価	金　　額 （概算金額）
第１回目 機器点検	８月	１	式		
第２回目 機器及び総合点検	２月	１	式		

委託代金額
（概算金額）￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

内訳　業　務　価　格
　　　　（概　算　金　額）　￥＿＿＿＿＿＿＿＿

　　消費税相当額
　　　　（概　算　金　額）　￥＿＿＿＿＿＿＿＿

内　訳　書

◆　第１回目　外観及び機能点検（１）

名　　称	形状寸法等	数量	単位	単価（円）	金額（円）	摘　要
消火器具						
粉末消火器（大型）		４	台			
粉末消火器	(放出試験２本)	２０	本			
粉末消火器	１０型充填 (放出試験分)	２	本			
屋内消火栓設備						
基本料		１	式			
加圧送水装置		１	台			
制御盤		１	台			
呼水装置		１	式			
消火栓箱		９	台			
自動火災報知設備						
受信機		１	台			
差動スポット型感知器交換		３	個			
定温スポット型感知器交換		２	個			
煙感知器		６５	個			
発信器		９	個			
電鈴		１０	個			
表示灯		９	個			
消火栓連動装置		１	台			
常用電源		１	式			
非常電源		１	式			
非常警報装置 (放送設備)						
アンプ		１	台			
スピーカー回線		１	式			
スピーカー		３１	台			
常用電源		１	式			
非常電源		１	式			
誘導灯及び誘導標識						
誘導灯		３４	台			
誘導灯	客席通路	２４	台			

内　訳　書

◆　第１回目　外観及び機能点検（２）

名　称	形状寸法等	数量	単位	単価（円）	金額（円）	摘　要
排煙設備						
連動制御盤		1	台			
煙感知器		１６	個			
吸煙口		9	台			
手動開放装置		9	台			
ダンパー		１２	台			
排煙機		1	台			
排煙機起動盤		1	台			
常用電源		1	式			
非常電源		1	式			
非常電源						
自家発電設備	100KVA	1	式			
諸経費		1	式			

内　訳　書

◆　第２回目　外観及び機能総合点検（１）

名　称	形状寸法等	数量	単位	単価（円）	金額（円）	摘　要
消火器具						
粉末消化器（大型）		４	台			
粉末消化器	(放出試験２本)	２０	本			
粉末消化器	１０型充填（放出試験分）	２	本			
屋内消火栓設備						
基本料		１	式			
加圧送水装置		１	台			
制御盤		１	台			
呼水装置		１	式			
消火栓箱		９	台			
	放水試験	１	式			
自動火災報知設備						
受信機		１	台			
差動スポット型感知器交換		２	個			
定温スポット型感知器交換		２	個			
煙感知器		６５	個			
発信器		９	個			
電鈴		１０	個			
表示灯		９	個			
消火栓連動装置		１	台			
常用電源		１	式			
非常電源		１	式			
非常警報装置（放送設備）						
アンプ		１	台			
スピーカー回線		１	式			
スピーカー		２９	台			
常用電源		１	式			
非常電源		１	式			
誘導灯及び誘導標識						
誘導灯		３４	台			
誘導灯	客席通路	２４	台			

内　訳　書

◆　第２回目　外観及び機能点検（２）

名　　称	形状寸法等	数量	単位	単価（円）	金額（円）	摘　要
排煙設備						
連動制御盤		１	台			
煙感知器		１６	個			
吸煙口		９	台			
手動開放装置		９	台			
ダンパー		１２	台			
排煙機		１	台			
排煙機起動盤		１	台			
常用電源		１	式			
非常電源		１	式			
防火戸設備						
連動制御盤		１	台			
煙感知器		３	個			
防火戸		２	台			
常用電源		１	式			
非常電源		１	式			
非常電源						
自家発電設備	100KVA	１	式			
	水抵抗負荷試験	１	式			
諸経費		１	式			

神奈川公会堂 消防用設備点検業務委託 仕様書

1　件名

神奈川公会堂消防用設備点検業務委託

2　実施時期

平成23年8月1日～平成24年2月29日のうち年2回（8月・2月）

3　実施場所

横浜市神奈川区富家町1－3

神奈川公会堂

4　実施方法

消防法等を準拠し、神奈川公会堂消防設備の維持管理に必要な点検作業を行う

(1) 点検項目

別添表のとおり

(2) 作業内容

第1回目　機器点検

第2回目　機器及び総合点検

5　実施報告

実施後、30日以内に書面をもって報告すること

神奈川公会堂消防用設備点検項目＜別添＞

★印：総合点検

名　　称	形状寸法等	数量	単位	検査対象	
				１回目	２回目
消火器具					
粉末消火器（大型）		４	台	○	○
粉末消火器	(放出試験２本)	２０	本	○	○
粉末消火器	１０型充填（放出試験分）	２	本	○	○
屋内消火栓設備					
基本料		１	式	○	○
加圧送水装置		１	台	○	○
制御盤		１	台	○	○
呼水装置		１	式	○	○
消火栓箱		９	台	○	○
放水試験		１	式		○
自動火災報知設備					
受信機		１	台	○	○　★
差動スポット型感知器交換		３	個	○	○
定温スポット型感知器交換		２	個	○	○
煙感知器		６５	個	○	○　★
発信器		９	個	○	○
電鈴		１０	個	○	○
表示灯		９	個	○	○
消火栓連動装置		１	台	○	○
常用電源		１	式	○	○
非常電源		１	式	○	○
非常警報装置（放送設備）					
アンプ		１	台	○	○
スピーカー回線		１	式	○	○
スピーカー		３１	台	○	○　★
常用電源		１	式	○	○
非常電源		１	式	○	○
誘導灯及び誘導標識					
誘導灯		３４	台	○	○
誘導灯	客席通路	２４	台	○	○
排煙設備					
連動制御盤		１	台	○	○　★
煙感知器		１６	個	○	○　★
吸煙口		９	台	○	○
手動開放装置		９	台	○	○
ダンパー		１２	台	○	○
排煙機		１	台	○	○
排煙機起動盤		１	台	○	○
常用電源		１	式	○	○
非常電源		１	式	○	○
防火戸設備					
連動制御盤		１	台		○
煙感知機		３	個		○
防火戸		２	台		○
常用電源		１	式		○
非常電源		１	式		○
非常電源					
自家発電設備	１００ＫＶＡ	１	式	○	○
水抵抗負荷試験		１	式		○
諸経費		１	式	○	○

請　　　書

'23.5.19
平成　年　月　日

横浜市契約事務受任者

所　在　地

商号又は名称　株式会社三集消毒　横

代表者職氏名

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお請けします。

件　　　名　神奈川公会堂　害虫駆除委託

契約区分　■ 確定契約　□ 概算契約（概算数量契約）

契約金額

	百	十	万	千	百	十	円
		¥	7	2	0	3	0

■ 課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）

	万	千	百	十	円
	¥	3	4	3	0

□ 免税業者

件　名　（品名：品質、形状等）	数　量	単　価	金　額
定期施工（ゴキブリ）	2回	27,300	54,600
定期施工（ねずみ）	2回	7,000	14,000
合　計			68,600

納入場所（履行場所）　神奈川公会堂

納入期限（履行期間）　平成　年　月　日から平成　年　月　日まで　'24.3.31

前金払　■ しない　□ する

部分払　□ しない　■ する（　2　回以内）

部分払の基準　□ 設計書のとおり　□

支払時期の特約の確認　適法な請求書を受理した日から起算して30日以内

契約約款の適用
□ 物品供給契約約款　□ 物品製造（印刷製本）契約約款
■ 委託契約約款　□ 修繕請負契約約款
□ 賃貸借契約約款　□

平成23年度　一般会計　歳出　第３款２項１目13節(１)清掃設備保守委託料

受付番号	種目番号	連絡先	委託担当 神奈川区 地域振興課　公会堂担当　担当者：白井　電　話：411－7087					
		区　長	部　長	課　長	係　長	係　員	設計者	

設　　　計　　　書

1　委　託　件　名　：　神奈川公会堂　害虫駆除委託

2　履　行　場　所　：　横浜市神奈川区富家町１－３
　　　　　　　　　　　　神奈川公会堂

3　履行期間（期限）　：　契約締結日の翌日から平成24年３月31日

4　か　し　担　保　：　不要

5　その他特約事項　：　なし

6　現　場　説　明　：　不要

要（　月　日　時　分　場所　　　　　　　　　　）

7　委　託　概　要　：　神奈川公会堂で発生するゴキブリ及びネズミを薬剤噴霧、毒餌処理等を実施し、害虫を駆除する。

8　部　分　払
　する（2回以内）

部　分　払　い　の　基　準

業務内容	履行予定月	数量（概算数量）	単位	単価	金額（概算金額）
害虫駆除	6・10	2	回		

委託代金額
（概算金額）　￥

内訳　業　務　価　格
　　（概　算　金　額）　￥

消費税相当額
　　（概　算　金　額）　￥

内　訳　書

名　　称	形状寸法等	数量	単位	単価（円）	金額（円）	摘　要
ゴキブリ	残留噴霧 フラッシング 毒餌処理	2	回			
ねずみ	捕獲処理	2	回			

神奈川公会堂 害虫駆除委託 仕様書

1　件名

神奈川公会堂害虫駆除委託

2　実施時期

契約締結日の翌日から平成24年3月31日のうち年２回

（実施予定月＝６月・１０月）

3　実施場所

神奈川区富家町１―３

神奈川公会堂

4　実施方法

(1) ゴキブリ

ア　残留噴霧

ハンドスプレーを用いて、クラックや隙間等、人が直接触れることがない場所に薬剤を噴霧する。

イ　フラッシング

ピレスロイド系エアゾール剤により、深部に潜んでいるゴキブリに直接噴霧し、フラッシング（追い出し）をする。

ウ　毒餌処理

生息が確認された場合、ゴキブリ用食毒剤を配置する。

(2) ねずみ

ねずみの侵入・生息監視ポイントを選び、ねずみ調査用トラップを配置する。

5　実施報告

実施後、３０日以内に書面をもって報告すること

平成23年度　一般会計　歳出　第３款２項１目13節(4)企画調査その他委託料							
受付番号	種目番号	連絡先	委託担当 神奈川区　担当者：白井 地域振興課　公会堂担当　電　話：411－7087				
		区　長	部　長	課　長	係　長	係　員	設計者

設　計　書

1　委　託　件　名　：　神奈川公会堂
　　　　　　　　　　　アスベスト浮遊量調査委託

2　履　行　場　所　：　横浜市神奈川区富家町１－３
　　　　　　　　　　　神奈川公会堂

3　履行期間（期限）　：　契約締結日の翌日から平成23年８月31日

4　か　し　担　保　：　不要

5　その他特約事項　：　なし

6　現　場　説　明　：　■不要

　　　　　　　　　　　□要（　月　日　時　分　場所　　　　　　）

7　委　託　概　要　：　公会堂建物に係るアスベスト浮遊量を調査する

8　部　分　払
　しない（　回以内）

部分払いの基準

業務内容	履行予定月	数量（概算数量）	単位	単価	金額（概算金額）

委託代金額
（概算金額）￥＿＿＿＿＿＿＿＿

内訳　業務価格
　　（概　算　金　額）　￥＿＿＿＿＿＿＿＿
　　消費税相当額
　　（概　算　金　額）　￥＿＿＿＿＿＿＿＿

内　　訳　　書

名　称	形状寸法等	数量	単位	単価（円）	金額（円）	摘　要
アスベスト濃度測定	位相差顕微鏡による分析	4	検体			
サンプリング、報告書		1	式			

神奈川公会堂 アスベスト浮遊量調査委託 仕様書

1　件名

　神奈川公会堂アスベスト浮遊量調査委託

2　履行期限

　契約締結日の翌日から平成23年8月31日まで

3　実施場所

　神奈川区富家町１－３

　神奈川公会堂

4　実施方法

(1) アスベスト濃度測定

　位相差顕微鏡による分析：４検体（４地点）

　<測定場所>

　① ホワイエ

　② ステージ

　③ 屋外（舞台裏非常口付近）

　④ 屋根裏

(2) サンプリング、報告書

5　実施報告

　実施後、３０日以内に書面をもって報告すること

委託契約書

契約番号 1032030002

1 委託名　神奈川公会堂清掃等委託

2 履行場所　横浜市神奈川公会堂

3 履行期間　平成２２年　4月　1日 から 平成２３年　3月 ３１日 まで

4 委託代金額　¥8225280

□課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）¥391680

□ 免税業者

5 契約区分　■ 確定契約　□ 概算契約

6 前金払　□ する　■ しない

7 部分払　■ する　(12回以内)　□ しない

8 部分払の基準　□ 以下のとおり　☑設計図書のとおり

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額

9 委託代金の支払場所　横浜市指定金融機関（市庁内）

10 契約保証金　免除

11 特約条項

上記の委託について、委託者横浜市と受託者 株式会社エース・ビルメンテナンス とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の約款の条項（特約条項がある場合、それを含む。）によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、当事者双方記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成２２年　4月　1日

委託者　横浜市中区港町１丁目１番地
横浜市
契約事務受任者
横浜市総務局長　鈴木　隆

横浜市総務局長印 契約事務専用

所在地　横浜市鶴見区市場大和町2番23号

受託者　商号又は名称　株式会社エース・ビルメンテナンス

代表者職氏名　代表取締役 野川正己

平成22年度一般会計歳出　第3款2項1目　個性ある区づくり推進費　第13節(1)清掃設備保守委託料				
受付番号	種目番号 301	連絡先	委託担当 神奈川区 地域振興課	担当者　川崎 電話　411-7095

設　計　書

1 委　託　名　神奈川公会堂　清掃等委託

2 履　行　場　所　横浜市神奈川区富家町１－３　神奈川公会堂

3 履行期間又は期限　■ 期間　平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日まで
□ 期限　平成　　年　　月　　日まで

4 契　約　区　分　■ 確定契約　　□ 概算契約

5 その他特約事項　なし

6 現　場　説　明　■ 不要
□ 要（平成　　年　　月　　日　　時　　分　　場所　　　　　）

7 委　託　概　要　庁舎清掃業務
諸水槽清掃業務
設備管理（運転監視）業務

8 部分払い

■ する（　１２　回以内）

□ しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量（概算数量）	単位	単価	金額
日常清掃	毎月	12	月		
定期清掃	毎月	12	回		
窓ガラス清掃	9	1	回		
照明器具清掃	12	1	回		
給水槽清掃	8	1	回		
排水槽清掃	9, 3	2	回		
消火用水槽清掃	7	1	回		
設備管理（運転監視）業務	毎月	1	式		

※　単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※　概算数量の場合は、数量及び金額を（　　　　　）で囲む

委託代金額	￥　　　　　　　　　　.－
内訳	￥　　　　　　　　　　.－
	￥　　　　　　　　　　.－

内　訳　書

名称	形状寸法等		数量	単位	単価（円）	金額（円）	摘要
1　清掃業務							
日常清掃	866	㎡	12	月			
定期清掃	1,380	㎡	12	回			
窓ガラス清掃	201	㎡	1	回			
照明器具清掃	757	本	1	回			
給水槽清掃	20	㎥	1	回			
排水槽清掃	10	㎥	2	回			
消火用水槽清掃	40	㎥	1	回			
小計							
2　設備管理（運転監視）業務							
(1) 直接業務費							
ア　直接人件費	技師補			人			12 月
	技術員			人			12 月
	技術員補			人			12 月
イ　直接物品費			1	式			
小計							
(2) 共通費							
ア　業務管理費			1	式			
イ　一般管理費			1	式			
小計							
計							
消費税及び地方消費税相当額							
委託代金額							

※概算数量の場合は、数量及び金額を（　　　　　　）で囲む

神奈川公会堂　清掃等委託仕様書

（注）下記項目に○が付いている業務を適用すること。

業務内容	適用	業務内容	適用
日常清掃	○	雨水槽	
定期清掃（A）	○	空調水（蓄熱槽）清掃	
定期清掃（B）		外構清掃	
ジュータン清掃（A）		空調水槽	
ジュータン清掃（B）		噴水用水槽清掃	
窓ガラス清掃	○	消火水槽清掃	○
照明器具清掃	○	雨水貯留槽清掃	
給水槽清掃	○	設備管理業務	○
排水槽清掃	○	駐車場管理業務	

（※）定期清掃(A)：Ｐタイル、塩ビシート、石貼り床等
定期清掃(B)：ＯＡ床
ジュータン清掃(A)：手織絨毯、ウイルトンカーペット等
ジュータン清掃(B)：ＯＡ床

共通事項

1　作業員

委託契約約款（以下「約款」という）第９条に定める事項については、様式１により提出しなければならない。また、契約期間途中においても同様とする。

2　作業予定表の提出

乙は年間の作業予定表（様式２・１１）を４月１０日までに、また、毎月の作業予定表（様式３・４・５・１２）を前月２５日までに（４月にあっては４月３日までに）神奈川公会堂（以下「公会堂」という。）へ提出し、甲乙はこれについて協議するものとする。

3　その他

(1)　甲の指定する本市職員とは、契約書全般については神奈川区地域振興課の職員とし、本委託仕様の事務的事項については公会堂の職員とする。

(2)　作業員が一般事務室等に立ち入り作業を行う場合は、事前に公会堂に連絡してから行うものとする。

清掃管理業務

1　清掃内容　　　　　前記のとおり

2　清掃回数及び日時　　別表Ａのとおり

3　清掃方法

(1) 共通事項

ア　作業の実施については、常に火災、盗難、その他事故の発生することの無いよう十分注意すること。

イ　作業の実施中に、乙の責に帰すべき事由により甲の建物・備品等を棄損した時は、直ちに甲の指定する者にその旨を通知して、その指示に従うこと。この場合において原形又は現状に復する必要がある場合には、乙の費用をもって行うこと。

ウ　清掃機具及び材料等は、作業内容に最も適したものを用いることとし、その使用前には必ず甲の指定する者に申し出ること。

エ　作業の実施により移動した椅子その他の物品は、必ず元の位置に戻しておくこと。

オ　作業員は作業中、作業服上下及び作業靴を正しく着用し、作業服胸部等に社名・氏名を明記したプレート等の証票をつけるものとする。

(2)日常清掃

作業箇所	作　業　要　領
ア　階段・廊下・待合ホール・エレベーター内部　等	(ｱ)マット等の備品は移動させ、砂・泥・ごみ等一切を掃き取り、マットを洗い乾かすこと。 (ｲ)待合い・廊下等のスタンド式灰皿の清掃及び洗浄を行うこと。 (ｳ)待合い用椅子の拭き掃除を行うこと。 (ｴ)階段手すり・自動ドア・扉・消火栓盤上の拭き掃除を行うこと。 (ｵ)人通りの多い場所については、特に注意を払って砂等を掃き取ること。 (ｶ)各階の紙くず入れ（ポリペール・コレクター等）の収集清掃を行うこと。 (ｷ)ジュータン部分については、電気掃除機で十分汚れを吸い取ること。 (ｸ)観葉植物に水をやること。
イ　便所	(ｱ)床の掃き掃除をすること。 (ｲ)床の水拭きをすること。汚れの多い時は無リン系（LAS を含まない）等の適正洗剤で拭くこと。 (ｳ)汚物入れ、紙くず入れの清掃をすること。 (ｴ)洗面台を清掃し、鏡を拭き上げること。 (ｵ)衛生陶器類を無リン系（LAS を含まない）等の適正洗剤で清掃すること。 (ｶ)金属部分の拭き掃除をすること。 (ｷ)トイレットペーパー、石けん液の補充をすること。
ウ　湯沸室	(ｱ) 床の掃き掃除をすること。 (ｲ) 茶殻・生ごみ等の搬出処理及び容器等の洗浄をすること。
エ　ごみ集積所等	(ｱ) ごみ集積所を随時整理清掃すること。

(3)-1　定期清掃A　(Pタイル、塩ビシート、石貼り床等)

作業箇所	作　業　要　領
床　　面	(ｱ)椅子等を机の上に上げ、床の汚れ、砂及びほこりを掃き取ること。 (ｲ)無リン系(LAS を含まない)等の適正洗剤を使用して表面洗浄を行うこと。 (ｳ)モップで水分を拭き取ること。 (ｴ)床面乾燥後、ワックス等を塗布し、ポリッシャーでつや出し仕上げを行うこと。 (ｵ) 1年に1回、はく離剤等で洗浄し、新しく表面皮膜を再生すること。 (ｶ)その他床面の種類に応じて薬品・器具等は適宜変更して清掃すること。 (ｷ)稼働椅子を移動して清掃すること。 (ｸ)机の上の椅子を下げること。

(3)-2　定期清掃B（OA床）

作業箇所	作　業　要　領
床　　面	(ｱ)椅子等を机の上に上げること。 (ｲ)床の汚れ、砂及びほこりを電気掃除機で十分吸い取り、汚れの目立つ箇所は無リン系（LAS を含まない）等の適正洗剤を使用して部分洗浄すること。 (ｳ)必要に応じて、適宜、カーペット床の補修をすること。 (ｴ)稼働椅子を移動して清掃すること。 (ｵ)机の上の椅子を下げること。

(4)-1　ジュータン清掃A（手織絨毯、ウイルトンカーペット等）

作業箇所	作　業　要　領
ジュータン床部分	(ｱ)パウダー方式・シャンプー方式等、適正な方式で全面クリーニングを行うこと。 (ｱ) シミ等の汚れは、無リン系（LAS を含まない）等の適正洗剤で除去すること。 (ｲ) たばこの焦げ等は、補修ジュータンで切り貼り修理すること。

(4)-2　ジュータン清掃B（OA床）

作業箇所	作　業　要　領
ジュータン床部分	(ｱ)パウダー方式・シャンプー方式等、適正な方式で全面クリーニングを行うこと。 (ｲ)シミ等の汚れは、無リン系（LAS を含まない）等の適正洗剤で除去すること。 (ｳ)たばこの焦げ等は、補修ジュータンで切り貼り修理すること。

(5)窓ガラス清掃

作業箇所	作　業　要　領
窓ガラス・サッシ	(ｱ)無リン系（LAS を含まない）等の適正洗剤で汚れを取り除き、仕上げること。 (ｲ)作業実施にあたっては静粛にかつ足下に十分注意し、また、掃除用水の取り扱いについては、事務室及び通行人等に飛散しないよう特に注意すること。 (ｳ)悪臭を放つ薬品、または、建物に悪影響を与える薬品・用具類を使用しないこと。また、ごみ粉等の飛散する雑巾を使用しないこと。

(6)照明器具清掃

作業箇所	作　業　要　領
照明器具	(ｱ) 無リン系（LAS を含まない）等の適正洗剤を使用して、反射板、ルーバー及び取り外したランプを拭き上げること。 (ｲ) 作業着手前に電気室の係員と打ち合わせを行い、感電事故等の起きないようにすること。 (ｳ) 作業実施にあたっては、ほこり、清掃用水等が飛散しないよう注意すること。

(7)給水に関する水槽清掃

作業箇所	作　業　要　領
受水槽・高架水槽	(ｱ)次の項目を記載した水槽等清掃作業員及び使用機材一覧表を１週間前までに様式６により甲の指定したものに提出すること。 【記載事項】 ・作業責任者または監督者資格氏名 ・作業員名 ・前回の健康診断月日及び結果 ・使用機材名称 ・使用消毒薬品名・量・使用濃度 (ｲ)作業員の作業衣は消毒したものを作業直前に着用し、使用機材は消毒済みのものを使用すること。 (ｳ)水槽に出入りする際は、出入口に消毒薬を置き、不用意に槽外の異物等を持ち込まぬように洗浄と消毒を行うこと。 (ｴ)排水は完全に実施し、排水後槽内沈積物質、浮遊物質、壁面等の付着物質の除去を行うこと。 (ｵ)50～100ppm の次亜塩素酸水溶液で 15 分間隔で３回噴霧し、最後に 30 分間放置する。消毒後は十分に水洗いし、水槽満水後、残留塩素の測定(0.2ppm 以上)を行うとともに、色度・濁度・臭気等を確認すること。 (ｶ)漏水の有無、液面制御装置及び揚水ポンプ等の機能点検を行うこと。 (ｷ)清掃作業実施後、次の項目を記載した点検・整備・消毒結果報告書を様式７・８により甲の指定する者に提出すること。 【記載事項】 ・作業責任者または監督者氏名 ・使用消毒薬品名・量・使用濃度 ・槽内及び給水栓末端の残留塩素濃度 (ｸ)水槽の清掃に際しては、清掃前後の写真を撮り、甲の指定する者に提出すること。

(8)排水に関する水槽清掃

作業箇所	作　業　要　領
雑排水槽・汚水槽	(ｱ) 槽内全体を清掃し、槽内沈積物質・浮遊物質・壁面等の付着物質を除去すること。 (ｲ) 槽内除去物質搬出の際には消毒を完全に行い、搬出経路及び槽出入口周辺の消毒も行うこと。 (ｳ) 漏水の有無、液面制御装置及び汚水ポンプ、排水ポンプ等の機能点検を行うこと。 (ｴ) 清掃作業実施後、次の項目を記載した点検、整備消毒結果報告書を様式８により甲の指定する者に提出すること。 【記載事項】 ・作業責任者または監督者氏名 ・槽内外の点検結果及び改善事項 ・汚水ポンプ・排水ポンプ等の点検結果 (ｵ)水槽の清掃に際しては、清掃前後の写真を撮り、甲の指定する者に提出すること。

(9)空調に関する水槽清掃

作業箇所	作　業　要　領
蓄熱槽・空調水槽	(ｱ)槽内沈積物質、浮遊物質、壁面等の付着物質の除去を行うこと。 (ｲ)漏水の有無、ポンプ等の機能点検を行うこと。 (ｳ)清掃作業実施後、次の項目を記載した点検・整備等作業結果報告書を様式8により甲の指定するものに提出すること。 【記載事項】 ・作業責任者または監督者氏名 ・槽内外の点検結果及び改善報告 ・汚水ポンプ、排水ポンプ等の点検結果 (ｴ)水槽の清掃に際しては、清掃前後の写真を撮り、甲の指定する者に提出すること。 (ｵ)作業従事者がエアロゾルを吸引しないよう安全対策を講じること。

(10)消火用水に関する水槽清掃

作業箇所	作　業　要　領
消火水槽	(ｱ)槽内沈積物質、浮遊物質、壁面等の付着物質の除去を行うこと。 (ｲ)漏水の有無、ポンプ等の機能点検を行うこと。 (ｳ)清掃作業実施後、次の項目を記載した点検・整備等作業結果報告書を様式８により甲の指定する者に提出すること。 (ｴ)防火対策に努めて短期間に行うこと。 【記載事項】 ・作業責任者または監督者氏名 ・槽内外の点検結果及び改善事項 ・汚水ポンプ・排水ポンプ等の点検結果 (ｴ)水槽の清掃に際しては、清掃前後の写真を撮り、甲の指定する者に提出すること。

(11)噴水に関する清掃

作業箇所	作　業　要　領
噴水流下面、噴水槽	(ｱ)噴水槽は循環に支障の無いよう、浮遊物質、付着物質を除去し、給排水管等を簡単に点検すること。 (ｲ)流下面の沈積物、付着物質を除去し、流水の落下に支障が無いように、壁・床面の清掃を行うこと。 (ｳ)水槽の清掃に際しては、清掃前後の写真を撮り、甲の指定する者に提出すること。

(12)外構清掃

作業箇所	作　業　要　領
前庭及び庁舎外構部	(ｱ)ごみ・落ち葉等を除去し、設置物の整理をすること。 (ｲ)植栽等に水をやること。

(13) 雨水貯留槽及び雨水槽清掃

作業箇所	作　業　要　領
雨水貯留槽・沈砂槽・移送ポンプ槽及び雨水槽	(ｱ) 清掃作業実施前に、次の項目を記載した雨水貯留槽清掃作業報告書（事前報告書）を様式9により甲の指定する者に提出すること。 【記載事項】 ・作業年月日、社名及び作業責任者または監督者氏名 ・使用機器材 (ｲ) 槽内、側面・床面・槽内機器（ポンプ・配管・電極）の高圧洗浄機による洗浄をすること。 (ｳ) 槽内洗浄時、酸欠防止・漏電防止対策等、安全管理を行うこと。 (ｴ) 清掃作業実施後、次の項目を記載した雨水貯留槽清掃作業報告書（事後報告書）を様式10により甲の指定する者に提出すること。 【記載事項】 ・社名及び作業責任者または監督者氏名 ・内部状況及び内装設備状況 (ｵ) 雨水貯留槽清掃に関しては、清掃前後の写真を撮り、甲の指定する者に提出すること。

別　表　A

項　　目	実　施　日	作業時間	備　考
日常清掃	毎日とする。	甲乙協議する	なし
定期清掃 (A)(B)	年12回（1か月に1回）とする。	同上	同上
ｼﾞｭｳﾀﾝ清掃(A)	年2回（6か月に1回）とする。	同上	同上
ｼﾞｭｳﾀﾝ清掃(B)	年1回とする。	同上	同上
窓ガラス清掃	年1回（窓枠サッシを含む）とする。	同上	同上
照明器具清掃	年1回とする。	同上	同上
給水に関する水槽清掃	年1回とする。	同上	同上
空調に関する水槽清掃	同上	同上	同上
排水に関する水槽清掃	年2回（6か月に1回）とする。	同上	同上
上記以外の清掃	内訳書記載の回数を実施する。実施時期については甲乙で協議する。	同上	同上

(注) 上記表は一つの基準であるから、実施する月によって多少変更してもよい。

日常清掃

神奈川公会堂　各階平面図

所在地／横浜市神奈川区富家町１－３

昭和53年3月竣工／ＲＣ造地上２階・地下１階（延床面積：2,000㎡）

１階平面図

２階平面図

地下1階平面図

（様式１）

現場責任者
電気技術者　選定通知書
機械技術者

平成　　年　　月　　日

様

所在地
受託者
氏名　　　　　　　　　　印

現場責任者
次のとおり　電気技術者　を定めたので，横浜市委託契約約款第９条１項及び第３
機械技術者
項の規定により提出します。

技術者等の氏名			
生年月日	年　　月　　日生　（　　）才		
最終学校学科名		卒業年月日	年　月　日
業務に関する実務経験年数			
資格等		取得年月日	年　月　日

（様式2）

年間作業予定表

施　設　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
請負会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

清掃の種類	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	日	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20
定期清掃													
窓ガラス清掃													
ジュータン清掃													
照明器具清掃													
給水に関する水槽清掃	高架水槽												
	受水槽												
排水に関する水槽清掃	汚水槽												
	雑排水槽												
空調に関する水槽（蓄熱槽）清掃													
外構清掃													
噴水用水槽清掃													
消火水槽清掃													
雨水貯留槽清掃	雨水貯留槽												
	沈砂槽												
	移送ポンプ槽												

（様式4）

月間作業予定表

施　設　名

請負会社名

区分		作業責任者 住所	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
定期清掃																																	
窓ガラス清掃																																	
ジュータン清掃																																	
照明器具清掃																																	
給水に関する水槽清掃	高架水槽																																
	受水槽																																
排水に関する水槽清掃	汚水槽																																
	雑排水槽																																
空調に関する水槽（蓄熱槽）清掃																																	
外構清掃																																	
噴水用水槽清掃																																	
消火水槽清掃																																	
雨水貯留槽清掃	雨水貯留槽																																
	沈砂槽																																
	移送ポンプ槽																																

（様式5）

月　　　勤務予定表

施　設　名

請負会社名

氏　名					
日	曜　日				
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
特記					

（様式６）

給水に関する清掃作業報告書

１　作業責任者
　　氏　　名
　　住　　所
　　生年月日
　　資　　格

２　作業員氏名

３　健康診断月日及び結果

４　使用機器材名称

５　使用薬剤及び使用量
（１）消毒剤
　　　商品名
　　　有効成分
　　　原　　液　　　　ﾐﾘﾘｯﾄﾙ　希釈倍率　　　倍　　使用量　　　ﾘｯﾄﾙ
（２）その他

上記報告いたします。

平成　　年　　月　　日
　　　社　　名
　　　作業責任者
　　　氏　　名

（様式７）

給水に関する清掃作業後報告書

１　実施日時　　平成　年　月　日　曜日（　時　分）から
　　　　　　　　平成　年　月　日　曜日（　時　分）まで

２　立会者及び作業人数
（１）立会者
（２）作業員

３　使用機器材名称

４　使用薬剤及び使用量
（１）消毒剤
　　商品名
　　有効成分
　　原液　　ﾐﾘﾘｯﾄﾙ　希釈倍率　倍　使用量　ﾘｯﾄﾙ
（２）その他

５　残留塩素測定
（１）作業前
　　平成　年　月　日　時　分・濃度　ppm
　　測定場所
（２）作業後
　　平成　年　月　日　時　分・濃度　ppm
　　測定場所

６　異物の搬出
（１）汚泥搬出量
（２）その他

７　特記事項

上記報告いたします。

平成　年　月　日
　　社　名
　　作業責任者
　　氏　名

（様式８）

水槽点検報告書

1	外観程度　　良	普通	劣
2	内部状態		
	（１）錆	有	無
	（２）水垢	多	少
	（３）異物	有	無
	（４）クラック	有	無
3	雨・汚水の浸入	有	無
4	自動給水装置の作動状況	良	不良
5	揚水ポンプ		
	（１）作動状態	良	不良
	（２）錆	多	少
6	排水管		
	（１）過水	良	不良
	（２）錆	多	少
7	自動運転装置		
	（１）自動運転時作動	良	不良
	（２）手動運転時作動	良	不良
8	配線関係	良	不良
9	接点関係	良	不良
10	逆流防止	良	不良
11	モーター類		
	（１）外観	良	不良
	（２）作動	良	不良
12	マンホール		
	（１）錆	有	無

上記点検結果に伴う作業内容を報告いたします。

平成　　年　　月　　日

点検者

（様式９）

雨水貯留槽清掃作業報告書（事前報告書）

1　作業日時

（１）作業年月日　　年　月　日　曜日から　年　月　日　曜日

（２）作業時間　午前　時から午後　時まで

2　作業責任者

（１）氏　名

（２）住　所

（３）資　格

3　作業員氏名

3　使用機器材

（１）汚泥吸引車	（　　t車）		（　　台）
	（　　t車）		（　　台）
（２）高圧洗浄車	（　　t車）		（　　台）
	（　　t車）		（　　台）
（３）換　気　扇	（　　V	W）	（　　台）
	（　　V	W）	（　　台）
	（　　V	W）	（　　台）
（４）作　業　灯	（　　V	W）	（　　台）
（防水型）	（　　V	W）	（　　台）
（５）酸素濃度計	（　　台）		
（６）その他			

上記報告いたします。

平成　年　月　日

社　名

作業責任者

氏　名

（様式10）

雨水貯留槽清掃作業報告書（事後報告書）

1　内部状況　　（写真等を添付して報告すること）

（１）沈砂槽

異物	有（　　　m³）	無
水垢	有	無
クラック	有	無
湧水の浸入	有	無

（２）雨水貯留槽

異物	有（　　　m³）	無
水垢	有	無
クラック	有	無
湧水の浸入	有	無

2　内装設備状況

（１）電極棒	（損傷）（接触）（脱落）	有	無	場所
（２）槽内部配管	（損傷）（腐食）	有	無	場所
（３）槽内ポンプ外観	（腐食）	有	無	場所
（４）マンホール	（損傷）	有	無	場所

3　特記事項

上記報告いたします。

平成　　年　　月　　日

社　　名

作業責任者

氏　　名

（様式11）

年 間 作 業 予 定 表

施　設　名

請負会社名

平成　　年度　　電気・機械		
月	作　業　内　容	備　考
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		

（様式12）

月 間 作 業 予 定 表

施 設 名

請負会社名

平成　年度　電気・機械			
日	曜日	作 業 内 容	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
特記			

運転・監視及び日常点検・保守業務委託仕様書

（平成２２年度版）

第１編　一般事項

第１章 一般事項

第１節　一般事項

１．１．１　業務目的

１　本業務は、建築設備について、中央監視制御装置等を活用し、エネルギー使用の適正化、温室効果ガス排出の削減を図りつつ正常で効率的な運転を行うことにより建築物の用途に応じた利用と施設運営に資するとともに、目視等の簡易な方法により建築物の劣化及び不具合の状況を把握し、保守等の措置を適切に講ずることにより所定の機能を維持し、事故・故障等の未然の防止に資することを目的とする。

１．１．２　適用

１　本仕様書は、建物に常駐して実施する運転・監視及び日常点検・保守に適用する。

２　本仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。

３　すべての契約図書は、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次の（１）から（３）の順番とする。

（１）委託契約書、委託契約約款

（２）特記仕様書（図面、機器リストを含む）

（３）本仕様書

４　本仕様書に規定しない建築保全業務全般にかかわる技術基準については、国土交通省大臣官房営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」平成２０年版を参考にする。

１．１．３　用語の定義

本仕様書における用語の定義は次による。

（１）「施設管理担当者」とは、建築物等の管理に携わる者で、保全業務の監

督を行うことを発注者が指定した者をいう。

(2)「受注者等」とは、当該業務契約の受注者又は受注者側の業務責任者をいう。

(3)「業務責任者」とは、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために施設管理担当者との連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。

(4)「業務担当者」とは、業務責任者の指揮により業務を実施する者で、現場における受注者側の担当者をいう。

(5)「業務関係者」とは、業務責任者及び業務担当者を総称していう。

(6)「施設管理担当者の承諾」とは、受注者等が施設管理担当者に対し書面で通知した事項について、施設管理担当者が書面をもって了解することをいう。

(7)「施設管理担当者の指示」とは、施設管理担当者が受注者等に対し業務の実施上必要な事項を、書面によって示すことをいう。

(8)「施設管理担当者と協議」とは、協議事項について、施設管理担当者と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。

(9)「施設管理担当者の検査」とは、業務の各段階で、受注者が実施した結果等について提出した資料に基づき、施設管理担当者が業務仕様書との適否を確認することをいう。

(10)「施設管理担当者の立会い」とは、業務の実施上必要な指示、承諾、協議及び検査を行うため、施設管理担当者がその場に臨むことをいう。

(11)「特記」とは、特記仕様書に指定された事項をいう。

(12)「業務検査」とは、すべての業務の完了の確認、又は、毎月の支払の請求に関わる業務の終了の確認をするために、発注者が指定した者が行う検査をいう。

なお、必要に応じて年度の中間期と年度末において、技術的事項に係る検査(「役務検査」という)を行う。この検査は、「業務検査」の一部をなすものとする。

(13)「作業」とは、本仕様書で定める建築物等の運転・監視、点検、保守、に当たることをいう。

(14)「必要に応じて」とは、これに続く事項について、受注者等が作業の実施を判断すべき場合においては、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けて対処すべきことをいう。

(15)「原則として」とは、これに続く事項について、受注者等が遵守すべきことをいう。ただし、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けた場合は他の手段によることができる。

(16)「運転・監視」とは、施設運営条件に基づき、建築設備を稼動させ、その状況を監視し、制御することをいう。
(17)「点検」とは、建築物等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査することをいい、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。
(18)「定期点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が定期的に行う点検をいい、性能点検、月例点検、シーズンイン点検、シーズンオン点検及びシーズンオフ点検を含めていう。
(19)「臨時点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が、台風、暴風雨、地震等の災害発生直後及び不具合発生時等に臨時に行う点検をいう。
(20)「日常点検」とは、目視、聴音、触接等の簡易な方法により、巡回しながら日常的に行う点検をいう。
(21)「保守」とは、点検の結果に基づき建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う、消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。

1．1．4　受注者の負担の範囲

1　業務の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。
2　点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
3　保守に必要な消耗部品、材料、油脂等は、受注者の負担とする。ただし、第2編に定める支給材料を除く。

1．1．5　報告書の書式等

報告書の書式は、別に定めがある場合を除き、施設管理担当者の指示による。

1．1．6　関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

第２節　業務関係図書

１．２．１　業務計画書

1　業務責任者は、業務の実施に先立ち、実施体制、全体工程、業務担当者が有する資格等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、施設管理担当者の承諾を受ける。

2　受注者は業務関係者の労務管理について適切に行うよう計画する。

１．２．２　作業計画書

業務責任者は、業務計画書に基づき作業別に、実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、業務責任者名、業務担当者名、安全管理等を具体的に定めた作業計画書を作成して、作業開始前に施設管理担当者の承諾を受ける。

１．２．３　貸与資料

点検対象の設備機器等に備え付けの図面、取扱説明書等は使用することができる。ただし、作業終了後は、原状に復するものとする。

１．２．４　業務の記録

1　施設管理担当者と協議した結果についての記録を整備する。

2　業務の全般的な経過を記載した書面を作成する。ただし、同一業務内容を連続して行う場合は、施設管理担当者と協議の上、省略することができる。

3　一業務が終了した場合には、その内容を記載した書面を作成する。

4　１から３の記録について、施設管理担当者より請求された場合は、提出又は提示する。

第３節　業務現場管理

１．３．１　業務管理

契約図書に適合する業務を完了させるために、業務管理体制を確立し、品質、工程、安全等の業務管理を行う。

１．３．２　業務責任者

1　受注者は、業務責任者を定め施設管理担当者に届け出る。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。

2　業務責任者は、業務担当者に作業内容及び施設管理担当者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図る。

3　業務責任者は、業務担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。なお、業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。

1．3．3　業務の安全衛生管理

業務担当者の労働安全衛生に関する労務管理については、業務責任者がその責任者となり、関係法令に従って行う。

1．3．4　火気の取扱い

作業等に際し、原則として火気は使用しない。火気を使用する場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意する。

1．3．5　危険物等の取扱い

業務で使用するガソリン、薬品、その他の危険物は、関係法令等に準拠し、十分な安全対策のもとに取り扱う。

1．3．6　喫煙場所

業務関係者の喫煙は、指定した場所において行い、喫煙後は消火を確認する。

1．3．7　出入り禁止箇所

業務に関係のない場所及び室への出入りは禁止する。

第4節　業務の実施

1．4．1　業務担当者

1　業務担当者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。

2　法令により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が当該作業等を行う。

1．4．2　代替要員

業務内容により代替要員を必要とする場合には、あらかじめ施設管理担当者に報告し、承諾を得るものとする。

１．４．３　服装等

１　業務関係者は、業務及び作業に適した服装、履物で業務を実施する。
２　業務関係者は、名札又は腕章を着けて業務を行う。

１．４．４　別契約の業務等

業務関係者は、施設管理担当者の監督下において、他業務責任者との調整を図り、円滑に業務を実施する。

１．４．５　施設管理担当者の立会い

作業等に際して施設管理担当者の立会いを必要とする場合は、あらかじめ通知する。

１．４．６　業務の報告

業務責任者は、作業等の結果を記載した業務報告書を作成し、施設管理担当者へ、あらかじめ定められた日に報告する。

第５節　業務の検査

１．５．１　業務の検査

受注者は、委託契約書等に基づき、その支払いに係る請求を行うときは次の書類を提出し、発注者の指定した者が行う業務の検査を受けるものとする。

（１）委託契約書等、業務仕様書
（２）業務計画書、作業計画書、業務報告書
（３）出勤・退勤確認簿

なお､必要に応じて年度の中間期と年度末に、役務検査として技術的事項に係る検査を行う。

第２章　施設等の利用

第１節　建物内施設等の利用

２．１．１　居室等の利用

１　常駐業務室、控室、倉庫等及びその付帯設備並びに什器、ロッカー等の使

用については、施設管理者の承諾を得る。

2　供用室及び供用物は、業務責任者の管理のもと、これらを使用する。

2．1．2　共用施設の利用

1　建物内の便所、エレベーター、食堂等の一般共用施設は、利用することができる。

2　建物内の浴室、シャワー室、休憩室等は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けて使用することができる。

第2編　業務の条件、範囲、及び点検内容

第1章　一般事項

第1節　一般事項

1．1．1　業務の条件

1　年間における業務日及び開庁・開館日は、特記による。

2　施設の冷暖房の時期及び始業終業時間又は設備運転時間は、特記による。

3　電算室等特別な空調を必要とする室は、その条件を含めて特記による。

4　契約図書に定められた業務時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。

1．1．2　施設情報の把握

第1編　第1章　1．2．1「業務計画書」、同1．2．2「作業計画書」の作成及び業務の実施は、次の事項を十分把握して行うものとする。

（1）施設の運営に関すること

（2）設備機器の設置年及び運転時間に関すること

（3）施設の行事に関すること

（4）過去の記録や完成図書に関すること

1．1．3　運転・監視の範囲

運転・監視の範囲は、次による。ただし、業務における運転・監視の対象設備等は、別紙「業務対象数量表」による。

（1）設備機器の起動・停止の操作

（2）設備運転状況の監視又は計測・記録

（3）室内温湿度管理と最適化のための機器の制御、設定値調整
（4）エネルギー使用の適正化
（5）季節運転切替え、本予備機運転切替え
（6）運転時間に基づく設備計画保全の把握
（7）その他特記で定めた事項

1．1．4　点検の範囲

1　日常点検の対象部分、数量等は別紙「業務対象数量表」による。
2　電気室、機械室等の主要な設備機器の設置場所は、1日1回巡視して機器等の異常の有無を点検する。なお、定められた対象部分以外であっても、異常を発見した場合には施設管理担当者に報告する。

1．1．5　保守の範囲

運転・監視及び日常点検の結果に応じ、実施する保守の範囲は、次のとおりとする。
（1）汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
（2）取り付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
（3）ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め
（4）次に示す消耗部品の交換及び補充
ア　潤滑油、グリス、充填油等
イ　ランプ類（天井高さ3．5m以下に限る）、ヒューズ類
ウ　パッキン、Oリング類
エ　蓄電池用精製水の補充
オ　フィルター類
カ　Vベルト類
（5）接触部分、回転部分等への注油
（6）軽微な損傷がある部分の補修
（7）塗料、その他の部品補修（タッチペイント）、その他これらに類する作業
（8）消耗品の在庫管理
（9）その他特記で定めた事項

1．1．6　支給材料

保守に用いる次の消耗品、付属品等は特記がある場合を除き受注者の負担外とする。
（1）ランプ類（照明用ランプ、表示灯を含む）

（2）ヒューズ類
（3）パッキン、Oリング類
（4）蓄電池用精製水
（5）発電機用燃料（オイルを含む）
（6）フィルター類
（7）Vベルト類
（8）乾電池類
（9）塗料（タッチペイント）、接着剤等、補修材料
(11) 機器用油脂類
(10) 記録、報告書に使用する紙

1．1．7　業務の記録及び報告

1　日常業務における業務日誌を作成し、記録整理する。
2　運転・監視の業務の記録には、次の事項を記載する。
（1）記録者
（2）機器の運転開始時刻及び終了時刻
（3）熱源機器運転中の外気温湿度
（4）電気、ガス、油、水道、下水道等の光熱水の使用量
（5）その他本仕様書に定める項目
3　業務の報告は、施設管理担当者との協議による。なお、業務において正常でないことが認められた場合は、直ちに施設管理担当者に報告する。
4　業務責任者は施設の状況を把握し、施設管理者に対し、修繕、更新等に関わる情報を提供する。
5　提出書類は原則として電子データとする。

1．1．8　臨機の措置等

1　災害発生に対する措置について、施設管理担当者と協議の上，次の事項をまとめた防災マニュアルを作成し、施設管理担当者の承諾を受ける。
（1）緊急事態への準備
（2）緊急事態発生後の対応
（3）業務の早期復旧
2　災害発生に伴う重大な危険が認められる場合は、直ちに必要な措置を講じるものとする。この場合は、直ちに施設管理担当者に連絡するとともに、防災センター等との連絡調整を行う。

１．１．９　機器等に異常を認めた場合の措置

業務責任者は、機器等に異常が認められた場合の連絡体制、対応法について、施設管理担当者とあらかじめ協議して定めておく。なお、緊急を要する場合は、業務関係者は必要な措置を直ちに講じる。

１．１．１０　定期点検時の立ち会い

業務関係者は、別契約の関連業者が行う定期点検に立ち会う。

１．１．１１　電気工作物の保安業務

１　「電気事業法」による事業用電気工作物の維持及び運用の保安に関する事項に係る業務は、特記による。

１．１．１２　環境衛生管理体制

１　「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」による建築物環境衛生管理技術者の適用は、特記による。

２　別契約業務等で建築物環境衛生管理技術者が定められている場合は、その監督下において、衛生的環境の確保に努める。

１．１．１３　資料等の整理、保管

業務期間中は、次に示すものの整理及び保管を行う。

（１）機器の取扱説明書等

（２）機器台帳等

（３）工具、器具等の備品、消耗品、及びその台帳

１．１．１４　設備室の清掃

電気室、機械室等の設備室は、整理整頓及びはき掃除程度の清掃を行う。

１．１．１５　障害等の排除

設備の運転中、点検及び操作、使用上の障害となるものの有無を点検する。

１．１．１６　業者間の引継ぎ

受託業者が変わった場合においては、業者間の引継ぎを確実に行い、適正な運転・監視及び点検・保守を継続できるように努めなければならない。

１．１．１７　周期の表記

運転・監視及び日常点検・保守の周期の表記は次による。

（１）２Hは、２時間に１回行うものとする。
（２）１Dは、１日に１回行うものとする。
（３）４／Dは、１日に４回行うものとする。
（４）２／Dは、１日に２回行うものとする。
（５）１Wは、１週に１回行うものとする。
（６）１Mは、１月に１回行うものとする。
（７）３Mは、３月に１回行うものとする。

第２章　建築関係の点検項目・点検内容・周期

第１節　建築

２．１．１　建築

点検項目	点検内容	周期
（１）陸屋根	（ア）排水状態の良否を点検する。	１M
	（イ）堆積物及びごみの有無を点検する。	１M
	（ウ）植物の有無を点検する。	１M
（２）ルーフドレン及びとい	（ア）排水状態の良否を点検する。	１M
	（イ）さび及び腐食の有無を点検する。	１M
	（ウ）破損及び漏水の有無を点検する。	１M
（３）トップライト	（ア）傷、割れ、変形及び破損の有無を点検する。	３M
	（イ）さび及び腐食の有無を点検する。	３M
（４）外壁	仕上げ材の異常の有無を点検する。	３M
（５）屋外階段	（ア）排水状態の良否を点検する。	３M
	（イ）通行の妨げになる物品の有無を点検する。	３M
（６）バルコニー	排水状態の良否を点検する。	３M
（７）視覚障害者誘導用ブロック	廊下等における誘導路の妨げになる障害物の有無を点検する。	１D
（８）建具	ア　扉枠及びシャッター	
	（ア）建具及びその周囲からの漏水の有無を点検する。	３M

	(イ) 異常音の有無を点検する。 (ウ) 施錠状況の良否を点検する。 (エ) ガラス部分の傷、破損等の有無を点検する。 ※ ガラスがはめ込まれている場合に限る。 (オ) 避難扉及びシャッターの開閉の妨げになる障害物の有無を点検する。 イ 窓及び枠 (ア) 建具及びその周囲からの漏水の有無を点検する。 (イ) 異常音の有無を点検する。 (ウ) 施錠状況の良否を点検する。 (エ) 有害な影響を与える結露の有無を点検する。 (オ) 開閉動作状況の良否を点検する。 (カ) ガラスの傷及びひび割れの有無を点検する。	3M 3M 3M 1D 3M 3M 3M 3M 3M 3M
(9) エキスパンションジョイント金物	建物間の隙間の変位追従状態を点検する。	3M
(10) 車いす用駐車スペース	障害物の有無を確認する。	1D

第3章　電気設備の点検項目・点検内容・周期

第1節　適用

3．1．1　適用

1　電気設備は、保安規程を遵守して、その日常運転・監視及び測定・記録を行うものとする。

第2節　電灯・動力設備

3．2．1　電灯・動力設備

点検項目	点検内容	周期
(1) 照明器具	共用部分の点灯状態の確認を行う。	1M
(2) 分電盤、照明制御盤等	(ア) 異常なうなり音の有無を確認する。 (イ) 各開閉器等の開閉状態を点検する。	1M 1M

（3）制御盤	（ア）異常なうなり音、発熱、異臭、変色等の有無を点検する。 （イ）コンデンサの液漏れ、ふくらみ等の有無を点検する。	1M 1M

第3節　受変電設備

3．3．1　受変電設備

1　受変電設備の運転・監視は、あらかじめ電気設備の配置図、結線図等を基に電気主任技術者と協議し、巡視経路を定めて点検する。なお、異常がある場合は速やかに、施設管理担当者又は電気主任技術者に報告する。

点検項目	点検内容	周期
(1) 盤類【配電盤、パイプフレーム、さく等】	（ア）扉の開閉の良否及び施錠の有無を点検する。	1M
	（イ）汚損、損傷、変形、亀裂、塗装の剥離及びさびの有無を点検する。	1M
	（ウ）ボルトの緩みの有無を点検する。	1M
	（エ）雨水浸入、ほこり等の堆積状態を点検する。	1M
	（オ）標識の汚損及び取付け状態を点検する。	1M
(2) 特別高圧機器、変圧器 モールド変圧器、油入変圧器	温度の適否を温度計の指示値により確認し、異常な高温となっている場合は、負荷電流の状態を確認する。	1D
(3) 高圧機器	ア　変圧器【乾式変圧器、モールド変圧器、油入変圧器】	
	異常音、異臭、異常振動等の有無を点検する。	1W
	イ　交流遮断器、負荷開閉器、電磁接触器 異常音、異臭、漏油等の有無を点検する。	1D
	ウ　計器用変成器	1W
	（ア）汚れ、損傷、亀裂、過熱、変色、漏油等の有無を点検する。	1W
	（イ）接続部の変色の有無を点検する。	1W
	（ウ）接地線の外れ、断線等の有無を点検する。	
	エ　指示計器、表示操作類	1D

(4) 低圧機器	(ア) 各計器の表示値の適否を点検する。 (イ) 配電盤等の信号灯、表示灯類をランプチェックで確認する。 オ　高圧進相コンデンサ 異常音、異臭、変形、ふくらみ等の有無を点検する。 ア　開閉器類【配線用遮断器、漏電遮断器、電磁接触器、双投電磁接触器】 (ア) 異常音、異臭、損傷、過熱、変色等の有無を点検する。 (イ) 開閉表示状態(指示、点灯)を確認する。 イ　指示計器、表示操作類 (ア) 各計器の表示値の適否を点検する。 (イ) 配電盤等の信号灯、表示灯類をランプチェックで確認する。 ウ　低圧進相コンデンサ 異常音、異臭、変形、ふくらみ等の有無を点検する。	1M 1W 1M 1M 1D 1M 1W

第4節　自家発電設備

3．4．1　自家発電設備

1　自家発電設備の運転・監視は、システムの安定的及び効率的な運転並びに緊急時に迅速な対応がなされるよう行う。

点検項目	点検内容	周期
(1) 自家発電装置	(ア) 燃料油及び潤滑油の漏れの有無を点検する。	1D
	(イ) 冷却水の量及び漏れの有無を点検する。	1D
(2) 配電盤	(ア) 配電盤等の信号灯、表示灯類の点灯状態をランプチェック等により点検する。 ※　装置に搭載された盤を含む。	1M
	(イ) 自家発電装置が始動及び自動運転待機状態(切替スイッチの自動側位置等)にあることを確認する。 ※　装置に搭載された盤を含む。	1W
(3) 補機付属装置	ア　始動用蓄電池装置	

	整流装置	
	(ア) 表示灯類の点灯状態を点検する。	1 D
	(イ) 操作、切替スイッチ等の状態を点検する。	1 W
	始動用蓄電池	
	(ア) 蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検する。	1 W
	(イ) 蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることを確認する。	1 W
	(ウ) 蓄電池の総出力電圧を確認する。	1 W
	イ　始動用空気圧縮装置	
	(ア) 充気された空気を圧力計指示値により確認する。	1 W
	(イ) 空気槽内の水抜きを行う。	1 W
	ウ　燃料タンク、燃料移送ポンプ等	
	(ア) タンク、ポンプ及び配管の油漏れ、変形、損傷等の有無を点検する。	1 W
	(イ) 油量を点検する。	1 W
	エ　冷却水タンク	
	(ア) タンク、機器及び配管の水漏れ、変形、損傷等の有無を点検する。	1 W
	(イ) 冷却水の水量等を点検する。	1 W
	オ　ラジエータ	
	(ア) ラジエータ排風口周りの障害物の有無を点検する。	1 W
	(イ) ラジエータの水漏れ、変形、損傷等の有無を点検する。	1 W
	カ　換気装置	
	(ア) 自然換気口の開口部の状況又は機械換気装置の運転が適正であることを手動運転により確認する。	1 M
	(イ) 給・排気ファンが、自家発電装置の運転と連動して運転できることを確認する。	1 M
	キ　排気管、消音器	
	(ア) 排気管等の過熱部周囲に可燃物が置かれていないことを確認する。	1 M
	(イ) 排気管等の支持金具の緩み、排気の漏れの	1 M

	有無を点検する。	
	ク　バルブ	
	各種バルブの開閉状態を点検する。	1M
（4）試運転	（ア）試験スイッチを投入して、試運転を行い、始動時間を確認する。	1M
	（イ）運転中、電圧計、周波数計等の計器の指示値が適正であることを確認する。	1M
	（ウ）回転数、温度、圧力等を付属の各計器により始動前及び運転時の指示値を確認する。	1M
	（エ）試運転終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等を自動始動側に切り替えて、運転待機状態にあることを確認する。	1M

第5節　直流電源設備

3．5．1　直流電源設備

点検項目	点検内容	周期
(1) 整流装置	（ア）表示灯類の点灯状態を点検する。	1D
	（イ）操作、切替スイッチ等の状態を点検する。	1W
(2) 蓄電池	（ア）蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検する。	1W
	（イ）蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることを確認する。	1W
	（ウ）蓄電池の総出力電圧を確認する。	1W

第6節　交流無停電電源設備

3．6．1　交流無停電電源設備

点検項	点検内容	周期
(1) 整流装置、逆変換装置	（ア）汚れ、損傷、過熱等の温度上昇、変形、異常音、異臭、腐食等の有無を点検する。	1W
	（イ）各計器の指示値を確認する。	1D
	（ウ）表示灯類の点灯状態をランプチェック等に	1M

(2) 蓄電池	より点検する。 (ア) 蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検する。 (イ) 蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることを確認する。 ※ 計器のあるものに限る。 (ウ) 蓄電池の総出力電圧を確認する。	 1W 1W 1W

第7節　太陽光発電設備

3．7．1　太陽光発電設備

点検項目	点検内容	周期
(1) 太陽電池アレイ	(ア) 表面の汚れ、破損、変色、落葉等の有無を点検する。	1M
	(イ) 外部配線の損傷の有無を点検する。	1M
(2) 中継端子箱	外部配線の損傷の有無を点検する。	1M
(3) パワーコンディショナー【インバーター、系統連携保護装置、絶縁変圧器等】	(ア) 外部配線の損傷の有無を点検する。	1M
	(イ)動作時の異常音、異臭等の有無を点検する。	1M
(4) 蓄電池	(ア) 蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検する。	1M
	(イ) 蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることを確認する。	1M
(5) 発電状況	指示計器又は表示により正常に発電していることを点検する。	1D

第8節　風力発電設備

3．8．1　風力発電設備

1　風力発電設備は、風車発電装置、電力制御装置、蓄電池等で構成され、発

電機出力が 10kW 未満のものに適用する。

点検項目	点検内容	周期
（１）風車発電装置	風車回転時の異常振動、異常音等の状態を確認する。	１Ｄ
（２）監視制御装置及び計測・保護装置	各指示計器の指示値により正常に発電していることを確認する。	１Ｄ
（３）諸装置	外観の異常の有無を確認する。	１Ｄ

第９節　構内配電線路・通信線路

３．９．１　構内配電線路・通信線路

点検項目	点検内容	周期
（１）構内配電線路・通信線路	（ア）架空線、引込線及びちょう架線と植物との離隔距離及びたるみ、損傷等の有無を点検する。	１Ｍ
	（イ）電柱、支持物等の損傷、傾斜、腐朽、脱落等の有無を点検する。	１Ｍ
	（ウ）引き込みケーブル及び端末部の損傷、汚損、コンパウンド漏れ等の有無を点検する。	１Ｍ
	（エ）マンホール及びハンドホールのふたの損傷の有無、湧水の有無を点検する。	１Ｍ

第１０節　外灯

３．１０．１　外灯

点検項目	点検内容	周期
（１）外灯	（ア）点灯状態を点検する。	１Ｄ
	（イ）灯具、ポール等の損傷、破損、さび、腐食等の有無を点検する。	１Ｍ

第１１節　航空障害灯

３．１１．１　航空障害灯

点検項目	点検内容	周期
（１）航空障害灯	灯具点灯状態を点検する。	１Ｄ
（２）制御盤	（ア）異常音、発熱、異臭、変色等の有無を点検する。	１Ｍ
	（イ）警報作動状態を試験用押しボタン等により点検する。	１Ｍ

第１２節　避雷設備

３．１２．１　避雷設備

点検項目	点検内容	周期
（１）避雷設備	（ア）突針支持管の取付け状態を点検する。	１Ｍ
	（イ）突針等の支持管の固定状態を点検する。	１Ｍ
	（ウ）棟上げ導体の取付け状態及び損傷等の有無を点検する。	１Ｍ

第４章　機械設備の点検項目・点検内容・周期

第１節　温熱源機器

４．１．１　適用基準及び記録

１　「労働安全衛生法」及び「同法施行令」並びに「ボイラー及び圧力容器安全規則」に定めるところによるほか、燃焼装置としてバーナーを使用する蒸気ボイラー（単管式貫流ボイラーを除く。）は、「ボイラーの低水位による事故防止に関する技術上の指針（昭和 51 年 8 月 6 日労働省公示第 7 号）」による。

２　次に該当するボイラーは、「ボイラーの遠隔制御基準等について」（平成 15 年 3 月 31 日基発 0331001 号）による。

（１）遠隔監視室においてボイラーの監視及び制御が行われるボイラー。

（2）ボイラー設置場所又は遠隔監視室以外の場所において監視装置による監視が行われるボイラー。

3　労働基準監督署長又は検査代行機関が行う性能検査に立合う。

運転・監視記録の項目及び周期は次表による。

機器の種別	項目	周期
鋳鉄製ボイラー及び鋼製ボイラー	ボイラー蒸気圧力又は温水温度、ボイラー及び給水タンク水位、給水温度、圧力及び流量、循環ポンプの吐出及び吸込圧力、燃料温度、圧力及び流量、燃焼空気温度及び風圧、排ガス温度、炉内及び煙道ドラフト、排ガス濃度分析及びばい煙濃度、天候、ボイラー室温度	2H
無圧式温水発生器及び真空式温水発生器	真空度(真空式のものに限る)、缶内水位、燃料保有量又はガス供給圧力、供給温度及び設定温水温度、天候、機械室温度	2H
温風暖房機	ばい煙濃度、油ポンプ圧力、天候、機械室温度	1D

4．1．2　鋳鉄製ボイラー及び鋼製ボイラー

鋳鉄製ボイラー・鋼製ボイラーの点検項目及び点検内容は、次表による。

「ボイラー運転時」の点検周期は、1Dとする。

点検項目	点検内容	備考
(1) 起動前	ア　圧力計、水高温度計及び温度計 (ア) 指針に異常のないことを確認する。 (イ) ガラス及び文字板に汚れ及び損傷のないことを確認する。 イ　水面計及び連絡配管並びに水位検出器用連絡配管	

(ア)コック又は弁の開閉状態が正常であることを確認する。

(イ)水面計、低水位遮断装置及び水面制御装置の機能に異常のないことを確認する。

ウ　ボイラー水位

水面計の水位が安全低水位以上の位置にあることを確認する。

エ　燃料及び給水系統

(ア)弁の開閉状態が正常であることを確認する。

(イ)燃料又は水漏れがないことを確認する。

オ　バーナー

(ア)燃料噴射ノズルから燃料漏れがないことを確認する。

(イ)炎口部にすす、未燃物等による汚れがないことを確認する。

(ウ)バーナーの装着状態が正常であることを確認する。

カ　ボイラー燃焼室

耐火材の脱落、カーボンの付着等がないことを確認する。

キ　煙道ダンパー

ダンパーの開き具合及びその固定状態に異常のないことを確認する。

ク　ボイラー室の換気

換気状態が良好に維持されていることを確認する。

ケ　吹出し作業　(鋼製ボイラーに限る)

(ア)ボイラー水の濃縮状態に応じて吹出しを行う。

(イ)吹出し作業終了後、吹出し弁の閉止状態に異常がなく、弁及び配管から漏れがないことを確認する。

コ　給水軟化装置　(鋼製ボイラーに限る)

(ア)装置出口の水に硬度リークがないことを確認する。

	（イ）再生用食塩の保有量が適切であることを確認する。 サ　燃料 （ア）油だきボイラーは、燃料タンクの保有量が適切であることを確認する。 （イ）ガスだきボイラーは、一次側ガス圧力が正常であることを確認する。 （ウ）パイロットバーナーを付属するボイラーは、点火用燃料源の状態に異常のないことを確認する。 シ　給水タンク （ア）水位が常用水位以上にあることを確認する。 （イ）入口及び出口弁が確実に開いていることを確認する。 ス　薬液タンク　（鋼製ボイラーに限る） 清缶剤等の薬液タンク内の保有量が適切であることを確認する。	
(2) 起蒸時	ア　プレパージ動作 （ア）動作時間に異常のないことを確認する。 （イ）比例制御又はHi-Low-Off制御方式のボイラーにあっては、プレパージ中に空気ダンパーが十分な開度まで開いていることを確認する。 イ　バーナー （ア）点火スパーク及びパイロットバーナーの火炎の色及び大きさに異常のないことを確認する。 （イ）主バーナーの点火時に、バックファイヤー、著しい黒煙の発生、異常な燃焼音、振動等がなくスムーズに点火することを確認する。 ウ　燃焼安全装置 （ア）主バーナーの燃焼中に火炎検出器の受光面を遮蔽した場合に、直ちに安全遮断弁が閉止し、バーナーが消火することを確認する。 （イ）バーナー消炎後制御盤の警報が鳴り、断火	

	表示灯が点灯することを確認する。 エ　低水位遮断装置 　バーナーの燃焼中に水位検出器下部の吹出し弁又はコックを開き、検出器内の水位を一時低下させ、弁又はコックを閉止した場合に、安全遮断弁が閉止し、バーナーが消炎すること及び同時に制御盤の警報が鳴り、低水位表示灯が点灯することを確認する。 オ　水面計　（鋼製ボイラーに限る） （ア）水面計の水側、蒸気側及び吹出し側コックの開・閉操作をした場合に、水及び蒸気側の流通状態に異常がないことを確認する。 （イ）2本の水面計の指示水位に著しい誤差がないことを確認する。 カ　水面計取付水柱管及び水位検出用連絡配管（鋼製ボイラーに限る） （ア）連絡配管、弁及びコック等から水又は蒸気の漏れがないことを確認する。 （イ）水柱管及び水位検出器下部の吹出し弁を開き、内部に付着するスケールその他の異物の清掃を行う。また、清掃終了後は、水側及び蒸気側の弁が開き、吹出し弁が閉止し、漏れがないことを確認する。 キ　吹出し装置　（鋼製ボイラーに限る） 　吹出し弁及びその接続配管からの漏れがないことを確認する。	
(3) ボイラー運転中	ア　常時監視 　ボイラーの圧力(温水ボイラーにあっては温度)、水位及び燃焼状態を常時監視する。 イ　水位制御装置 　給水装置及び自動水位制御装置の機能が正常で、ボイラー水位が規定の位置に保持されていることを確認する。 ウ　バーナーの自動発停動作 　ボイラー圧力又は温度が変化するとき、規定の圧力又は温度でバーナーが自動的に停止又	

	は起動することを確認する。 エ　バーナー燃焼量制御動作　（鋼製ボイラーに限る） 　比例制御又はHi-Low-Off燃焼量制御を行うボイラーは、ボイラーの圧力又は温度の変化によりバーナーが規定の燃焼量で制御されることを確認する。 オ　安全弁、逃し弁及び逃し管 （ア）安全弁に漏れがないことを確認する。 （イ）取付け部等に漏れがないことを確認する。 （ウ）逃し管に漏れ及び凍結のおそれがないことを確認する。 カ　燃焼用空気及び燃焼ガス （ア）風道、風箱等から燃焼空気の漏れがないことを確認する。 （イ）ボイラー外周部及び煙道から燃焼ガスの漏れがないことを確認する。 キ　水質試験　（鋼製ボイラーに限る） 　ボイラー用水の硬度・pH・伝導率等を測定する。	
（4）運転終了時の作業	（ア）制御盤の操作スイッチでバーナーの燃焼を停止させ、燃焼手動弁を閉止する （イ）給水装置を運転し、ボイラー水位を常用水位より少し上げた位置で止め、給水止弁を閉止する。 （ウ）主蒸気弁又は温水供給弁を閉止する。 （エ）ボイラー燃焼室内がある程度冷却するのを待ってバーナーを開いた場合に、ノズルからの燃料漏れがないことを確認する。また、炎口部等の掃除を行う。 （オ）煙道ダンパーを閉止する。 （カ）電源スイッチを遮断する。 （キ）吹出し弁及び配管に漏れがないことを確認する。 （ク）燃料、給水及び蒸気又は温水の各系統に漏れがないことを確認する。	

	(ケ) ボイラー周辺部に損傷等がないことを確認する。	

4．1．3　真空式温水発生器及び無圧式温水発生器

真空式温水発生機・無圧式温水発生機の点検項目及び点検内容は、辞表による。

点検項目	点検内容	備考
(1) 起動前	ア　連成計　（真空式に限る） (ア) 指針に異常のないことを確認する。 (イ) ガラス及び文字板に汚れ及び損傷のないことを確認する。 イ　水面計 水面が規定の水位にあることを確認する。 ウ　燃料及び給水系統 (ア) 弁の開閉状態が正常であることを確認する。 (イ) 配管接続部から燃料又は水漏れがないことを確認する。 エ　機械室の換気 換気状態が良好に維持されていることを確認する。 オ　煙道ダンパー 全開の状態にあることを確認する。 カ　燃料 (ア) 油だきボイラーは、燃料タンクの保有量が適切であることを確認する。 (イ) ガスだきボイラーは、一次側ガス圧力が正常であることを確認する。	
(2) 起動及び運転中	ア　起動動作 (ア) 起動時のプレパージ及び点火動作が正常であることを確認する。 (イ) 停止時の消火動作が正常であることを確認する。 イ　供給及び設定温水温度 規定の許容範囲内にあることを確認する。	

	（正常な運転時と指針位置に変化がないこと） ウ　燃焼状態 燃焼音、火炎の形状及び色が正常であることを確認する。 エ　給水及び燃料系統 水又は燃料漏れがないことを確認する。 オ　燃焼ガス 煙室、爆発扉、掃除口扉、煙道等からの漏れがないことを確認する。	
(3) 運転終了時の作業	（ア）燃料元弁を閉止する。 （イ）電源スイッチを遮断する。	

４．１．４　温風暖房機

点検項目	点検内容	周期
（１）温風暖房機	（ア）燃焼室内部に汚れ及び変形がないことを確認する。	１Ｄ
	（イ）バーナーに異常音及び異常振動がないことを確認する。	１Ｄ
	（ウ）附属配管及び弁に損傷及び漏れがないことを確認する。	１Ｄ
	（エ）燃焼状態に異常がないことを確認する。	１Ｄ
	（オ）コンビネーションコントロールの設定温度に異常がないことを確認する。	１Ｄ
	（カ）燃焼安全制御器の作動が良好であることを確認する。	１Ｄ

第２節　冷熱源機器

４．２．１　運転・監視記録

機器の種別及び記録項目

機器の種別	記録項目	周期
チリングユニッ	冷水入口及び出口温度並びに圧力、冷却	1D

ト	水入口及び出口温度及び圧力、蒸発及び凝縮圧力、潤滑油圧力、電源電圧及び圧縮機電流、機械室温度	
空気熱源ヒートポンプユニット	冷温水入口及び出口温度並びに圧力、潤滑油圧力及び温度、圧縮機吸込及び吐出圧力、電源電圧、圧縮機電流、機械室温度	1D
遠心冷凍機	冷水入口及び出口温度、冷却水入口及び出口温度、蒸発及び凝縮圧力、凝縮冷媒温度、圧縮機吸込及び吐出温度、吸込ベーン開度、潤滑油圧力、潤滑油冷却器入口及び出口温度、電源電圧、主電動機電流、機械室温度	4／D
吸収冷凍機	冷水入口及び出口温度、冷却水入口及び出口温度、高・低圧再生器圧力、本体真空度、凝縮冷媒温度、供給蒸気圧力及び温度、再生器、吸収器及び蒸発器液面、機械室温度	4／D
直だき吸収冷温水機及び小型吸収冷温水機ユニット	冷温水入口及び出口温度、冷却水入口及び出口温度、排ガス温度、高温再生器温度及び圧力、高温再生器、吸収器及び蒸発器液面、本体真空度（計器があるもの)、機械室温度、燃料使用量（専用計器があるもの)	4／D（小型吸収冷温水器ユニットにあっては1D)
パッケージ形空気調和機(電気駆動形)及びガスエンジン式パッケージ形空気調和機	冷却水入口及び出口温度並びに圧力、蒸発及び凝縮圧力、還気並びに給気温度、潤滑油圧力、電源電圧、圧縮機及び送風機電流、機械室温度	1D
氷蓄熱ユニット	冷温水入口及び出力温度並びに圧力、ブライン入口及び出口温度並びに圧力、圧縮機蒸発圧力及び凝縮圧力、潤滑油圧	1D

	力、電源電圧、圧縮機電流、機械室温度	

4．2．2　冷熱源機器

冷熱源機器の点検項目及び点検内容は、次表による。

点検項目	点検内容	備考
(1) 起動前	ア　圧力計及び温度計 ガラス及び文字板に汚れのないことを確認する。 イ　冷水及び冷却水配管系統 (ア) 各種弁の開閉状況を確認する。 (イ) 配管接続部・機器水室部等より水漏れがないことを確認する。 ウ　電源 電圧が規定の許容範囲内にあることを確認する。 エ　燃料 燃料を必要とする機器にあっては、燃料タンクの保有量が適切であることを確認する。	
(2) 運転中	(ア) 各部の圧力及び温度が規定の許容範囲内にあることを確認する。 (イ) 配管に、漏れ、振動等の異常がないことを確認する。 (ウ) 運転時に音及び振動に異常がないことを確認する。 (エ) 運転記録から系内に空気の侵入が認められる場合は抽気装置の運転を行う。	
(3) 運転終了時	(ア) 運転を停止する場合は、関連機器の所定の停止順序に従って行う。 (イ) 弁類を所定の開閉位置にする。 (ウ) 電源開閉器を規定の位置にする。	

第3節　空気調和等関連機器

4．3．1　適用基準

熱交換器、貯湯槽又はヘッダーで第1種圧力容器に該当するものは、「ボイラー及び圧力容器安全規則」に定めるところによる。

4．3．2　空気調和等関連機器

機械室等の主要な設備機器の設置場所は、1日1回巡視して機器等の異常の有無を点検する。なお、定められた対象部分以外であっても、異常を発見した場合には施設管理担当者に報告する。

点検項目	点検内容	周期
(1) オイルタンク	(ア) 漏洩検知管に変形、損傷及び土砂等の堆積物がないことを確認する。	1M
	(イ) 遠隔油量計に損傷がなく指示に異常がないことを確認する。	1M
(2) オイルサービスタンク	(ア) 油の供給及び戻し機能に異常がないことを確認する。	1M
	(イ) 油漏れの有無を点検する。	1M
(3) 熱交換器・ヘッダー	(ア) 異常音及び異常振動の有無を点検する。	1M
	(イ) 蒸気トラップからドレンが速やかに排除されていることを確認する。	1M
	(ウ) 温水又は給湯温度、水頭圧及び蒸気圧力に異常がないことを確認する。	1M
(4) 冷却塔	(ア) ケーシングに異常振動がないことを確認する。	1M
	(イ) 水槽に水漏れがなく、水位に異常がないことを確認する。	1W
	(ウ) 送風機の各部に異常音又は異常振動がなく、羽根車の回転が円滑であることを確認する。	1W
	(エ) 凍結防止装置のヒーターの作動電流が定格電流値以下にあることを確認する。	1W
	(オ) 冷却水の汚れの有無を点検する。	1W
	(カ) 塔内部の汚れ状況、異物が無いことを確認する。	1W

	(キ) 電導度計、逆洗ろ過装置、薬液注入装置の運転状況を確認する。	1W
(5) ユニット形空気調和機及びコンパクト型空気調和機	(ア) 各部の異常音、及び異常振動等の有無を点検する。	1M
	(イ) 還気、給気及び冷温水入口、出口温度差の異常の有無を点検する。	1M
	(ウ) 加湿器の汚れの有無を点検する。	1M
	(エ) 排水の良否を点検する。	1M
(6) 空気清浄装置	(ア) 圧力損失が規定値以下であることを確認する。	1M
	(イ) 自動巻取形エアフィルターは、終了表示灯が点灯していないことを確認する。	1M
	(ウ) ろ材誘電形エアフィルター及び電気集じん器は、巻取完了表示灯及び荷電表示灯が点灯していることを確認する。 ※ フィルターの交換を行う。	1M
	(エ) コンパクト形空気調和機用電気集じん器は荷電表示灯が点灯していることを確認する。	1M 1M
(7) ファンコイルユニット及びパッケージ形空調機室内機	(ア) 異常音及び異常振動の有無を点検する。	1M
	(イ) ドレン排水に支障のないことを確認する。	1M
	(ウ) 汚れの状況を確認する。	1M
	(エ) フィルターの清掃を行う。	1M
(8) ポンプ	(ア) 各部の異常音、異常振動等の有無を点検する。	1W
	(イ) 軸封部からの水漏れが適当であることを確認する。	1W
	(ウ) 電動機に異常発熱がないことを確認する。	1W
	(エ) 計器の指示値を確認する。	1W
(9) 送風機	(オ) ポンプ周辺の異常の有無を点検する。	1W
	(ア) 各部の異常音、異常振動等の有無を点検する。	1W
(10) 全熱交換器	(イ) 計器の指示値を確認する。	1W
(11) 氷蓄熱ユニット	(ア) 各部の異常音、異常振動等の有無を点検する。	1W
	(イ) 計器の指示値を確認する。	1W
	(ア) 異常音及び異常振動の有無を点検する。	1W

	(イ) フランジ、パッキン等からの水漏れの有無を点検する。	1W
	(ウ) 各部において結露の有無を点検する。	1W
(12) 蓄熱槽	(ア) 内部の状況及び水位を確認する。	1M
	(イ) マンホール蓋の損傷及び異常の有無を点検する。	1M

第4節　給排水衛生機器

4．4．1　給排水衛生機器

機械室等の主要な設備機器の設置場所は、1日1回巡視して機器等の異常の有無を点検する。なお、定められた対象部分以外であっても、異常を発見した場合には施設管理担当者に報告する。

特に日常使用の多い、洗面器、便器等の衛生器具及び周囲の配管の異常の有無を点検する。

点検項目	点検内容	周期
(1) ポンプ	ア　陸上ポンプ	
	(ア) 各部の異常音、異常振動等の有無を点検する。	1W
	(イ) 計器の指示値を確認する。	1W
	(ウ) 軸封部からの水漏れが適当であることを確認する。	1W
	(エ) 電動機に異常発熱がないことを確認する。	1W
	(オ) ポンプ周辺の異常の有無を点検する。	1W
	(カ) 逆止弁の機能を確認する。	1M
	イ　水中ポンプ	
	(ア) 揚水機能を確認する。	1M
	(イ) 計器の指示値を確認する。	1W
	(ウ) 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1M
	(エ) 逆止弁の機能を確認する。	1M
(2) 水槽	ア　飲料用水槽	
	(ア) マンホール蓋の異常の有無及び施錠状態を確認する。	1M
	(イ) 内部の錆、汚れ、沈殿物、劣化の状況及び	1M

	水位を確認する。 (ウ) 周囲の状況及び上部の状況から汚染等を受ける恐れがないことを確認する。 (エ) 本体(6面)の状態を点検する。 (オ) オーバーフロー管の異常の有無を確認する。 (カ) 通気管の異常の有無を確認する。 (キ) 水抜き管の異常の有無を確認する。 (ク) 防虫網の異常の有無を確認する。 (ケ) 警報機能を確認する。 イ　貯湯槽 (ア) 異常音及び異常振動の有無を点検する。 (イ) 蒸気トラップからドレンが速やかに排除されていることを確認する。 (ウ) 温水又は給湯温度、水頭圧及び蒸気圧力に異常がないことを確認する。 (エ) 貯湯槽に外部電源方式の防食装置を設けている場合にあっては、電源ランプ及び電流計に異常がなく、スイッチを切った場合に電圧計の指針がゼロ点に戻ることを確認する。 イ　雑排水槽、汚水槽（中水槽を含む） (ア) マンホール蓋の異常の有無及び施錠を確認する。 (イ) 内部の状況及び水位を確認する。レベル計の作動状況、汚物の付着の状況を確認する。 (ウ) 病害虫発生の有無を確認する。 (エ) 異臭の有無を確認する。	 1M 1M 1M 1M 1M 1M 1M 1M 1M 1M 1M 1M 1M 1M 1M 1M
(3) 水質の維持	ア　飲料水、中央式給湯設備による給湯水 (ア) 外観検査(臭気、味、色、濁り)を行う。 (イ) 残留塩素の測定を行う。 イ　雑用水 (ア) pH値、残留塩素、臭気及び外観の検査を行う。 (イ) 大腸菌群及び濁度の検査を行う。	 1D 1W 1W 2M

４．４．２　循環ろ過装置

1　浴槽水の水質は「公衆浴場法」に定めるところによる。

2　本項は循環ろ過装置に適用する。

点検項目	点検内容	周期
(1) 本体	(ア) ろ過圧力が正常であることを確認する。	1D
	(イ) 逆洗浄が行われていることを確認する。	1D
(2) 薬注装置	(ア) 正常に稼動していることを確認する。	1D
	(イ) 薬液が十分であることを確認する。	1D
(3) ろ過ポンプ	正常に稼動していることを確認する。	1D
(4) 水温及び水質の管理	(ア) 温水の温度が設定値となっていることを確認する。	1D
	(イ) 浴槽水の汚れ、異物の有無等を確認する。	1D
	(ウ) 遊離残留塩素が規定値にあることを確認する。	2H

第５章　監視制御設備の点検項目・点検内容・周期

第１節　中央監視制御設備

５．１．１　中央監視制御装置

点検項目	点検内容	周期
(1) 監視制御機器	(ア) 腐食、浸水等の有無を点検する。	1D
	(イ) 異常音、異臭、異常振動等の有無を点検する。	1D
	(ウ) ディスプレイ装置・キーボード等の画面の異常、異臭、異常音等の有無を点検し、異常な温度上昇及び作動の確認を行う。	1D
	(エ) プリンタの用紙量・印字確認、オンラインスイッチ等の点検を行う。	1D
(2) 電源装置【UPS装置に限る】	(ア) 汚れ、損傷、過熱等の温度上昇及び変形、異常音、異臭、腐食等の有無を点検する。	1W
	(イ) 各計器の指示値を確認する。 ※　計器のあるものに限る。	1W
(3) 蓄電池	(ウ) 表示灯類の点灯状態を確認する。	1W

	（ア）蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検する。	1 W
	（イ）蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることを確認する。	1 W
	（ウ）蓄電池の総出力電圧を確認する。	1 W

第６章　搬送設備

第１節　昇降機の点検項目・点検内容・周期

６．１．１　昇降機

点検項目	点検内容	周期
(1) エレベーター	（ア）戸の開閉は円滑で異常音及び異常振動のないことを確認する。	1 D
	（イ）各階の乗り場敷居溝及びかご敷居溝にゴミ、異物が入っていないか確認する。	1 D
	（ウ）かご内照明等の球切れの有無を確認する。	1 D
	（エ）加速、走行、減速時の異常音、異常振動及び異臭の有無を確認する。	1 D
	（オ）着床時のショック及びかごと乗場のレベルに著しい大きな段差がないか確認すること。	1 D
(2) エスカレーター	（ア）くしの折損及び異物の挟まりの有無を確認する。	1 D
	（イ）起動及び停止時の操作に異常がないことを確認する。踏面の欠損等の有無を点検する。	1 D
	（ウ）走行中の異常音、異常振動及び異臭の有無	1 D

	を確認する。	
	（エ）固定保護板及び可動警告板、侵入防止柵、登り防止仕切り板の損傷の有無を確認する。	1 D
	（オ）欄干照明、コムライト及び段差照明の球切れの有無を確認する。	1 D
	（カ）踏み段クリート、ライザーの欠損及び異常磨耗の有無を確認する。	2 /M
(3) 小荷物専用昇降機	起動、走行・停止時の異常音、異常振動及び異臭の有無を確認する。	1 D

運転・監視及び日常点検・保守業務委託
特記仕様書

1　業務日及び時間

（1）　平日：午前　８時３０分～　午後１０時３０分

（2）　土曜：午前　８時３０分～　午後１０時３０分

（3）　日曜祭日等：午前　８時３０分～　午後１０時３０分

（4）　業務を行わない日の説明
　　１２月２９日から1月３日（６日間）

［補足説明］

2　開庁・開館日及び時間

（1）　平日：午前　９時００分～　（午後・翌日午前）１０時００分

（2）　土曜：午前　９時００分～　（午後・翌日午前）１０時００分

（3）　日曜祭日等：午前9時００分～　（午後・翌日午前）１０時００分

（4）　施設を開かない日の説明
　　毎月第４月曜日、年末年始（１２月２９日～1月３日）

［補足説明］

3　施設の冷暖房の運転日及び運転時間

適宜

冷房　月　日 ～　月　日の開庁日

時　分 ～　時　分

暖房　月　日 ～　月　日の開庁日

時　分 ～　時　分

電算機室等の特別な空調を必要とする部屋と条件

{　なし　}

4　運転・監視及び日常点検・保守業務の対象設備等

別表－１　業務対象数量表による。

5　業務関係者は業務を遂行する上で必要となる次の資格等を有する者を配置する。（ □内にレ点印のあるもの）

設備	必要資格			規定法令
電気設備	電気主任技術者	第１種	□	電気事業法
		第２種	□	
		第３種	□	
	電気工事士	第１種	□	電気工事士法
		第２種	✓	
機械設備	ボイラー技士	特級	□	労働安全衛生法
		１級	□	
		２級	✓	
		技能講習終了	□	
	ビル管理技能士	１級	□	職業能力開発促進法
		２級	□	
冷凍設備	冷凍機械責任者	第１種	□	高圧ガス保安法 冷凍保安規則
		第２種	□	
		第３種	□	
危険物	危険物取扱者		□	消防法

建築物環境衛生管理	建築物環境衛生管理技術者	□	建築物における衛生的環境の確保に関する法律

6　特別業務

□内にレ点印の項目のみ対象とする。

□（1）電気主任技術者業務

ア　「電気事業法」による事業用電気工作物の維持及び運用の保安に関する事項に係る業務を行うため、常駐する電気主任技術者を選任し、発注者が所轄官庁に届出をするものとする。

イ　上記の業務を実施する場合には、発注者が定める横浜市電気工作物保安規程（以下「保安規程」という。）に従うものとし、電気主任技術者の監督下において、保安の確保に努める。

ウ　電気主任技術者が行う職務の保安上重要な事項については，施設管理担当者と協議、連絡、報告及び調整を行うものとする。ただし，緊急の場合は，応急処置をする。

エ　設備の改修、修繕その他、管理物件の保安上重要な措置については、発注者が決定するものとする。

オ　電気主任技術者の業務について、この仕様書に定めのない事項及び疑義については、施設管理担当者と協議する。

□（2）環境衛生管理技術者業務

ア　「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」による建築物環境衛生管理技術者業務を行うため、当該技術者を選任し、発注者が所轄福祉保健センターに届出をするものとする。

イ　建築物環境衛生管理技術者の業務は、管理対象特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるよう監督することとする。

ウ　建築物環境衛生管理技術者の業務について、この仕様書に定めのない事項及び疑義については、施設管理担当者と協議する。

□（３）危険物取扱者業務

ア　危険物保安監督者を選任し、発注者が所轄官庁に届出をするものとする。
イ　危険物取扱者の業務は、危険物取扱作業及び危険物取扱作業の立会い監督とする。
ウ　危険物取扱者の業務について、この仕様書に定めのない事項及び疑義については、施設管理担当者と協議する。

□（４）執務環境測定業務

ア　空気環境測定は,「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（以下「ビル管法」という。）施行規則第２６条第２項に定める者が行う。
イ　測定結果は、速やかに施設管理者に報告する。測定の結果が管理基準値に適合していない場合は、その原因を推定し施設管理者に報告する。
ウ　測定周期は、２か月ごとに１回測定する。
エ　測定方法等は、「ビル管法」施行規則第３条による。
オ　測定点数は、次により算出する。

延べ床面積（㎡）	測定を要する延べ床面積に対し１測定点当たりの床面積（㎡）
３，０００未満	300
３，０００以上５，０００未満	400
５，０００以上１０，０００未満	500
１０，０００以上２０，０００未満	800
２０，０００以上３０，０００未満	1000
３０，０００以上	2000

※　小数点以下は切りあげる。

カ　比較のための外気を２点測定する。
キ　執務環境測定業務について、この仕様書に定めのない事項及び疑義については、施設管理担当者と協議する。

□（５）電気設備定期点検時の負荷設備点検

（第６ブロック施設で設備管理をまちづくり調整局で実施している施設の

み）

別契約業者が行う電気設備定期点検に併せて、次の業務を実施する。

ア　分電盤、制御盤について、主幹開閉器以降の絶縁抵抗測定、清掃を行う。

イ　全停電時の非常灯、誘導灯の点灯状況確認を行う。

ウ　停電中、別契約業者が行う幹線絶縁測定のために、分電盤主幹開閉器を開放、復旧する。

エ　停電前の昇降機、給排水等各設備の停止、及び復電後の、電灯回路、空調、昇降機等の正常動作確認を行う。

オ　避雷針の接地抵抗測定を行う。

カ　不良を発見した場合、その原因調査を行う。

２．空気調和設備、給排水衛生設備及び昇降機設備 神奈川公会堂

管理対象設備		設備概要			
設備名称	数量・単位	項目	形状	単位	数量
1. 温熱源機器		(1)ボイラー	ボイラー	基	0
			小型ボイラー及び簡易ボイラー	基	0
		(2)無圧式＆真空式温水発生機	加熱能力150,000Kcal／h以上	基	0
			加熱能力150,000Kcal／h未満	基	0
		(3)温風暖房機	熱風炉	台	0
2. 冷房熱源機器	1式	チリングユニット	冷凍能力 60 USRT以上	台	0
			冷凍能力 60 USRT未満	台	0
		空気熱源ヒートポンプ	冷凍能力 60 USRT以上	台	0
			冷凍能力 60 USRT未満	台	6
		ターボ冷凍機		台	0
		吸収式冷凍機		台	0
		吸収式冷温水発生機	冷凍能力 100 USRT以上	台	0
		小型吸収式冷温水機ユニット	冷凍能力 100 USRT未満	台	0
		パッケージ型＆ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ	冷凍能力 3 USRT以上	台	2
		ﾕﾆｯﾄ(ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝを含む)	冷凍能力 3 USRT未満	台	0
		氷蓄熱ユニット		台	0
3. 空気調和関連設備	1式	空気調和関連機械室		室	1
		オイルタンク		基	0
		オイルサービスタンク		基	0
		熱交換器、貯湯槽,	第一種圧力容器	基	0
		又はヘッダー	第二種府圧力容器、小型圧力容器	基	0
		冷却塔		基	2
		ユニット型空調機	自動巻取フィルター	台	0
		(エアハンドリングユニット)	パネル、折込みフィルター	台	2
		空気清浄装置		台	0
		冷暖房用ポンプ		台	2
		送風機、排風機		台	8
		全熱交換機		台	0
		蓄熱ユニット		台	0
		蓄熱水槽	点検蓋(ﾏﾝﾎｰﾙ)の数量	個	0
		ファンコイルユニット	露出型(床、天井)	台	10
			隠ぺい型	台	0
4. 給排水衛生設備	1式	陸上ポンプ		台	4
		水中ポンプ		台	4
		飲料用水槽		槽	2
		雑用・汚水槽		槽	1
		飲料水及び中央式給湯水の外観検査、残留塩素測定		式	1
		雑用水のPH値、残留塩素、臭気、外観の検査		式	1
5. 昇降機設備	1式	エレベーター設置場所・例 3箇所(正面玄関2基、裏口2基、駐車場1基)		箇所	1
		エレベーター		基	1
		エスカレーター設置場所・例 2箇所(正面玄関2基、駐車場1基)		箇所	0
		エスカレーター		基	0

３．建　築

管理対象設備		設備概要			
設備名	数量・単	項目	形状	単位	数量
1. 建築	1式	(1) 陸屋根		m^2	1,205
		(2) トップライト		箇所	5
		(3) 外壁		m^2	1,920
		(4) 屋外階段	階数のトータル	階	3
		(5) バルコニー		m^2	0
		(6) 建具	ア．扉及び枠	箇所	29
			イ．窓及び枠　窓面積	m^2	417
			可動部分	箇所	0
		(7) エキスパンションジョイント金物		箇所	1

別表- **業 務 対 象 数 量 表** Ｎｏ1

管理対象建築物概要

施設名称	神奈川公会堂	【延床面積 2,000 ㎡】

特別業務委託内容

電気主任技術者業務	ビル管理技術者業務及び室内環境測定	危険物取扱い主任者業務
委託しない	委託しない	委託しない

管理対象設備

１．電気設備

管理対象設備		設備概要			
設備名称	数量・単位	項目	形状	単位	数量
1. 電灯・電力設備	1式	(1)分電盤	800×1,000H程度以上のもの	面	0
		(2)照明制御盤		面	2
		(3)動力制御盤	800×1,000H程度以上のもの	面	1
2. 受変電設備	1式	高圧盤類（閉鎖型、低圧盤を含む。）	配電盤1面とは800W×2,000H程度のものとする。	面	2
		高圧・変圧器		台	3
		高圧・交流遮断器		台	4
		高圧・計器用変成器		台	2
		高圧・指示計器、表示操作類		面	1
				個	5
		高圧・進相コンデンサー		台	2
		低圧・指示計器、表示操作類		面	3
				個	6
		低圧・進相コンデンサー		台	0
		受変電設備・定期点検		式	1
3. 自家発電設備	1式	(1)自家発電装置		組	1
		(2)配電盤		面	1
		始動用蓄電池装置用整流装置		組	1
		始動用蓄電池装置用蓄電池		組	1
		始動用空気圧縮装置		組	0
		燃料タンク等		台	1
		冷却水タンク		台	1
		ラジエター		台	0
		換気装置		組	1
		排気管		組	1
		バルブ		個	16
		試運転		式	1
4. 直流電源装置	1式	整流装置		組	1
		蓄電池		組	1
5. 交流無停電電源装置		2組以上の電源装置の並列運転の有無（有＝1、無＝0）		有無	0
		整流装置		組	0
		蓄電池		組	0
6. 太陽光発電装置		太陽光アレイ	公称出力	kW	0
				組	0
		中継端子箱		組	0
		パワーコンディショナー		組	0
		蓄電池		組	0
		発電状況		式	0
8. 構内配電線路、通信		(1)引込柱		本	0
		(2)ハンドホール		メートル	0
9.外灯設備	1式	外灯		基	4
10. 航空障害灯		(1)灯具		灯	0
		(2)制御盤		面	0
11. 避雷設備		(1)突針		基	0
		(2)棟上導体		メートル	0
12. 中央監視制御設	1式	監視制御機器		組	1
		電源装置・・・整流装置		組	0
		電源装置・・・蓄電池		組	0

冷却塔に関する設備管理業務委託仕様書への特記事項

1　清掃回数

原則、月１回。冷却塔内の水が汚れていた場合には月２回以上清掃のこと。また、シーズン前に配管内の冷却水を排水し、新たな水と入れ替えてから適量の抗レジオネラ剤（除菌剤）を投入すること。

2　清掃内容

(1) 冷却塔の清掃は高圧洗浄機（貸与）を使用すること。

(2) １年のうち、冷却塔運転開始前及び運転終了後には、物理的洗浄及び化学的洗浄（過酸化水素、グルタールアルデヒド、酸等の殺菌用薬剤を冷却水系に循環させる）を実施すること。

3　薬剤投入

抗レジオネラ剤として効果のある薬剤（抗レジオネラ用空調水処理剤協議会登録薬剤）を使用すること。薬注ポンプが設置されていないか、または施設を改造しなければ薬剤注入ができない場合にはパックまたはバッチ投入を行うこと。

＊（注）パックまたはバッチ投入は、メーカーが指定している効能が有効に働く周期を守って投与してください。

4　適用期間

冷却塔稼働期間中において適用する。

請　　　　書

平成２２年　4月　1日

横浜市契約事務受任者

所　在　地　東　　　　　　丁目2番10号
商号又は名称　ﾊﾟﾅｿﾆｯｸ電工ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ㈱東京支店
代表者職氏名　取　　　　　　永　隆

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお請けします。

件　　　名　　神奈川公会堂舞台照明・調光装置保守点検業務委託

契　約　区　分　■ 確定契約　　□ 概算契約（概算数量契約）

契　約　金　額

	百	十	万	千	百	十	円
	￥	2	8	3	5	0	0

■ 課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）

	万	千	百	十	円
￥	1	3	5	0	0

□ 免税業者

件　　名　　（品名：品質、形状等）	数　量	単　　価	金　　額
舞台照明器具保守点検費（年１回）	1式		￥154,000
調光装置保守点検費（年１回）	1式		￥116,000
消費税分	1式		￥13,500
合　　　　計			￥283,500

納入場所（履行場所）　神奈川公会堂

納入期限（履行期間）　平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日まで

前　　金　　払　■ しない　　□ する

部　　分　　払　■ しない　　□ する（　　　回以内）

部分払の基準　□ 設計書のとおり　□

支払時期の特約の確認　適法な請求書を受理した日から起算して30日以内

契約約款の適用　□ 物品供給契約約款　□ 物品製造(印刷製本)契約約款
■ 委託契約約款　□ 修繕請負契約約款
□ 賃貸借契約約款　□

※　「横浜市契約規則」は、横浜市契約規則（昭和39年３月横浜市規則第59号。以下「契約規則」という。）（水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道局契約規程（平成20年３月水道局規程第７号）第２条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通局契約規程（平成20年３月交通局規程第11号）第２条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）

平成２２年度　一般会計　歳出　第３款２項１目　１３節（１）清掃設備保守委託料

<table>
<tr><td>受　付

番　号</td><td>種目

番号</td><td>連絡先</td><td colspan="5">委託担当

神奈川区　　　　　　　　　担当者：山村
地域振興課　公会堂担当　電　話：411－7091</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>区　長</td><td>部　長</td><td>課　長</td><td>係　長</td><td>係　員</td><td>設計者</td></tr>
</table>

設　　　計　　　書

1　委　託　件　名　：　神奈川公会堂　舞台照明・調光装置保守点検業務委託

2　履　行　場　所　：　横浜市神奈川区富家町１－３
　　　　　　　　　　　神奈川公会堂

3　履行期間（期限）　：　平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日

4　か　し　担　保　：　不要

5　その他特約事項　：　なし

6　現　場　説　明　：　■不要

　　　　　　　　　　　□要（　月　日　時　分　場所　　　　　　　　　）

7　委　託　概　要　：　舞台照明・調光装置等の保守点検

8　部　分　払

しない（　回以内）

部　分　払　い　の　基　準

業　務　内　容	履　行 予定月	数　　量 （概算数量）	単位	単　価	金　　額 （概算金額）

委託代金額

（概算金額）￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

内訳　業　務　価　格

（概　算　金　額）　￥＿＿＿＿＿＿＿＿

消費税相当額

（概　算　金　額）　￥＿＿＿＿＿＿＿＿

内　　訳　　書

名　　称	形状寸法等	数量	単位	単価（円）	金額（円）	摘　要
舞台照明器具保守点検		1	式			
調光装置保守点検		1	式			

神奈川公会堂 舞台照明・調光装置保守点検業務委託 仕様書

１　件名

神奈川公会堂舞台照明・調光装置保守点検業務委託

２　実施時期

平成２２年４月１日～平成２３年３月３１日のうち年１回（１２月）

３　実施場所

神奈川区富家町１－３
神奈川公会堂

４　実施方法

神奈川公会堂ホールの舞台照明・調光装置の維持管理に必要な保守点検を行う。

（1）点検項目

別添表のとおり

（2）点検内容

【舞台照明】

＜ライト類＞
ア ケーブルの損傷・亀裂
イ ケーブルのモツレ
ウ 機具吊り下げ及び取り付け金具確認
エ 接続端子部の増締め
オ コンセント破損
カ 器具外部清掃
キ 球切れチェック（点灯チェック）
ク その他

＜フライダクト・コンセント類＞
ケ 各部品の損傷・亀裂
コ 各部品端子部の増締め
サ 器具外部清掃
シ コンセント破損
ス その他

【調光装置設備】

＜外観構造＞
ア 各部品の損傷亀裂
イ 各接続端子の増締め
ウ 配線、ハンダ付け確認
エ 表示灯の点灯確認
オ フェーダ動作確認
カ 内部清掃
キ その他

＜電気特性＞
ク 絶縁抵抗試験（調光装置～大地間）
ケ 入力電圧測定（各相電圧測定）
コ 直流電源測定（入力ＡＣ，制御ＤＣ）
サ 全ユニット特性測定（信号、出力特性）
シ フェーダー信号出力測定
ス その他

＜動作確認＞
セ 各機器の機能仕様

５　実施報告

実施後、３０日以内に書面をもって報告すること

別添表

神奈川公会堂　舞台照明・調光装置点検項目

No	名　　称	仕　　　　様	数　量	備　　考
	(舞台照明設備)			
1	ボーダーライト	200W×45灯　4色配線　ｺﾝｾﾝﾄﾎﾞｯｸｽ付 L=9.0m	1　列	
2	同上用ｽﾎﾟｯﾄﾗｲﾄ	500W平凸ﾚﾝｽﾞｽﾎﾟｯﾄ　ﾊﾝｶﾞｰ付	6　台	
3	ｻｽﾍﾟﾝｼｮﾝﾌﾗｲﾀﾞｸﾄ	C型20Aｺﾝｾﾝﾄ×16ｹ　L=7.2m	1　列	
4	同上用ｽﾎﾟｯﾄﾗｲﾄ	1000W平凸ﾚﾝｽﾞｽﾎﾟｯﾄ　ﾊﾝｶﾞｰ付	8　台	
5	ｱｯﾊﾟｰﾎﾘｿﾞﾝﾄﾌﾗｲﾀﾞｸﾄ	引掛型20Aｺﾝｾﾝﾄ×26ｹ　L=6.3m	1　列	
6	同上用ﾗｲﾄ	300W	26　台	
7	ｼｰﾘﾝｸﾞｽﾎﾟｯﾄﾗｲﾄ	1000W平凸ﾚﾝｽﾞｽﾎﾟｯﾄ　ﾊﾝｶﾞｰ付	22　台	
8	ﾄｯﾌﾟｻｽﾍﾟﾝｼｮﾝﾌﾗｲﾀﾞｸﾄ	C型20Aｺﾝｾﾝﾄ×18ｹ　L=9.0m	1　列	
9	同上用ｽﾎﾟｯﾄﾗｲﾄ	1000W平凸ﾚﾝｽﾞｽﾎﾟｯﾄ　ﾊﾝｶﾞｰ付	8　台	
10	ﾌｯﾄﾗｲﾄ	60W×44灯　4色配線　L=7.2m	1　列	
11	ﾌﾛｱｰｺﾝｾﾝﾄ	A型30Aｺﾝｾﾝﾄ×3ｹロ	5　台	
12		A型30Aｺﾝｾﾝﾄ×2ｹロ	1　台	
13	ｼﾞｮｲﾝﾄﾎﾞｯｸｽ	4回路用	3　台	
14	ﾎﾞｰﾀﾞｰｹｰﾌﾞﾙ	5.5sq-9C	3　本	
15	ｹｰﾌﾞﾙﾘｰﾙ	5.5sq-9C	3　台	
	(調光装置設備)			
1	調光盤	主幹MCB 3P400AF/300AT	1　式	
		舞台用調光ﾕﾆｯﾄ　2KW　×　56台		
		客席用調光ﾕﾆｯﾄ　2KW　×　8台		
		調光制御部　×　1式		
2	調光操作卓	ｸﾛｽﾌｪｰﾀﾞ　×　1式	1　式	
		ﾌﾟﾘｾｯﾄﾌｪｰﾀﾞ　×　48本　×　2段		
		ﾒﾓﾘｰ操作部　×　1式		
		客席自動調光ｽｲｯﾁ　×　1式		
		直点灯ｽｲｯﾁ　×　1式		
3	舞台袖操作部	ﾒﾓﾘｰ操作部　×　1式	1　式	
		客席自動調光ｽｲｯﾁ　×　1式		

請　　　書

平成22年4月1日

横浜市
横浜市契約事務受任者

所　在　地　横浜市中区元町1－20ストーク元町一番館306
商号又は名称　株式会社　テクニカ
代表者職氏名　代　川　眞壽美

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお請けします。

件　　名　神奈川公会堂ホール音響設備保守点検委託

契約区分　☑ 確定契約　☐ 概算契約（概算数量契約）

契約金額　¥135,450

☑ 課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）　¥6,450

☐ 免税業者

件　名　（品名：品質、形状等）	数　量	単　価	金　額
神奈川公会堂ホール音響設備保守点検	1式		129,000
消費税及び地方消費税			6,450
合　計			135,450

納入場所（履行場所）　神奈川公会堂

納入期限（履行期間）　平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

前金払　☑ しない　☐ する

部分払　☑ しない　☐ する（　　回以内）

部分払の基準　☐ 設計書のとおり　☐

支払時期の特約の確認　適法な請求書を受理した日から起算して30日以内

契約約款の適用　☐ 物品供給契約約款　☐ 物品製造(印刷製本)契約約款　☑ 委託契約約款　☐ 修繕請負契約約款　☐ 賃貸借契約約款　☐

※　「横浜市契約規則」は、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号。以下「契約規則」という。）（水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）

平成２２年度　一般会計　歳出　第３款２項１目　１３節（１）清掃設備保守委託料

受　付 番　号	種目番号	連絡先	委託担当 神奈川区　担当者：山村 地域振興課　公会堂担当　電　話：411－7091				
		区　長	部　長	課　長	係　長	係　員	設計者

設　計　書

1　委　託　件　名　：　神奈川公会堂　ホール音響設備保守点検委託

2　履　行　場　所　：　横浜市神奈川区富家町１－３
神奈川公会堂

3　履行期間（期限）　：　平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日

4　か　し　担　保　：　不要

5　その他特約事項　：　なし

6　現　場　説　明　：　■不要

□要（　　月　　日　　時　　分　場所　　　　　　）

7　委　託　概　要　：　ホール音響設備保守点検

8　部　分　払

しない（　回以内）

部　分　払　い　の　基　準

業　務　内　容	履　行 予定月	数　　量 （概算数量）	単位	単　価	金　　額 （概算金額）

委託代金額

（概算金額）￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

内訳　業　務　価　格

（概　算　金　額）　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

消費税相当額

（概　算　金　額）　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

内　訳　書

名　　称	形状寸法等	数量	単位	単価（円）	金額（円）	摘　要
総合特性検査	音響調整卓 パワーアンプ プレーヤー	1	式			
動作点検	マイクロホン ワイヤレスマイク スピーカー イコライザー	1	式			
報告書作成		1	式			
諸経費		1	式			

神奈川公会堂 ホール音響設備保守点検業務委託 仕様書

１　件名

神奈川公会堂ホール音響設備保守点検業務委託

２　実施時期

平成２２年４月１日～平成２３年３月３１日のうち年１回（１２月）

３　実施場所

神奈川区富家町１－３

神奈川公会堂

４　実施方法

神奈川公会堂ホールの音響設備の維持管理に必要な保守点検を行う

点検項目及び検査内容は別表のとおり

５　実施報告

実施後、３０日以内に書面をもって報告すること

＜別表＞神奈川公会堂　音響設備保守点検（検査内容・検査項目）

検査内容	項　　目	詳　　細	数量
総合特性検査	音響調整卓	HYFAX PALETTE	
	パワーアンプ	ﾜｲﾔﾚｽ受信機	1
		ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾌﾟﾛｾｯｻ	1
		パッチパネル A	1
		パッチパネル B	3
		メインスイッチ部	1
		出力スイッチ部	1 式
		電力増幅器①	1
		電力増幅器②	1
		電力増幅器③	1
		電力増幅器④	1
		出力パッチ部	1 式
	プレーヤー	カセットデッキ①	1
		カセットデッキ②	1
		CD プレーヤー①	1
		CD プレーヤー②	1
		MD レコーダー	1

動作検査	マイクロフォン	ダイナミック型①	9
		ダイナミック型②	3
		ダイナミック型③	1
		ダイナミック型④	2
		コンデンサ型	2
		マイクスタンド	1式
		ケーブル類	1式
		コンセント類	1式
	ワイヤレスマイク	受信機	1
		アンテナ	2
		ハンドマイク①	4
		ピン型マイク①	2
	スピーカー	プロセニアム下手	
		低域	1
		ホーン	2
		ドライバユニット	2
		ネットワーク	1
		プロセニアム上手	
		低域	1
		ホーン	2
		ドライバユニット	2
		ネットワーク	1
		ステージフロント	4
		移動型スピーカー	2
		ロビー系	5
		楽屋（２部屋)、運営系	1式
		調光室	1式
		ｺﾝﾄﾛｰﾙﾓﾆﾀｰｽﾋﾟｰｶｰ	2

請　　　書

平成２２年４月１日

横浜市契約事務受任者　殿

所　在　地　東京都　　　　１１番２号
商号又は名称　新森平工業株式会
代表者職氏名　代表　　　健

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお請けします。

件　　名　神奈川公会堂舞台吊物装置保守点検

契約区分　☑ 確定契約　□ 概算契約（概算数量契約）

契約金額　¥336000

☑ 課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）

¥16000

□ 免税業者

件　名　（品名：品質、形状等）	数　量	単　価	金　額
舞台吊物装置保守点検	年２回	160,000	320,000
合　計			320,000

納入場所（履行場所）　神奈川公会堂

納入期限（履行期間）　平成２２年４月１日～平成２３年３月３１日

前金払　☑ しない　□ する

部分払　□ しない　☑ する（　2 回以内）

部分払の基準　☑ 設計書のとおり　□

支払時期の特約の確認　適法な請求書を受理した日から起算して30日以内

契約約款の適用　□ 物品供給契約約款　□ 物品製造(印刷製本)契約約款
☑ 委託契約約款　□ 修繕請負契約約款
□ 賃貸借契約約款　□

平成２２年度　一般会計　歳出　第３款２項１目　１３節（１）清掃設備保守委託料							
受付番号	種目番号	連絡先	委託担当 神奈川区　　担当者：山村 地域振興課　公会堂担当　電　話：411－7091				
		区　長	部　長	課　長	係　長	係　員	設計者

設　　計　　書

1　委　託　件　名　：　神奈川公会堂　舞台吊物装置保守委託

2　履　行　場　所　：　横浜市神奈川区富家町１－３
神奈川公会堂

3　履行期間（期限）　：　平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日

4　か　し　担　保　：　不要

5　その他特約事項　：　なし

6　現　場　説　明　：　■不要

□要（　　月　　日　　時　　分　場所　　　　　　　）

7　委　託　概　要　：　舞台吊物装置の保守点検

8　部　分　払

しない（　回以内）

部　分　払　い　の　基　準

業　務　内　容	履　行 予定月	数　　量 （概算数量）	単位	単　価	金　　額 （概算金額）
舞台吊物装置の保守点検	７月 １月	２	回		

委託代金額

（概算金額）￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

内訳　業　務　価　格

（概　算　金　額）　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

消費税相当額

（概　算　金　額）　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

内　　訳　　書

名　　称	形状寸法等	数量	単位	単価（円）	金額（円）	摘　要
舞台吊物装置の保守点検		1	式			

神奈川公会堂　舞台吊物装置保守点検業務委託仕様書

1　件名

神奈川公会堂舞台吊物保守点検業務委託

2　実施時期

平成２２年４月１日～平成２３年３月３１日のうち年２回（7月・１月）

3　実施場所

神奈川区富家町１－３

神奈川公会堂

4　実施方法

神奈川公会堂ホールの吊物装置の維持管理に必要な保守点検を行う

（1）点検項目

ア 緞帳
イ 第１－ 文字幕
ウ 第２－ 文字幕
エ ボーダーライト
オ サスペンションライト
カ 天井反射板（昇降・傾斜）
キ 中割幕
ク スクリーン
ケ ホリゾントライト
コ 第１吊物
サ 第２吊物
シ 第３吊物
ス 引割バック幕
セ 正面反射板兼ホリゾントライト
ソ 袖幕 ３対（下手・上手）
タ 客席照明バトン
チ 操作制御盤

（2）作業内容

ア 全般にわたる外観目視点検
イ 機能点検
ウ 機械類の点検整備
エ 装置各部の点検整備
オ 各部取付状態の確認
カ ボルト類の締付状態確認
キ ワイヤロープの状態確認・調整
ク 引綱ロープの状態確認・調整
ケ 機械・ピット内・網元周辺の清掃
コ 異物の確認・除去
サ 給油・給脂
シ 安全装置類の作業試験
ス 負荷電流測定
セ 絶縁抵抗測定
ソ 制御盤、操作盤の点検・調整
タ 総合運転確認

5　実施報告

実施後、３０日以内に書面をもって報告すること

請　　　　　書

平成　２２年　４月　１日

横浜市契約事務受任者

所　在　地　〒226-0011 　　町1171番地6
商号又は名称　テクノ天崎株式会社
横
代表者職氏名　支店長

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお請けします。

件　　　名　　神奈川公会堂　冷温水発生機年間保守点検委託

契約区分　☑ 確定契約　　□ 概算契約（概算数量契約）

契約金額　¥926,100

■ 課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）　¥44,100

□ 免税業者

件　名　（品名：品質、形状等）	数　量	単　価	金　額
冷房前切替点検整備作業	１式		387，500
冷房中間点検	１式		107，000
暖房前切替点検整備作業	１式		387，500
合　計			882，000

納入場所（履行場所）　横浜市神奈川区富家町１－３　神奈川公会堂

納入期限（履行期間）　平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日

前金払　■ しない　□ する

部分払　□ しない　■ する（　３回以内）

部分払の基準　■ 設計書のとおり　□

支払時期の特約の確認　適法な請求書を受理した日から起算して30日以内

契約約款の適用
□ 物品供給契約約款　□ 物品製造(印刷製本)契約約款
■ 委託契約約款　□ 修繕請負契約約款
□ 賃貸借契約約款　□

※　「横浜市契約規則」は、横浜市契約規則（昭和39年３月横浜市規則第59号。以下「契約規則」という。）（水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道局契約規程（平成20年３月水道局規程第７号）第２条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通局契約規程（平成20年３月交通局規程第11号）第２条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）

平成２２年度　一般会計　歳出　第３款２項１目　１３節（１）清掃設備保守委託料								
受　付 番　号	種目 番号	連絡先	委託担当 神奈川区　担当者：山村 地域振興課　公会堂担当　電　話：411－7091					
		区　長	部　長	課　長	係　長	係　員	設計者	

設　　　計　　　書

1　委　託　件　名　：　神奈川公会堂　冷温水発生機保守点検委託

2　履　行　場　所　：　横浜市神奈川区富家町１－３
神奈川公会堂

3　履行期間（期限）　：　平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日

4　か　し　担　保　：　不要

5　その他特約事項　：　なし

6　現　場　説　明　：　■　不要

□　要（　　月　　日　　時　　分　場所　　　　　）

7　委　託　概　要　：　冷温水発生機の保守点検

８　部　分　払
　　する（３回以内）

部　分　払　い　の　基　準

業　務　内　容	履　行 予定月	数　　量 (概算数量)	単位	単　価	金　　額 (概算金額)
冷温水発生機保守点検	４月 ８月 １０月	３	回		

委託代金額
（概算金額）￥

内訳　業　務　価　格
（概　算　金　額）　￥

消費税相当額
（概　算　金　額）　￥

内　訳　書

名　　称	形状寸法等	数量	単位	単価（円）	金額（円）	摘　要
冷温水発生機保守点検						
冷房前切替点検整備作業		1	式			
冷房中間点検		1	式			
暖房前切替点検整備作業		1	式			

神奈川公会堂　冷温水発生機保守点検委託　仕様書

１　件名

神奈川公会堂冷温水発生機保守点検委託

２　実施時期

平成２２年４月１日～平成２３年３月３１日のうち年３回（４月・８月・１０月）

３　実施場所

神奈川区富家町１－３

神奈川公会堂

４　実施方法

（１）対象機種

ア．冷却塔１体型冷温水発生機 CH-KX６０PS ２基

イ．冷却塔（一体型）２基

ウ．冷温水ポンプ（内蔵型）　２台

エ．冷却水ポンプ（内蔵型）　２台

（２）作業内容

ア．冷房前切替点検整備作業　４月

イ．冷房中間点検　８月

ウ．暖房前切替点検整備作業　１０月

（３）作業項目

ア．本体関係

イ．設置の確認

ウ．冷却水管理

エ．冷却塔関係

オ．電気関係

カ．燃焼管理

キ．冷温水・冷却水の確認

ク．各部の温度測定・運転時間

ケ．データ管理

５　実施報告

実施後、３０日以内に書面をもって報告すること

請　　　　書

平成　２２年　４月　１日

横浜市契約事務受任者

所　在　地　〒226-0011 ■■■町1171番地6
商号又は名称　テクノ■■株式会社
横■■
代表者職氏名　支店長 ■■

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお請けします。

件　名　神奈川公会堂　冷却水ﾚｼﾞｵﾈﾗ属菌及びｽｹｰﾙ対策作業委託

契約区分　☑ 確定契約　□ 概算契約（概算数量契約）

契約金額　￥406350

■ 課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）　￥19350

□ 免税業者

件　名　（品名：品質、形状等）	数　量	単　価	金　額
ﾚｼﾞｵﾈﾗ属菌対策用水処理剤(JOSO-P-66)	６０ｋｇ	３，３００	１９８，０００
ｽｹｰﾙ防止ﾊﾟｯｸ型水処理剤(ｽｰﾊﾟｰ浄素)	４個	１１，０００	４４，０００
水処理点検費	３回	３５，０００	１０５，０００
ﾚｼﾞｵﾈﾗ属菌検出検査	２検体	２０，０００	４０，０００
合　計			３８７，０００

納入場所（履行場所）　横浜市神奈川区富家町１－３　神奈川公会堂

納入期限（履行期間）　平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日

前金払　■ しない　□ する

部分払　□ しない　■ する（　３回以内）

部分払の基準　■ 設計書のとおり　□

支払時期の特約の確認　適法な請求書を受理した日から起算して30日以内

契約約款の適用　□ 物品供給契約約款　□ 物品製造(印刷製本)契約約款
■ 委託契約約款　□ 修繕請負契約約款
□ 賃貸借契約約款　□

※　「横浜市契約規則」は、横浜市契約規則（昭和39年３月横浜市規則第59号。以下「契約規則」という。）（水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道局契約規程（平成20年３月水道局規程第７号）第２条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通局契約規程（平成20年３月交通局規程第11号）第２条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）

平成２２年度　一般会計　歳出　第３款２項１目　１３節（１）清掃設備保守委託料								
受付番号	種目番号	連絡先	委託担当 神奈川区　担当者：山村 地域振興課　公会堂担当　電　話：411－7091					
		区　長	部　長	課　長	係　長	係　員	設計者	

設　　　計　　　書

1　委　託　件　名　：　神奈川公会堂
冷却水レジオネラ属菌及びスケール対策作業委託

2　履　行　場　所　：　横浜市神奈川区富家町１－３
神奈川公会堂

3　履行期間（期限）　：　平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日

4　か　し　担　保　：　不要

5　その他特約事項　：　なし

6　現　場　説　明　：　■不要

□要（　月　日　時　分　場所　　　　　　　　）

7　委　託　概　要　：　冷却水の水質管理

８　部　分　払
　　する（３回以内）

部　分　払　い　の　基　準

業　務　内　容	履　行 予定月	数　　量 (概算数量)	単位	単　価	金　　額 (概算金額)
冷却水水質管理	６月 ７月 ８月	３	回		

委託代金額
（概算金額）￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

内訳　業　務　価　格
（概　算　金　額）　￥＿＿＿＿＿＿＿＿

消費税相当額
（概　算　金　額）　￥＿＿＿＿＿＿＿＿

内　　訳　　書

名　　称	形状寸法等	数量	単位	単価（円）	金額（円）	摘　要
レジオネラ属菌対策用処理剤	ＪＯＳＯ－Ｐ－66（同等品可）	60	kg			
スケール防止パック型水処理剤	スーパー浄素	4	個			
水処理点検費		3	回			
レジオネラ属菌検出検査		2	検体			

神奈川公会堂 冷却水レジオネラ属菌及びスケール対策作業委託 仕様書

１　件名

神奈川公会堂冷却水レジオネラ属菌及びスケール対策作業委託

２　実施時期

平成２２年４月１日～平成２３年３月３１日のうち年３回（６月・７月・８月）

３　実施場所

神奈川区富家町１－３

神奈川公会堂

４　実施方法

（１）対象

神奈川公会堂冷却塔（一体型）２基

（２）作業内容

ア．水処理剤基礎投入

イ．薬注ポンプ　（メモリ、動作、エアー抜き、タイマー設定値）

ウ．薬品タンク（残量、補充量、投入比、補充後容量）

エ．水処理薬品（使用量）

オ．自動ブロー（設定値、デファレンシャル、センサー清掃、導電率、導電率誤差）

カ．簡易ブロー

キ．採水（冷却水、冷水、温水、補給水）

ク．在庫チェック

（３）作業工程

作業内容	１回目	２回目	３回目
薬品購入・投入	○		
水処理点検	○	○	○
レジオネラ属菌検出検査		○	

５　実施報告

実施後、３０日以内に書面をもって報告すること

請　　　　　書

平成２２年　４月　１日

横浜市契約事務受任者

所　在　地　東京

商号又は名称　中央エレベーター工業株式会社

代表者職氏名

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお請けします。

件　　　名　　神奈川公会堂エレベーター保守点検委託

契　約　区　分　■ 確定契約　　□ 概算契約（概算数量契約）

契　約　金　額　￥967680

■ 課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）　￥46080

□ 免税業者

件　　名　（品名：品質、形状等）	数　量	単　　価	金　　額
乗用エレベーター保守（FM契約）	12回	76,800	921,600
費税			46,080
合　　　　　計			967,680

納入場所（履行場所）　神奈川公会堂

納入期限（履行期間）　平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日まで

前　　金　　払　■ しない　　□ する

部　　分　　払　□ しない　　■ する（　１２　回以内）

部 分 払 の 基 準　☑ 設計書のとおり　　□

支 払 時 期 の 特 約 の 確 認　　適法な請求書を受理した日から起算して30日以内

契 約 約 款 の 適 用　□ 物品供給契約約款　□ 物品製造（印刷製本）契約約款
■ 委託契約約款　□ 修繕請負契約約款
□ 賃貸借契約約款　□

※　「横浜市契約規則」は、横浜市契約規則（昭和39年３月横浜市規則第59号。以下「契約規則」という。）（水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道局契約規程（平成20年３月水道局規程第７号）第２条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通局契約規程（平成20年３月交通局規程第11号）第２条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）

平成２２年度　一般会計　歳出　第３款２項１目　１３節（１）清掃設備保守委託料

受　付 番　号	種目番号	連絡先	委託担当 神奈川区　　　　　　　　担当者：山村 地域振興課　公会堂担当　電　話：411－7091				
		区　長	部　長	課　長	係　長	係　員	設計者

設　　　計　　　書

1　委　託　件　名　：神奈川公会堂　エレベーター保守点検委託

2　履　行　場　所　：横浜市神奈川区富家町１－３
神奈川公会堂

3　履行期間（期限）　：平成２２年4月１日から平成２３年3月３１日

4　か　し　担　保　：不要

5　その他特約事項　：なし

6　現　場　説　明　：■不要

□要（　月　日　時　分　場所　　　　　　　　　）

7　委　託　概　要　：エレベーターの保守点検

８　部　分　払
　　する（１２回以内）

部　分　払　い　の　基　準

業　務　内　容	履　行 予定月	数　　量 （概算数量）	単位	単　価	金　　額 （概算金額）
エレベーター保守点検	毎月	１２	回		

委託代金額
（概算金額）￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

内訳　業　務　価　格
　　　（概　算　金　額）　￥＿＿＿＿＿＿＿＿

　　　消費税相当額
　　　（概　算　金　額）　￥＿＿＿＿＿＿＿＿

内　　訳　　書

名　　称	形状寸法等	数量	単位	単価（円）	金額（円）	摘　要
エレベーター保守 点検	積載750kg	１２	回			
	車椅子仕様	１２	回			
	地震時管制運転 装置	１２	回			
	火災時管制運転 装置	１２	回			
	停電時自動着床 運転	１２	回			
	音声合成装置	１２	回			

昇 降 機 保 守 仕 様 書

昇降機が常に安全かつ良好な運転状態を維持するよう次の事項を実施する。

1．点検・調整

定期的に技術員を派遣し、点検・給油・調整を行い、点検報告書を提出する。機器の性能維持に必要と判断した場合は、機器並びに付属部品に対し修理又は取り替えをする。

2．点検・修理又は部品の取替え作業範囲は別紙の通りとする。

修理又は部品の取替えの範囲は、昇降機を通常使用する場合に生じる磨耗及び劣化に限るものとする。但し、次項の項目は除外とする。

3．費用除外項目

1）　意匠部品（昇降かご・かご床タイル・敷居・三方枠・外側板等）の塗装、メッキ直し、清掃又は修理・取替え。

2）　巻上機・電動機・駆動機等それぞれの一式取替え、及び昇降路・機械室等の改修等。インバータ並びにシーケンサ等制御機器の一式取替え。附加装置等の一式取替え。

3）　諸法規の改正又は、官公署の命令もしくは要求による設備の改修及び、新規付属物の追加工事。

4）　所有者・管理者又は、使用者の不注意又は不適当な管理・使用等により生じた修理・取替え等。

4．作業時間

定期点検・定期整備は、保守受託者の就業時間（通常勤務日の通常勤務時間）内に行い、整備に必要な作業時間中は、運転を休止する。

5．関連設備の点検

煙感知機・火災報知機・消火設備・防火区画の扉・シャッター・自動扉等昇降機関連設備の点検は含まれない。

6．昇降機の占有もしくは、管理に基づく責任は一切含まない。

点検・修理又は部品の取替え等の作業範囲は、下記の通りとする。

分　　類	機器又は装置
受　電　盤 制　御　盤	1．リレー、コイル、抵抗類、コンデンサ、電池類 2．調速機（軸受け及びその他の部品） 3．電気配線（但し、電源引き込み線を除く）
電　動　機	1．巻き線、軸受け、整流子、ベアリング類、メタル類
巻　上　機	1．ウォームギア、スラストベアリング 2．巻上機軸受け 3．ブレーキの巻線、シューライニング及びその他の部品 4．トラクションシーブ及びその他のシーブ及びそれらの軸受け
調　速　機	1．軸受けその他の部品
か ご 関 係	1．ドアマシン関係（モーター、抵抗器、ドアロープ） 2．ドアハンガー及びガイドシュー、セフティーシュー 3．非常止め装置及びガイドシュー 4．各スィッチ類及び運転関係部品、カーライト及びランプ 5．連結装置及び部品（ケーブルを含む） 6．非常ベル、ブザー及び部品
乗り場関係	1．インジケータ、ボタン及び部品 2．インターロック及び部品、ドアスィッチ及び部品 3．ハンガー及びシュー、 4．戸クローザー及び部品
昇降路関係 I	1．主ワイヤーロープ、ガバナロープ、テールコード 2．リミットスィッチ及び部品 3．着床近接リレー及び部品
附 加 装 置	車椅子仕様、地震管制運転装置、火災管制運転装置、音声合成装置 停電自動着床装置、

請　　書

平成２２年　４月　１日

横浜市契約事務受任者様

所　在　地　　横浜市西　　　　　目１５０番地
商号又は名称　　株式会社　神奈川ナブコ
代表者職氏名　　代表取締　　　　　治

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお請けします。

件　　名　　神奈川公会堂自動ドア保守点検委託

契約区分　■確定契約　　□　概算契約（概算数量契約）

契約金額

	十	万	千	百	十	円
	¥	6	8	6	7	0

■　課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）

	十	千	百	十	円
	¥	3	2	7	0

□　免税業者

件　名　（品名：品質、形状等）	数　量	単　価	金　額
自動ドア保守点検（１台）	６回	１０，９００	６５，４００
点検実施月			
４，６，８，１０，１２，２月			
合　　計			６５，４００

納入場所（履行場所）　横浜市神奈川区富家町１－３

納入期限（履行期間）　平成２２年４月１日～平成２３年３月３１日

前金払　■　しない　　□　する

部分払　□　しない　　■　する（　　６回以内）

部分払の基準　☑　設計書のとおり　□

支払時期の特約の確認　　適法な請求書を受理した日から起算して30日以内

契約約款の適用
□　物品供給契約約款　　□　物品製造(印刷製本)契約約款
☑　委託契約約款　　□　修繕請負契約約款
□　賃貸借契約約款　　□

平成２２年度　一般会計　歳出　第３款２項１目　１３節（１）清掃設備保守委託料								
受付番号	種目番号	連絡先	委託担当 神奈川区　担当者：山村 地域振興課　公会堂担当　電　話：411－7091					
		区　長	部　長	課　長	係　長	係　員	設計者	

設　　　計　　　書

1　委　託　件　名　：　神奈川公会堂　自動ドア保守点検委託

2　履　行　場　所　：　横浜市神奈川区富家町１－３
神奈川公会堂

3　履行期間（期限）　：　平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日

4　か　し　担　保　：　不要

5　その他特約事項　：　なし

6　現　場　説　明　：　■不要

□要（　月　日　時　分　場所　　　　　　　　）

7　委　託　概　要　：　自動ドアの保守点検

8　部　分　払

　する（６回以内）

部　分　払　い　の　基　準

業　務　内　容	履　行 予定月	数　　量 (概算数量)	単位	単　価	金　　額 (概算金額)
自動ドア保守点検	偶数月	６	回		

委託代金額

（概算金額）￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

内訳　業　務　価　格

（概　算　金　額）　￥＿＿＿＿＿＿＿＿

消費税相当額

（概　算　金　額）　￥＿＿＿＿＿＿＿＿

内　　訳　　書

名　　称	形状寸法等	数量	単位	単価（円）	金額（円）	摘　要
自動ドア保守点検		６	回			

神奈川公会堂 自動ドア保守点検業務委託 仕様書

１　件名

神奈川公会堂自動ドア保守点検業務委託

２　実施時期

平成２２年４月１日～平成２３年３月３１日のうち年６回（偶数月）

３　実施場所

神奈川区富家町１－３
神奈川公会堂

４　実施方法

神奈川公会堂の自動ドアの維持管理に必要な保守点検を行う

（１）機種名
　ナブコ製自動ドア開閉装置　ＤＳ－４１　１台

（２）点検項目
　ア　使用状況（開閉回数、号機番号）
　イ　サッシ部（無目点検カバー、ガードレール内、扉、フレ止め・扉ガイド、指詰防止、隙間）
　ウ　懸架部（ハンガーレール、吊車、踊り止の隙間、ストッパー）
　エ　動作作動部（手動開閉の動作・異音、エンジン取付、駆動軸、プーリー、ベルト・チェーン・ワイヤー）
　オ　制御装置（開閉速度、クッション作用、開き保持時間）
　カ　センサー部（外側、内側、補助センサー）
　キ　電気回路（総合動作、配線、電源電圧、絶縁抵抗）
　ク　その他

５　実施報告

実施後、３０日以内に書面をもって報告すること

請　　　書

平成22年4月1日

横浜市契約事務受任者

所　在　地
商号又は名称　東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号
セコム株式会社
代表者職氏名　代表取締役社長　前田修

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお請けします。

件　　　名　神奈川公会堂機械警備委託

契約区分　■ 確定契約　□ 概算契約（概算数量契約）

契約金額

百	十	万	千	百	十	円
¥	3	0	2	4	0	0

■ 課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）

万	千	百	十	円
¥	1	4	4	0	0

□ 免税業者

件　名　（品名：品質、形状等）	数　量	単　価	金　額
平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日	12	24,000円	288,000円
消費税		1,200円	14,400円
合　計			302,400円

納入場所（履行場所）　神奈川公会堂

納入期限（履行期間）　平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

前金払　■ しない　□ する

部分払　□ しない　■ する（１２回以内）

部分払の基準　■ 設計書のとおり　□

支払時期の特約の確認　適法な請求書を受理した日から起算して30日以内

契約約款の適用
□ 物品供給契約約款　□ 物品製造(印刷製本)契約約款
■ 委託契約約款　□ 修繕請負契約約款
□ 賃貸借契約約款　□

平成２２年度　一般会計　歳出　第３款２項１目　１３節（１）清掃設備保守委託料

受　付 番　号	種目番号	連絡先	委託担当 神奈川区　担当者：山村 地域振興課　公会堂担当　電　話：411－7091				
		区　長	部　長	課　長	係　長	係　員	設計者

設　　計　　書

1　委託件名　：　神奈川公会堂　機械警備委託

2　履行場所　：　横浜市神奈川区富家町１－３
神奈川公会堂

3　履行期間（期限）　：　平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日まで

4　かし担保　：　不要

5　その他特約事項　：　なし

6　現場説明　：　■不要

□要（　月　日　時　分　場所　　　　　　　　）

7　委託概要　：（１）公会堂の夜間・休館日において、館内に不審者が侵入した場合に直ちに対応がとれる警備体制の構築
（２）公会堂の夜間・休館日において、設備異常・火災異常発生時の連絡体制の構築

８　部　分　払

　する（１２回以内）

部　分　払　い　の　基　準

業　務　内　容	履　行 予定月	数　　量 (概算数量)	単位	単　価	金　　額 (概算金額)
機械警備	毎月	１２	回		

委託代金額

（概算金額）￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

内訳　業　務　価　格

（概　算　金　額）　￥＿＿＿＿＿＿＿＿

消費税相当額

（概　算　金　額）　￥＿＿＿＿＿＿＿＿

内　　訳　　書

名　　称	形状寸法等	数量	単位	単価（円）	金額（円）	摘　要
機械警備		１２	月			

神奈川公会堂機械警備業務仕様書

１　業務目的

（１）公会堂の夜間・休館日において、館内に不審者が侵入した場合に直ちに対応がとれる警備体制の構築

（２）公会堂の夜間・休館日において、設備異常・火災異常発生時の連絡体制の構築

２　業務内容

（１）センサー・異常警報灯・各種設備の設置場所（別図のとおり）

ア　不審者が窓・出入口等を壊すことにより、館内に侵入した場合、直ちに適切な対応を図るため、１階・２階に人感センサー及びマグネットセンサーを設置し監視業務を行う。

イ　設備異常・火災異常等を感知するための設備を設置し監視業務を行う。

ウ　金庫の異常を感知するセンサーを設置し監視業務を行う。

エ　不審者が館内にいることを知らせる警報機を入口部に設置する。

オ　断線監視の機能を設置し監視業務を行う。

カ　機械警備のセット・解除を行う操作盤は、館内出口付近に設置し監視業務を行う。

（２）異常感知時の対応

ア　不審者異常・設備異常の感知時は、直ちに公会堂に急行し、異常の確認等の対応を取ることとし、必要に応じて緊急連絡先に通報する。

イ　火災異常の感知時は、直ちに公会堂に急行し、異常の確認・緊急対応等を取り必要に応じて消防機関・緊急連絡先に通報する。

３　その他

この仕様書に定めがない事項については、協議して決定する。

請　　　　書

平成 22 年 4 月 1 日

横浜市契約事務受任者 殿

所　在　地　横浜市　　　　　－37－24
商号又は名称　双信消防設備株式会社
代表者職氏名　代表　　　　　山芳夫

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお請けします。

件　　名　神奈川公会堂消防用設備点検

契約区分　☑ 確定契約　　☐ 概算契約（概算数量契約）

契約金額　¥538,650

☑ 課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）
¥25,650

☐ 免税業者

件　　名　（品名：品質、形状等）	数　量	単　価	金　額
第1回目 機器点検	1 式		192,000
第2回目 機器及総合点検	1 式		321,000
合　　計			513,000

納入場所（履行場所）　神奈川公会堂

納入期限（履行期限）　平成22年4月1日 ～ 平成23年3月31日

前　金　払　☑ しない　　☐ する

部　分　払　☐ しない　　☑ する（ 2 回以内）

部分払の基準　☑ 設計書のとおり　　☐

支払時期の特約の確認　適法な請求書を受理した日から起算して30日以内

契約約款の適用
☐ 物品供給契約約款　　☐ 物品製造（印刷製本）契約約款
☑ 委託契約約款　　☐ 修繕請負契約約款
☐ 賃貸借契約約款　　☐

<table>
<tr><td colspan="8">平成２２年度　一般会計　歳出　第３款２項１目　１３節（１）清掃設備保守委託料</td></tr>
<tr><td>受付番号</td><td>種目番号</td><td>連絡先</td><td colspan="5">委託担当
神奈川区　　　　　　　　担当者：山村
地域振興課　公会堂担当　電　話：411－7091</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>区　長</td><td>部　長</td><td>課　長</td><td>係　長</td><td>係　員</td><td>設計者</td></tr>
</table>

設　　　計　　　書

1　委　託　件　名　：　神奈川公会堂　消防用設備点検委託

2　履　行　場　所　：　横浜市神奈川区富家町１－３
　　　　　　　　　　　神奈川公会堂

3　履行期間（期限）　：　平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日

4　か　し　担　保　：　不要

5　その他特約事項　：　なし

6　現　場　説　明　：　■不要

　　　　　　　　　　　□要（　月　日　時　分　場所　　　　　　　　　）

7　委　託　概　要　：　消防用設備の点検

8　部　分　払
　　する（２回以内）

部　分　払　い　の　基　準

業　務　内　容	履　行 予定月	数　　量 (概算数量)	単位	単　価	金　　額 (概算金額)
第１回目 機器点検	８月	１	式		
第２回目 機器及び総合点検	２月	１	式		

委託代金額
（概算金額）￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

内訳　業　務　価　格
　　　（概　算　金　額）　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

消費税相当額
　　　（概　算　金　額）　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

内　　訳　　書

◆　第１回目　外観及び機能点検（１）

名　　称	形状寸法等	数量	単位	単価（円）	金額（円）	摘　要
消火器具						
粉末消化器（大型）		４	台			
粉末消化器	(放出試験２本)	２０	本			
粉末消化器	１０型充填 (放出試験分)	２	本			
屋内消火栓設備						
基本料		１	式			
加圧送水装置		１	台			
制御盤		１	台			
呼水装置		１	式			
消火栓箱		９	台			
自動火災報知設備						
受信機		１	台			
差動スポット型感知器交換		３	個			
定温スポット型感知器交換		２	個			
煙感知器		６５	個			
発信器		９	個			
電鈴		１０	個			
表示灯		９	個			
消火栓連動装置		１	台			
常用電源		１	式			
非常電源		１	式			
非常警報装置 (放送設備)						
アンプ		１	台			
スピーカー回線		１	式			
スピーカー		３１	台			
常用電源		１	式			
非常電源		１	式			
誘導灯及び誘導標識						
誘導灯		３４	台			
誘導灯	客席通路	２４	台			

内　　訳　　書

◆　第１回目　外観及び機能点検（２）

名　　称	形状寸法等	数量	単位	単価（円）	金額（円）	摘　要
排煙設備						
連動制御盤		１	台			
煙感知器		１６	個			
吸煙口		９	台			
手動開放装置		９	台			
ダンパー		１２	台			
排煙機		１	台			
排煙機起動盤		１	台			
常用電源		１	式			
非常電源		１	式			
非常電源						
自家発電設備	100KVA	１	式			
諸経費		１	式			

内　　訳　　書

◆　第２回目　外観及び機能総合点検（１）

名　　称	形状寸法等	数量	単位	単価（円）	金額（円）	摘　要
消火器具						
粉末消化器（大型）		４	台			
粉末消化器	(放出試験２本)	２０	本			
粉末消化器	１０型充填 (放出試験分)	２	本			
屋内消火栓設備						
基本料		１	式			
加圧送水装置		１	台			
制御盤		１	台			
呼水装置		１	式			
消火栓箱		９	台			
	放水試験	１	式			
自動火災報知設備						
受信機		１	台			
差動スポット型感知器交換		２	個			
定温スポット型感知器交換		２	個			
煙感知器		６５	個			
発信器		９	個			
電鈴		１０	個			
表示灯		９	個			
消火栓連動装置		１	台			
常用電源		１	式			
非常電源		１	式			
非常警報装置 (放送設備)						
アンプ		１	台			
スピーカー回線		１	式			
スピーカー		２９	台			
常用電源		１	式			
非常電源		１	式			
誘導灯及び誘導標識						
誘導灯		３４	台			
誘導灯	客席通路	２４	台			

内　　訳　　書

◆　第２回目　外観及び機能点検（２）

名　　称	形状寸法等	数量	単位	単価（円）	金額（円）	摘　要
排煙設備						
連動制御盤		1	台			
煙感知器		１６	個			
吸煙口		9	台			
手動開放装置		9	台			
ダンパー		１２	台			
排煙機		1	台			
排煙機起動盤		1	台			
常用電源		1	式			
非常電源		1	式			
防火戸設備						
連動制御盤		1	台			
煙感知器		3	個			
防火戸		2	台			
常用電源		1	式			
非常電源		1	式			
非常電源						
自家発電設備	100KVA	1	式			
	水抵抗負荷試験	1	式			
諸経費		1	式			

神奈川公会堂 消防用設備点検業務委託 仕様書

１　件名

神奈川公会堂消防用設備点検業務委託

２　実施時期

平成２２年４月１日～平成２３年３月３１日のうち年２回（８月・２月）

３　実施場所

横浜市神奈川区富家町１－３

神奈川公会堂

４　実施方法

神奈川公会堂の消防設備の維持管理に必要な点検作業を行う

（１）点検項目

別添表のとおり

（２）作業内容

第１回目　機器点検

第２回目　機器及び総合点検

５　実施報告

実施後、３０日以内に書面をもって報告すること

神奈川公会堂消防用設備点検項目＜別添＞

★印：総合点検

名　　称	形状寸法等	数量	単位	検査対象	
				１回目	２回目
消火器具					
粉末消火器（大型）		４	台	○	○
粉末消火器	(放出試験2本)	２０	本	○	○
粉末消火器	10型充填 (放出試験分)	２	本	○	○
屋内消火栓設備					
基本料		１	式	○	○
加圧送水装置		１	台	○	○
制御盤		１	台	○	○
呼水装置		１	式	○	○
消火栓箱		９	台	○	○
放水試験		１	式		○
自動火災報知設備					
受信機		１	台	○	○　★
差動スポット型感知器交換		３	個	○	○
定温スポット型感知器交換		２	個	○	○
煙感知器		６５	個	○	○　★
発信器		９	個	○	○
電鈴		１０	個	○	○
表示灯		９	個	○	○
消火栓連動装置		１	台	○	○
常用電源		１	式	○	○
非常電源		１	式	○	○
非常警報装置 (放送設備)					
アンプ		１	台	○	○
スピーカー回線		１	式	○	○
スピーカー		３１	台	○	○　★
常用電源		１	式	○	○
非常電源		１	式	○	○
誘導灯及び誘導標識					
誘導灯		３４	台	○	○
誘導灯	客席通路	２４	台	○	○
排煙設備					
連動制御盤		１	台	○	○　★
煙感知器		１６	個	○	○　★
吸煙口		９	台	○	○
手動開放装置		９	台	○	○
ダンパー		１２	台	○	○
排煙機		１	台	○	○
排煙機起動盤		１	台	○	○
常用電源		１	式	○	○
非常電源		１	式	○	○
防火戸設備					
連動制御盤		１	台		○
煙感知機		３	個		○
防火戸		２	台		○
常用電源		１	式		○
非常電源		１	式		○
非常電源					
自家発電設備	１００ＫＶＡ	１	式	○	○
水抵抗負荷試験		１	式		○
諸経費		１	式	○	○

請　　　　書

平成22年４月１日

横浜市契約事務受任者

所　在　地　横浜市都筑　　　　－7
商号又は名称　株式会社　三共消毒　横
代表者職氏名　所長

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお請けします。

件　　　名　神奈川公会堂　害虫駆除委託

契　約　区　分　■　確定契約　　□　概算契約（概算数量契約）

契　約　金　額

	百	十	万	千	百	十	円
		¥	7	2	0	3	0

■　課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）

	万	千	百	十	円
	¥	3	4	3	0

□　免税業者

件　　名　　（品名：品質、形状等）	数　量	単　　価	金　　額
定期施工（ゴキブリ）	2回	27,300	54，600
定期施工（ねずみ）	2回	7，000	14，000
合　　計			68，600

納入場所（履行場所）　神奈川公会堂

納入期限（履行期間）　平成22年４月１日から平成22年３月31日まで

前　金　払　■　しない　　□　する

部　分　払　□　しない　　■　する（　2　回以内）

部分払の基準　☑　設計書のとおり　　□

支払時期の特約の確認　適法な請求書を受理した日から起算して30日以内

契約約款の適用　□　物品供給契約約款　□　物品製造(印刷製本)契約約款
■　委託契約約款　□　修繕請負契約約款
□　賃貸借契約約款　□

平成２２年度　一般会計　歳出　第３款２項１目　１３節（１）清掃設備保守委託料

受　付 番　号	種目番号	連絡先	委託担当 神奈川区　　担当者：山村 地域振興課　公会堂担当　電　話：411－7091				
		区　長	部　長	課　長	係　長	係　員	設計者

設　　　計　　　書

1　委　託　件　名　：　神奈川公会堂　害虫駆除委託

2　履　行　場　所　：　横浜市神奈川区富家町１－３
神奈川公会堂

3　履行期間（期限）　：　平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日

4　か　し　担　保　：　不要

5　その他特約事項　：　なし

6　現　場　説　明　：　不要

要（　月　日　時　分　場所　　　　　　　　　）

7　委　託　概　要　：　神奈川公会堂害虫駆除委託

8　部　分　払

する（２回以内）

部　分　払　い　の　基　準

業　務　内　容	履　行 予定月	数　　量 (概算数量)	単位	単　価	金　　額 (概算金額)
害虫駆除	4・10	1	式		

委託代金額

（概算金額）￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

内訳　業　務　価　格

（概　算　金　額）　￥＿＿＿＿＿＿＿＿

消費税相当額

（概　算　金　額）　￥＿＿＿＿＿＿＿＿

内　　訳　　書

名　　称	形状寸法等	数量	単位	単価（円）	金額（円）	摘　要
ゴキブリ	残留噴霧 フラッシング 毒餌処理	２	回			
ねずみ	捕獲処理	２	回			

神奈川公会堂 害虫駆除委託 施工仕様

1　実施方法

（1）ゴキブリ

ア．残留噴霧

ハンドスプレーを用いて、クラックや隙間等、人が直接触れることがない場所に薬剤を噴霧する。

イ．フラッシング

ピレスロイド系エアゾール剤により、深部に潜んでいるゴキブリに直接噴霧し、フラッシング（追い出し）をする。

ウ．毒餌処理

生息が確認された場合、ゴキブリ用食毒剤を配置する。

（2）ねずみ

ねずみの侵入・生息監視ポイントを選び、ねずみ調査用トラップを配置する。

請　　書

平成 22年 4月 19日

横浜市契約事務受任者　様

住　　所　横　2-19-5
商号又は名称　株式会社　増田分析センター
代表者職氏名　代表

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお請けします。

件　　名　神奈川公会堂に関するアスベスト浮遊量調査

契約区分　■ 確定契約　□ 概算契約（概算数量契約）

契約金額

	十	万	千	百	十	円
	¥	9	9	7	5	0

■ 課税業者　（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）

	万	千	百	十	円
	¥	4	7	5	0

□ 免税業者

件　名（品名：品質，形状等）	数　量	単　価	金　額
位相差顕微鏡による分析	4検体	20,000	80,000
基本料金　（試料採取費等）	1式		15,000
消費税及び地方消費税額			4,750
合　　計			99,750

納入場所（履行場所）	横浜市神奈川区富家町１－３　神奈川区公会堂内
納入期限（履行場所）	平成 22年 5月 31日 まで
前金払	■ しない　□ する
部分払	■ しない　□ する（　　回以内）
部分払いの基準	□ 設計書のとおり　□
支払い時期の特約の確認	適法な請求書を受理した日から起算して３０日以内
契約約款の適用	□ 物品供給契約約款　□ 物品製造（印刷製本）契約約款 ■ 委託契約約款　□ □ 賃貸借契約約款　□

（業者提示用・物品出納通知書用）

物品購入等仕様書（内訳書）　A

<table>
<tr><td>発注局課</td><td colspan="4">神奈川区 地域振興課</td><td colspan="4">担当者名
山村　電話 411－7091</td></tr>
<tr><td>納入期限</td><td colspan="4">平成22年5月31日</td><td>部分払</td><td colspan="3">☑ しない
する　（　回以内）</td></tr>
<tr><td>納入場所</td><td colspan="4">神奈川公会堂</td><td>用途</td><td colspan="3">公会堂</td></tr>
<tr><td>分類番号</td><td>品名</td><td>メーカー・型番（同等品可）</td><td>品質・形状等</td><td>数量</td><td>単位</td><td>定価</td><td>単価@</td><td>金額</td></tr>
<tr><td></td><td>アスベスト濃度測定</td><td></td><td>位相差顕微鏡による分析</td><td>4</td><td>検体</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>サンプリング、報告書作成</td><td></td><td></td><td>1</td><td>式</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="8">合　計　税込価格</td><td>（　）</td></tr>
</table>

（備考）

1　発注に際しては，太枠内の各項目を必ず記入すること。（定価のないものは記入不要）

2　物品出納通知書の内訳書として用いる場合は，契約決定による単価及び金額等を記入すること。

請　　　書

平成 22 年 4 月 7 日

横浜市契約事務受任者

所　在　地　横浜市西区北幸2丁目5番3号
商号又は名称　株式会社ヤマハミュージック東京 横
代表者職氏名　店長

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお請けします。

件　名　ピアノ保守点検

契約区分　☑ 確定契約　□ 概算契約（概算数量契約）

契約金額

	百	十	万	千	百	十	円
		¥	4	9	9	9	9

☑ 課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額

十	万	千	百	十	円
	¥	2	3	8	0

□ 免税業者

件　名　（品名：品質、形状等）	数　量	単　価	金　額
コンサートピアノ保守点検	1	47,619	47,619
合　計			¥47,619

納入場所（履行場所）　横浜市神奈川公会堂
納入期限（履行期間）　契約決定した日から平成23年3月31日まで
前金払　☑ しない　□ する
部分払　☑ しない　□ する（　　回以内）
部分払の基準　□ 設計書のとおり　□
支払時期の特約の確認　適法な請求書を受理した日から起算して30日以内
契約約款の適用　□ 物品供給契約約款　□ 物品製造(印刷製本)契約約款
□ 委託契約約款　□ 修繕請負契約約款
□ 賃貸借契約約款　□

※　「横浜市契約規則」は、横浜市契約規則（昭和39年３月横浜市規則第59号。以下「契約規則」という。）（水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道局契約規程（平成20年３月水道局規程第７号）第２条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通局契約規程（平成20年３月交通局規程第11号）第２条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）

（業者提示用・物品出納通知書用）

物品購入等仕様書（内訳書）　A

発注局課	神奈川区地域振興課	担当者名	山村　光一	電話（４１１）７０９１
納入期限	平成23年３月31日まで	部分払	しない	
納入場所	神奈川公会堂	用　途	区民利用施設	

分類番号	品　名	ﾒｰｶｰ・型番（同等品可）	品質・形状等	数　量	単位	定　価	単価@	金　額	グリーン購入法調達基準
	ピアノ保守点検（調律）			1	式				非該当
合　計									

（備考）

１　発注に際しては、太枠内の各項目を必ず記入すること。（定価のないものは記入不要）

２　物品出納通知書の内訳書として用いる場合は、契約決定による単価及び金額等を記入すること。